

令和4年度（2022年度）版

～令和3年度（2021年度）のまとめ～

熊本の環境

～環境白書～



通潤橋(山都町)

熊本県

目 次

第 1 部 特集

- 1 「くまもとゼロカーボン行動ブック」で CO2 削減を …… 1
- 2 「熊本県食品ロス削減推進計画」の策定について …… 2
- 3 阿蘇の草原維持・再生に向けた取組みについて …… 4
- 4 環境にも優しいくまもと型伝統構法を用いた木造建築の普及について …… 6

第 2 部 本編 ～環境の現状と対策～

- 第 1 章 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画と計画指標の動向**
- 第 1 節 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画について …… 8
- 第 2 章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進**
- 第 1 節 地球温暖化対策の推進（区域施策編） …… 15
- 第 2 節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進 …… 25
- 第 3 章 循環型社会の推進**
- 第 1 節 資源循環の推進 …… 29
- 第 4 章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現**
- 第 1 節 森林、水辺等の自然環境の保全 …… 37
- 第 2 節 生物多様性の保全に係る対策の推進 …… 42
- 第 5 章 安全で快適な生活環境の確保**
- 第 1 節 水環境に係る対策の推進 …… 46
- 第 2 節 大気環境に係る対策の推進 …… 57
- 第 3 節 オゾン層の保護対策の推進 …… 64
- 第 4 節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進 …… 65
- 第 5 節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進 …… 69
- 第 6 節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理 …… 71
- 第 7 節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み …… 75
- 第 8 節 緑と水のある生活空間の保全・創造 …… 77
- 第 9 節 良好な景観及び文化財の保全・創造 …… 78
- 第 10 節 環境にやさしい産業の推進と事業者支援 …… 80
- 第 6 章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進**
- 第 1 節 気候変動の影響への対応 …… 86
- 第 2 節 大規模災害への備え …… 87
- 第 3 節 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 …… 91

第7章	環境立県くまもと型未来教育	
第1節	未来を支える人づくり	93
第2節	豊かなくまもとを守り育てる地域づくり	96
第8章	持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり	
第1節	環境アセスメントの推進	97
第2節	土地利用	99
第3節	環境情報・研究ネットワーク化	101
第4節	国際協力の推進	103
第9章	水俣病対策事業	
第1節	水俣病認定審査業務、水俣病に関する不服申し立て及び訴訟	104
第2節	水俣病総合対策事業及び保健福祉対策	106

第1部 特集

1 「くまもとゼロカーボン行動ブック」でCO2削減を

1 具体的な取組みの「見える化」

県では、地球温暖化が及ぼす影響と対策の必要性、具体的な取組みとその効果を分かりやすく示し、家庭で実践してもらうため「くまもとゼロカーボン行動ブック」を作成しました。

この行動ブックでは、省エネやごみの削減、再生可能エネルギーの導入など、日常生活で取り組んでほしい36の行動とそのCO2削減効果、経済的なメリットを「見える化」して紹介しています。また、具体的な取組みを「すぐにできる行動」、「一歩踏み出す行動」、「ゼロカーボンを日常にする行動」と「HOP→STEP→JUMP」の3つの段階で示しています。これ以上地球温暖化が進まないよう、県民一人ひとりができることを積み重ねていただくことで、「ゼロカーボン社会・くまもと」の実現に近づきます。

「具体的な取組みの例」

	行動	CO2削減効果	メリット
Hop 「今できること」をすぐやろう	シャワーの流しっぱなしはやめて、節水しましょう 	28.6kg-CO2/年 →ガソリン 約12リットルを使用した際の排出量	ガス・水道代の節約 約4,300円/年 (水使用量△4.4㎡/年) (都市ガス量△12.8㎡/年)
Step さらに一歩	古くなった家電の買い替えは省エネ型にしましょう 	60.5kg-CO2/年 →ガソリン 約26リットルを使用した際の排出量	電気代の節約 約4,800円/年 (電力量△176.0kWh/年)
Jump ゼロカーボンを日常に	自宅をゼロエネルギーハウスにしましょう 	1,672.4kg-CO2/年 →ガソリン 約720リットルを使用した際の排出量	光熱費の節約 約74,000円/年 (電力量△4,047kWh/年) (都市ガス量△68.8㎡/年) (灯油量△50.8L/年)



「くまもとゼロカーボン行動ブック」

2 「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用した環境教育

県内全ての小学5年生を対象とした「水俣で学ぶ肥後っ子教室」や、小中学校で実施している「くまもと環境出前講座」で行動ブックを活用した環境教育を実施しています。

また、企業や団体等の研修会に職員が出向いて説明するなど、様々な機会を通じて、ゼロカーボンにつながる行動が浸透し、県全体でCO2削減が進むよう、取り組みます。



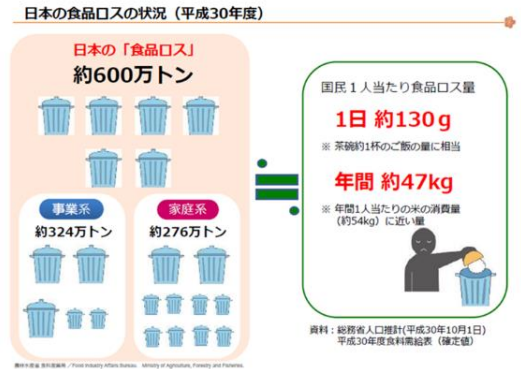
「くまもと環境出前講座」の様子

2 「熊本県食品ロス削減推進計画」の策定について

1 食品ロス削減の必要性

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。日本の食品ロス量は、年間600万トン（平成30年度推計）で、国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量約420万トンの1.4倍に相当します。これは、年間一人当たり約47kgになり、毎日一人当たり茶碗約1杯分（約130g）の食べ物を捨てている計算になります。

食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に発生しており、もったいないというだけでなく、資源の無駄遣い、環境への負荷、深刻な食糧不足等を引き起こす大きな社会問題です。平成27年（2015年）9月に、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の一つに位置付けられ、日本でも、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、都道府県及び市町村の計画策定が努力義務として課されています。



出典：食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）

2 食品ロスに係る現状と課題

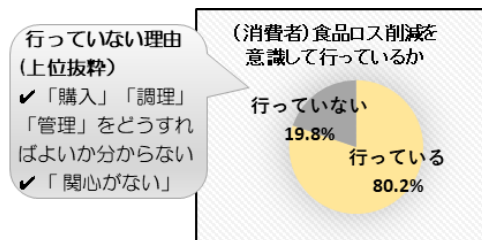
本県の食品ロス発生量は、52,928トンと推計され、県民一人当たり換算すると毎日小さなおにぎり1個分（約83g）の量が発生していることとなります。また、2021年県民アンケートでは、「食品ロス削減を意識して行っている」割合は80.2%で、行っていない主な理由は、「具体的な行動が分からない」や「関心がない」という結果でした。

こうした現状に加え、事業者等の意識調査や有識者の意見などから、県民一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識し、「我が事」として捉え、具体的「行動」に移すこと、消費者、事業者、関係団体等県民総参加で取り組んでいくことが必要です。

・食品ロス発生量

食品ロス発生量	令和3年度(2021年度) [平成30年度(2018年度)推計]		
	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
全国	6,000,000	2,760,000 (46.0%)	3,240,000 (54.0%)
国民一人1日当たり	130g/(人・日)	60g/(人・日)	70g/(人・日)
熊本県	52,928	32,351 (61.1%)	20,577 (38.9%)
県民一人1日当たり	83g/(人・日)	51g/(人・日)	32g/(人・日)

・食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合

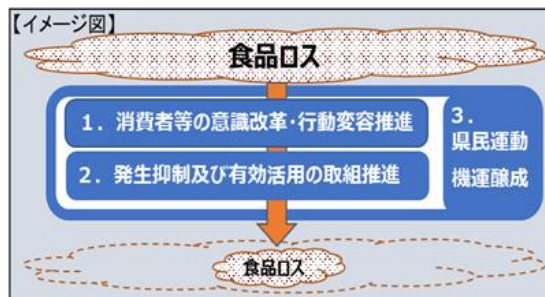


出典：熊本県食品ロス削減推進計画・概要（熊本県）

3 「熊本県食品ロス削減推進計画」策定と本県の目標

食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会「ゼロカーボン社会くまもと」実現のため、令和4年（2022年）3月に熊本県食品ロス削減推進計画（令和4～7年度・4か年）を策定しました。

計画の中で、「食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を10%以下にする」、「食品ロスを計画期間内（4年間に、3,176トン削減する（▲6%）」という2つの目標を設定しました。そして、消費者等の意識改革や行動変容を推進し、発生抑制に重点をおいた具体的取組を進めることで、県民運動の機運を醸成し、県民総参加で取り組んでいくこととしました。



出典：熊本県食品ロス削減推進計画・概要（熊本県）

4 目標達成のための施策展開

消費者が食品ロス削減の意義を理解し、日常生活ですぐ取り組み、行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として推進することで、県民運動の機運を醸成し、目標達成を目指します。

食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』

【行動1】買い物時の「てまえどり」行動の推進

購入してすぐ食べる商品を商品棚の手前から積極的に選ぶ取組み



「てまえどり」啓発POP

【行動2】外食時の「食べきり運動」の推進

県民、食べきり協力店、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す取組み

【行動3】事業者参加の「フードドライブ」活動の推進

県内企業に呼びかけ、社員の家庭で余っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組み

【行動4】消費者の意識を活かす「食ロスチェック」の実施

モニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組み

《参考》 食品ロス削減ロゴ



3 阿蘇の草原維持・再生に向けた取組みについて

1 阿蘇の草原の現状

生物多様性や炭素固定機能、水源涵養機能など様々な機能を有する阿蘇の草原は、千年以上もの間、阿蘇地域の人々の放牧や野焼きなど生活の営みにより形成・維持されてきた、熊本県の「悠久の宝」と言うべきものです。

現在、阿蘇には約 22,000ha の草原が広がっていますが、農業の近代化や畜産業の変容など社会情勢の変化を背景に、伝統的な営農スタイルを維持・存続することが困難になっており、今後、農家の高齢化や担い手不足が更に進行することで、草原面積が減少していくことが懸念されています。



あか牛の放牧（出展：熊本県）

(1) 生物多様性

阿蘇の草原には約 600 種もの生物が生息していると言われており、ヒゴタイやハナシノブなど阿蘇地域や国内の限られた地域でしか見られない希少な植物が生育しています。

また、恵まれた自然環境の中で、多様な野鳥や昆虫が生息しており、150 種の鳥類や、100 種を超えるチョウ類が見られ、阿蘇は「チョウの楽園」とも呼ばれています。



ヒゴタイ（出展：（公財）阿蘇グリーンストック）

(2) 炭素固定機能

阿蘇の草原の地下には黒ボク土が分布しており、最近の研究では、阿蘇郡市の全世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量の 1.7 倍に相当する炭素を草原が固定することが分かってきました。

この炭素は、野焼き後に残る炭などに由来しており、長期にわたって蓄積され続けてきたものです。

このように、地球温暖化防止の観点からも、野焼きなどによって形成・維持されてきた阿蘇の草原は、未来へ残すべき価値が高いものです。



野焼き（出展：（公財）阿蘇グリーンストック）

(3) 水源涵養機能

草原や森林は、雨水を土中で蓄えてゆっくりと放出し続ける水源涵養機能を有しており、阿蘇地域は、白川や筑後川など6本の一級河川の源流域として流域人口約500万人の水を支える「九州のみずがめ」と呼ばれています。

最近の研究では、ススキやササといった阿蘇の草原の植物は、スギやヒノキといった森林の植物に比べ、蒸散量（根から吸い上げた水を水蒸気として大気中に放出する量）や遮断蒸発量（枝葉にぶつかった雨水がそのまま蒸発する量）が小さいという結果が出ており、優れた水源涵養機能を有していることが分かっています。

2 阿蘇の草原維持・再生に向けた県の取組み

このような状況から、県では平成25年8月に発表した「かばしまイニシアティブNEXT」に基づき、地元後継者の育成や野焼きの再開支援、野焼きの延焼を防ぐための恒久防火帯の整備などの取組みを進めてきました。

また、ドローン等のICT技術を活用した実証実験にも取り組んでおり、野焼きや輪地切り作業の省力化のほか、延焼防止に向けた検証を行っています。

3 阿蘇草原応援企業サポーター認証制度

熊本県では令和3年度から、草原維持のボランティアに参加する企業・団体（人的協力団体）や草原維持の募金を行う企業・団体（金銭的協力団体）を認定する「阿蘇草原応援企業サポーター認証制度」に取り組んでいます。

認定された企業・団体には、草原維持のボランティアに参加するために必要となる経費（作業服やヘルメット、交通費など）について、1団体あたり15万円を上限として支援しています。

また、県のホームページやSNS等の広報媒体に掲載する他、「阿蘇の草原」と「くまモン」をデザインした「阿蘇草原応援企業サポーターロゴマーク」を使用することができます。



4 環境にも優しくくまもと型伝統構法を用いた木造建築物の普及について

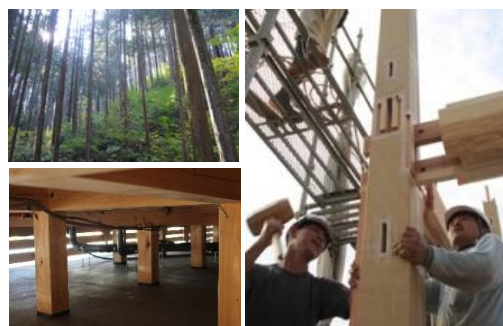
1 はじめに

熊本県は、全国有数の林産県であり、県立球磨工業高校伝統建築コースに代表されるように伝統木造建築物の教育環境が整い、伝統構法の専門家も多数活躍しています。また、令和元年12月に国に先駆け「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、住宅・建築物においても、更なる省エネルギー化や脱炭素化に向けた取組みの一層の充実・強化が不可欠となっています。

伝統構法は、豊富な木材資源を活かし、職人がその特性を理解し、長い歴史の中で改良を繰り返しながら育まれてきた、我が国の気候風土に適した優れた構法です。地域産木材の利用及び手刻み加工によるCO2排出削減や石場立て基礎による建築物の長寿命化を図ることができるため、SDGs（持続可能な開発目標）に資するものとして注目されています。



熊本の木造伝統構法住宅



伝統構法のイメージ

2 熊本県の取組み

(1) 「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」の策定

木造伝統構法は、一般的な住宅に用いられる木造在来工法とは異なり、接合部や仕口に金物を使わず、木と木を組み上げて建物を構成するため、現行の建築基準法では20階建てのビルと同等レベルの高度な構造計算が必要とされています。この高度な構造計算は建築士であっても容易ではないため、伝統構法による設計をあきらめてしまう場合があり、普及しにくい状況となっていました。そこで、伝統木造建築物を設計しやすくするため、県内の産学官で連携し、平成28年度から4年間をかけて実験・検証等の検討を重ね、全国に先駆けて令和2年2月に「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」を策定しました。



くまもと型設計指針



実験の様子

(2) 熊本県版「気候風土適応住宅」の策定

伝統的な構法の住宅は、通風・日射の活用や制御、地域の建築材料の採用、地域で培われてきた住まい方への配慮といった、地域の気候・風土を踏まえた工夫により、石油製品や冷暖房設備等の利用を最小限とすることが可能です。このように、優れた居住環境を有していますが、一方で、法の省エネ基準への適合が課題となっています。

そこで、熊本県では省エネ基準を一部合理化することができる「気候風土適応住宅」の独自基準を令和2年12月に全国に先駆けて策定し、伝統木造建築物をつくりやすい環境整備を行いました。



気候風土適応住宅のイメージ

3 期待される効果

以上の取組みにより伝統木造建築物が普及することで以下の効果が期待されます。

① 脱炭素社会の実現

- ・県産材を利用するため、県内調達が可能です。また、木材は手刻みで加工するため、輸送時や製造時のCO2排出量削減につながります。
- ・通常よりも多くの木材を使用するため、生長時に吸収したCO2を蓄えて、大気中に戻さない炭素貯蔵効果があります。
- ・CO2吸収が少ない大木を伐採し、再植林することでCO2吸収増加につながります。
- ・自然素材を利用するため、建て替えを行う際に再利用が可能であり、産業廃棄物の発生が少なくなります。
- ・床下を開放した石場立て基礎の造りにより、床下の通風が良いため、シロアリが付きにくく、建物の長寿命化につながります。

② 技術の継承

- ・伝統木造建築物が増えることにより担い手が増加し、伝統木造技術の継承が見込まれます。

③ 地域産業の活性化

- ・木材をふんだんに使用するため、木材の消費拡大につながり、地産地消による地域産業（林業・建設業）の活性化が見込まれます。

本取組みは、一般社団法人プラチナ構想ネットワーク主催の「第10回プラチナ大賞^{※1}」において優秀賞（環境文化賞）を受賞し、全国でも高く評価されています。今後も講習会や現場見学会を通して伝統構法の普及を促進していくことで持続可能な社会に貢献していきます。



※1「プラチナ大賞」とは、イノベーションによる新産業の創出やアイデアあふれる方策などにより社会や地域の課題を解決している自治体や企業などの取り組みを賞という形で称え、これらを「プラチナ社会」のモデルとして紹介することにより、更なる広がりにつなげることを目的とするもの。

第2部 本編 ～環境の現状と対策～

第1章 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画と計画指標の動向

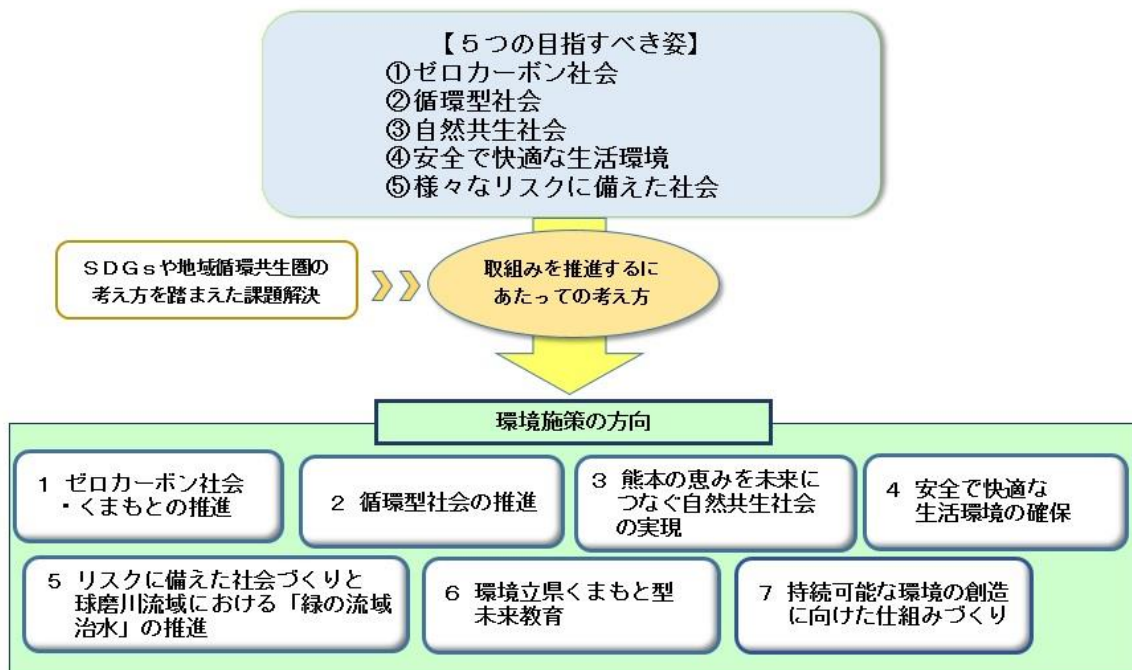
第1節 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画について

熊本県では、熊本県環境基本条例に基づき策定した第四次熊本県環境基本指針（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））及び第六次熊本県環境基本計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））に沿って、「環境立県くまもと」に向けた様々な環境施策に取り組んでいます。

環境基本指針：県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示す

環境基本計画：基本指針が示す施策の方向に沿って、環境の分野毎に、現状、課題、施策の方向性及び目標を示す

第四次熊本県環境基本指針の概要



第六次熊本県環境基本計画の概要

第1編 基本的事項

計画策定の趣旨、計画の性格・位置付け 等

第2編 環境を取り巻く状況

環境の現状、国内外の動き、前計画の成果と今後の課題

第3編 重点テーマ

地球温暖化対策として、緩和策と適応策を両輪で推進

第4編 分野別計画 ※主な施策の方向性

1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進

(1) 地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガス排出量の現状や将来推計を基に2050年の排出量を予測
- ・2050年ゼロカーボンに向けた4つの戦略を位置づけ

①省エネルギーの推進

②エネルギーシフト

③電気のCO₂ゼロ化

④その他のCO₂の
実質ゼロ化

・中間目標(2030年度)

県で見通しを立てた削減量	国の更なる追加施策による削減量	2030年度目標
Δ40%	Δ10%	⇒ Δ50%

○部門別取組み

部門 (排出量構成比)	2017年度実績 (2013年度比)	2030年度目標	計画期間(2021~2025年度)の施策の方向性
i 家庭部門 (19.8%)	Δ29.5%	⇒ Δ47% +α	・ゼロカーボンに必要な取組みの見える化 ・LED普及 ・住宅の新築やリフォーム時の断熱仕様の推進、ZEHや太陽光発電の導入推進等
ii 産業部門 ・業務部門 (49.7%)	Δ16.7% Δ31.1%	⇒ Δ35%+α ⇒ Δ57%+α	・省エネ(電化)設備への転換、CO ₂ 削減に向けた企業等 にと連携した課題解決、再エネ導入の推進等
iii 運輸部門 (20.7%)	+5.0% ^{※1}	⇒ Δ27% +α	・エコドライブや宅配便の再配達防止活動の推進、 次世代自動車の導入促進や高純度BDFの活用
iv 廃棄物部門 (7.8%)	+20.1% ^{※1}	⇒ Δ12% +α	・廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進、 フロン類の回収推進等

○横断的取組み

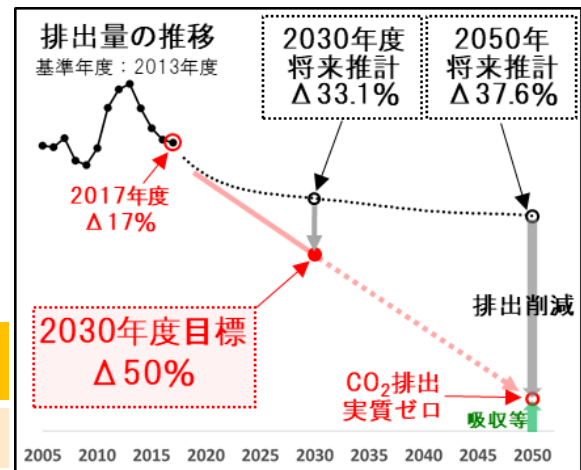
※1 運輸部門は災害復旧に係るトラック等による軽油使用量の増加、廃棄物部門は全国的なハイドロフルオロカーボンの排出増加によるものと推測

分野	2030年度目標	計画期間(2021~2025年度)の施策の方向性
i 再エネの導入推進	県内の再エネ導入量 150万kL(原油換算)	再生可能エネルギーの導入促進、自家消費型の再エネ発電・蓄電の普及拡大等
ii 吸収源対策等の推進	森林吸収量 51.4万tCO ₂	間伐や再造林等の適切な森林整備の推進、 カーボンオフセット、CO ₂ 固定化等
iii 広域連携	-	県内市町村、国、企業、県民の連携による取組み
iv 県民運動の推進	-	県民、事業者、行政等各主体の意識改革・行動変容の促進

(2) 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進

- ・「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」に基づく温室効果ガス排出削減等の取組の推進

図 温室効果ガス排出量の将来予測と削減イメージ



2章 循環型社会の推進

(1) 資源循環の推進

- 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
- 市町村における発電や熱利用等、環境に配慮した廃棄物処理施設整備の推進
- 海洋プラスチックごみ削減に向けた陸域・海域における排出抑制、回収、リサイクル推進
- バイオマスの活用推進
- 災害廃棄物の適正処理体制の構築

3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

(1) 森林、水辺等の自然環境の保全

- 地熱発電の導入促進と温泉資源保護の共存に向けた検討
- 森林の多面的機能の維持増進のための森林整備の推進、豊かな森林を守り育てる意識の醸成
- 有害鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の管理対策の強化、若手狩猟者の育成・確保

(2) 生物多様性の保全に係る対策の推進

- 国や地元市町村等と連携した外来生物対策
- 環境にやさしい「くまもとグリーン農業」の推進
- 自然の恵みを活かした体験型観光の開発支援、国立公園を活用した自然環境ツーリズム

4章 安全で快適な生活環境の確保

(1) 水環境に係る対策の推進

- 水田湛水事業（人為的な地下水かん養対策）の継続・拡大
- 地域の状況に応じたきめ細かな硝酸性窒素対策の推進

(2) 大気環境に係る対策の推進

- 大気汚染防止法改正に伴うアスベスト対策の指導・監督体制強化

(3) オゾン層の保護対策の推進

(4) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

(5) 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

(6) 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

(7) 水銀フリー社会の実現に向けた取組み

(8) 緑と水のある生活空間の保全・創造

(9) 良好な景観及び文化財の保全・創造

- 「『阿蘇』の景観を守る宣言」を踏まえた景観保全

5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

(1) 気候変動の影響への適応

- 気候変動への分野別対策を4分野から7分野に再編・拡充

(2) 大規模災害への備え

- 小型・分散型の再生可能エネルギー施設（「屋根置き太陽光発電施設+蓄電池」等）の普及促進
- 人材育成（県・市町村職員、事業者）、広域処理を含めた災害廃棄物の適正処理体制構築

(3) 社会変革への対応

- オンライン会議等の環境負荷の低減につながる行動変容の定着促進や、地域資源を活かした自立・分散型の社会形成

(4) 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

- 「緑の流域治水」の実現に向けて、国、県、流域市町村、住民等の力を結集し、河川の整備や遊水地の活用、森林整備、新たな流水型ダムや田んぼダムの推進、避難体制の強化等
- 再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出

6章 環境立県くまもと型未来教育

(1) 未来を支える人づくり

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」による水俣病の理解促進、環境保全行動意欲の育成
- 環境センター等における環境教育・学習の推進
- 持続可能な社会の実現に向けた消費活動の推進

(2) 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

(1) 環境アセスメントの推進

(2) 環境情報・研究のネットワーク化

(3) 国際協力の推進

・数値目標一覧

※令和3年度の実績が目標を達成している指標については、「達成」としています。

第1章 ゼロカーボン社会・くまとの推進

指標	令和2年度 (基準年度)	令和12年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
温室効果ガス(二酸化炭素換算)総排出量の削減率	1,439.8万t-CO ₂ (H25)	50%削減 (H25年度 総排出量比)	26.6%減 (1056.4万t-CO ₂) (R1)
再生可能エネルギー導入量 (原油換算)	90万 kL (R1)	150万 kL (R12)	94万kL (R2)
森林による二酸化炭素吸収量	86.9万t-CO ₂ (H30)	51.4万t-CO ₂ (R12)	74.9万t-CO ₂ (R2)
間伐実施面積(年間)	6,421ha (R1)	8,000ha (R5)	5,629ha (R3)
森林の更新のうち人工造林の割合	57% (R1)	70% (R5)	44% (R3)
熊本県の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減率	51,676t-CO ₂ (H25)	60%以上削減 (H25年度 総排出量比)(R12)	43.2%減 (29,348t) (R2)

第2章 循環型社会の推進

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
一般廃棄物排出量(年間)	556千トン (H30)	506千トン (R7)	559千トン (R2)
産業廃棄物排出量(年間) ※家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	4,081千トン (H30)	4,378千トン (R7)	4,081千トン (R3)
バイオマスの利用率(年間) ①廃棄物系バイオマス ②未利用系バイオマス	①94%(H30) ②93%(H30)	①,② 95% (R7)	①94%(R2) ②93%(R2)

第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
間伐実施面積(年間)	6,421ha (R1)	8,000ha (R5)	5,629ha (R3)
森林の更新のうち人工造林の割合	57% (R1)	70% (R5)	44% (R3)
多面的機能支払交付金の対象農用地面積(年間)	69,369ha (R1)	75,300ha (R7)	69,883ha (R3)

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
覆砂造成面積(累計)	18.8ha (R2)	92.2ha (R3～R7累計)	19.1ha (R3)
ニホンジカの頭数	89,000頭 (R1)	54,000頭 (R7)	79,000頭(推定値) (R3)
イノシシによる農作物被害額	218百万円 (R1)	150百万円 (R7)	205百万円 (R3)

第4章 安全で快適な生活環境の確保

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
熊本地域の地下水かん養増加量(台地部等水田湛水事業) (年間量)	295万㎡ (H30)	570万㎡ (R6)	349.3万㎡ (R2)
熊本地域の地下水採取量 (年間量)	16,759万㎡ (H30)	16,550万㎡以下 (R6)	16,506万㎡ (R2) 達成
熊本地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度 (年間) ①10mg/l超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	①14.4%(15/104) (R1) ②26.0%(27/104) (R1)	①全ての井戸で達成水質値10mg/lを満足すること。(R7) ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを満足すること。(R7)	①15.5%(16/103) (R2) ②25.2%(26/103) (R2)
荒尾地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度 (年間) ①10mg/l超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	①17.1%(6/35) (R1) ②17.1%(6/35) (R1)	①全ての井戸で達成水質値10mg/lを満足すること。(R7) ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを満足すること。(R7)	①17.1%(6/35) (R2) ②17.1%(6/35) (R2)
販売農家のうち、くまもとグリーン農業生産宣言者の割合	53% (R1)	70% (R6)	66% (R3)
小中学生を対象とした出前講座受講者数	1,317人 (R2)	1,340人 (R7)	2,701人 (R3) 達成

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
環境基準が定められている大気汚染物質の環境基準達成率(年間)	二酸化硫黄 (長期的評価) : 100% (R1) 二酸化窒素 (長期的評価) : 100% (R1) 光化学オキシダント : 0% (R1) 浮遊粒子状物質 (長期的評価) : 100% (R1) 微小粒子状物質 : 89.5% (R1) ベンゼン : 100% (R2) トリクロロエチレン : 100% (R2) テトラクロロエチレン : 100% (R2) ジクロロメタン : 100% (R2)	現状の数値の維持 又は向上 (R7)	二酸化硫黄(長期的評 価) : 100% 二酸化窒素(長期的評 価) : 100% 光化学オキシダント : 0% 浮遊粒子状物質(長期的 評価) : 100% 微小粒子状物質 : 100% ベンゼン : 100% トリクロロエチレン : 100% テトラクロロエチレン : 100% ジクロロメタン : 100% (R3) 達成
フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量	58.7トン (R1)	35.2トン (R6)	67.2トン (R3)
自動車交通騒音に係る環境基準達成率(年間)	97.5% (R1)	100% (R7)	93.9% (R3)
有害物質を使用する工場・事業場における漏洩事故件数	0件 (R2)	0件 (R7)	0件 (R3)
ダイオキシン類濃度の環境基準達成率(年間)	100% (R2)	100% (R7)	100% (R3) 達成
景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数(累計)	20市町村 (R2)	23市町村 (R7)	20市町村 (R3)

第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
自立分散型再エネ電源等を備えた自治体の防災拠点、避難所等	207施設 (R1)	300施設 (R12)	259施設 (R2)

第6章 環境立県くまもと型未来教育

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
学校版環境ISOにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校及び義務教育学校の割合	98.9% (R2)	100% (R7)	98.8% (R3)

指標	令和2年度 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	令和3年度実績 (実績年度)
学校版環境ISOにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った県立中学校と県立高校の割合	100% (R2)	100% (R7)	100% (R3) 達成
熊本県環境センター主催動く環境教室実施回数(年間)	26回 (R2)	95回 (R7)	40回 (R3)
熊本県環境センター主催事業参加者数(年間)	2,422人(R2)	3,500人 (R7)	3,033人 (R3)
環境月間における環境保全活動等の実施回数※	51回(R2)	100回 (R7)	78回 (R3)

第2章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進

第1節 地球温暖化対策の推進（区域施策編）

1 熊本県の温室効果ガス排出量の現状

(1) ゼロカーボンに向けた世界の動向や県の目標

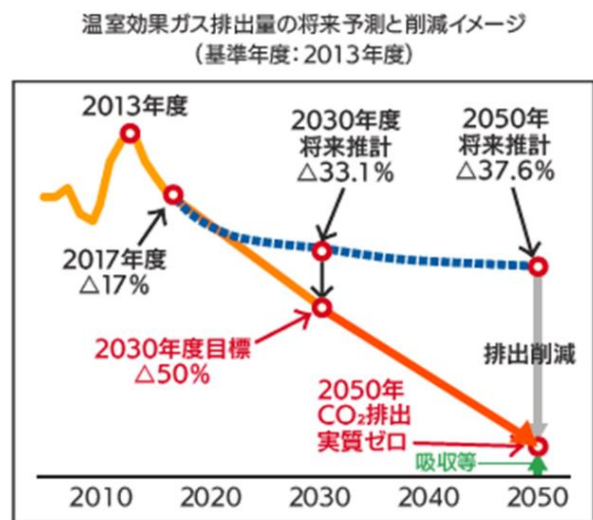
現状・課題

平成27年（2015年）に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締結国会議）では、産業革命前からの平均気温上昇を2度以内とする新たな国際的な枠組「パリ協定」が12月に採択されました。

国は、令和2年（2020年）10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言しました。また、令和3年（2021年）10月に決定された国の地球温暖化対策計画では、2030年度の温室効果ガス削減目標について、2013年度比で46%削減すること、更に50%の高みに向け挑戦をすることが盛り込まれ、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組むこととされています。

県においては、令和元年（2019年）12月、国に先駆けて、2050年までに『県内CO₂排出実質ゼロ（ゼロカーボン）』を目指すことを宣言しました。また、令和3年（2021年）7月に策定した「第六次熊本県環境基本計画」では、温室効果ガス削減目標を50%（2013年度比）とし、国を上回る高い目標を掲げています。

（第六次熊本県環境基本計画での削減目標）



部門	2017年度	2030年度(目標年度)
家庭部門	△29.5%	△47% +α
産業部門	△16.7%	△35% +α
業務部門	△31.1%	△57% +α
運輸部門	5.0%	△27% +α
廃棄物部門	20.1%	△12% +α

※左記数値は県で見通しを立てた削減(△40%)に必要な目標値であり、50%削減にはこれに加え、国の更なる追加施策による削減(+α)が必要

(2) 熊本県の温室効果ガス排出量の推移

現状・課題

(ア) 県全体の温室効果ガス排出量の推移

2020年度の温室効果ガス排出量は1,062万t-CO₂で、2013年度比で26.3%削減となっています。

2019・2020年度は、エネルギー使用量は減少しましたが、電力会社の発電時のCO₂排出割合(排出係数)が増加し、温室効果ガス排出量は前年度比で増加しています。

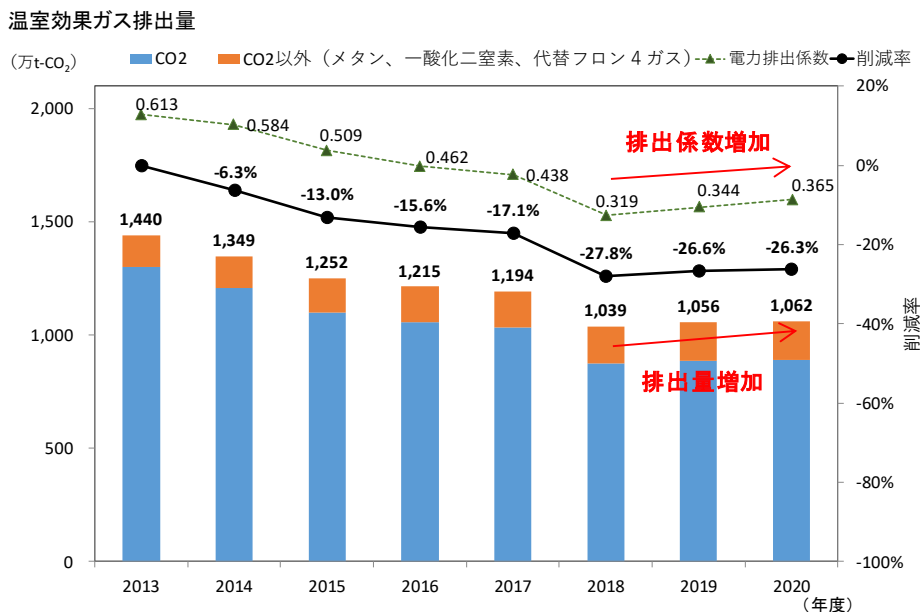


図2-1-1 県全体の温室効果ガス排出量の推移

(イ) 部門別の排出量

部門別の内訳は、産業部門が3割以上を占め最も多く、次いで運輸、家庭、業務部門となっています。

また、前年度比では、産業部門が0.8%増、運輸部門が6.4%減、家庭部門が9.9%増、業務部門が2.2%減となっています。

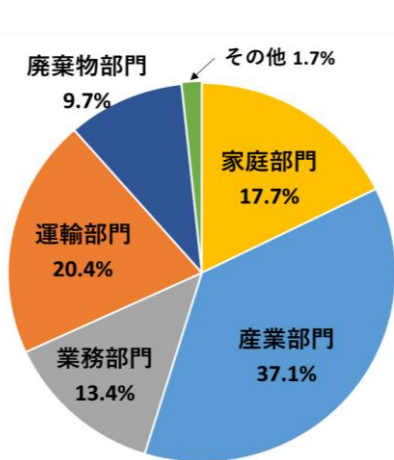


図2-1-2 温室効果ガス排出量の内訳 (部門別、2020年度)

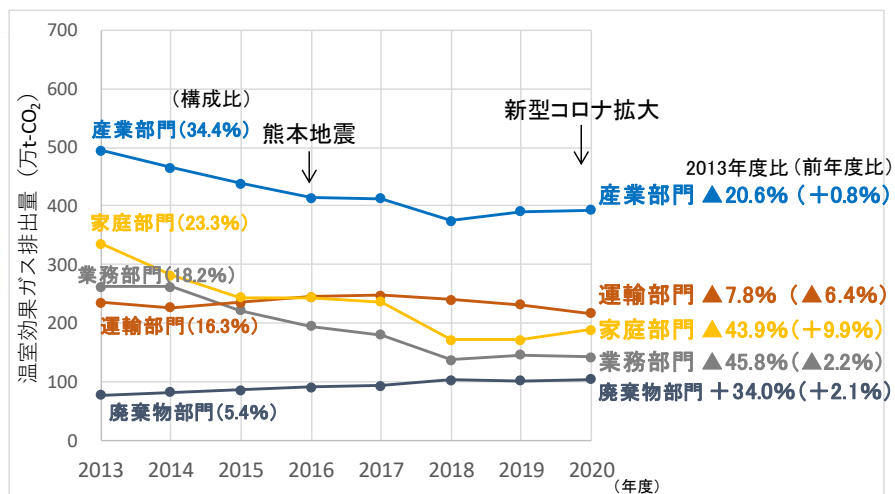


図2-1-3 部門別の温室効果ガス排出量の推移

2 2050年ゼロカーボンに向けたロードマップと目標

(1) 2050年ゼロカーボンに向けた戦略

現状・課題

「第六次熊本県環境基本計画」では、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ（ゼロカーボン）」に向けて、以下の4つの戦略で取組みを進めています。

- ①省エネルギーの推進：省エネルギーの推進を徹底し、エネルギー使用量を削減します。
- ②エネルギーシフト：ガソリンや灯油などの化石燃料から電気や水素等への転換を推進します。
- ③電気のCO₂ゼロ化：再生可能エネルギー等の導入により、発電時のCO₂排出をゼロに近づけます。
- ④その他のCO₂の実質ゼロ化：森林吸収量の確保等の取組みにより、CO₂の吸収・固定等を推進します。

4つの戦略をもとに、家庭部門や産業部門など部門別に取り組みを進めることに加え、分野横断的な取組みも進めます。

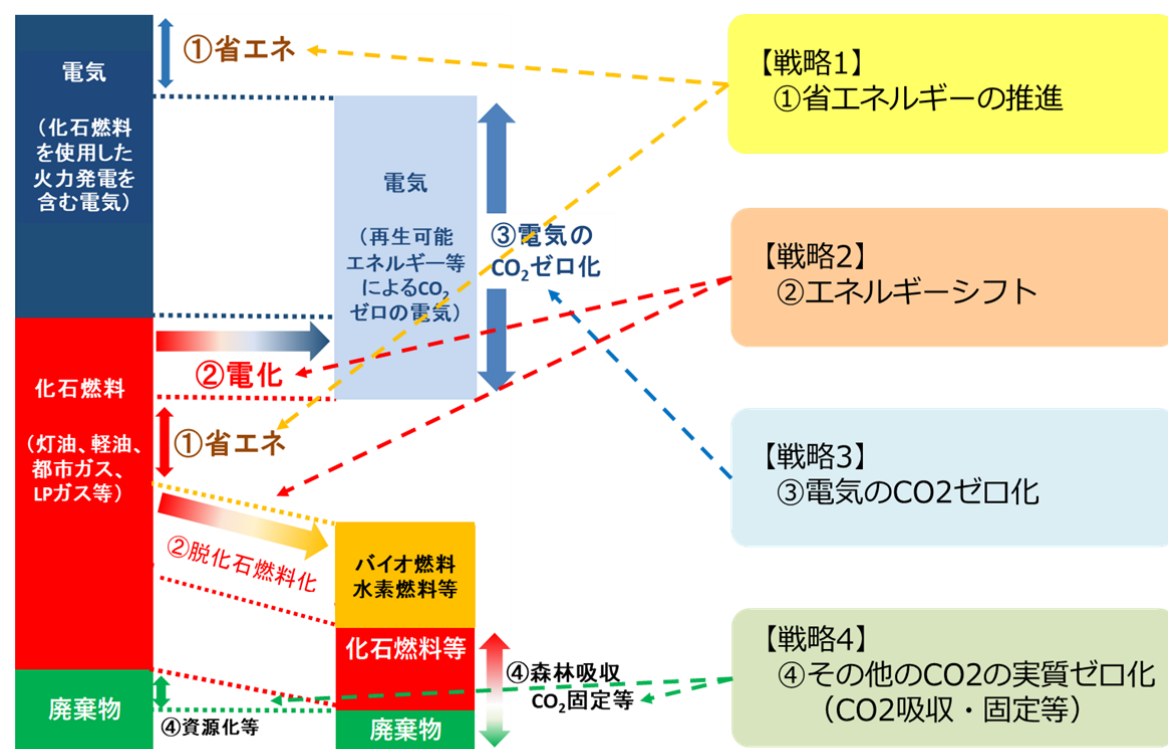


図2-1-4 4つの戦略

3 温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組み

(1) 家庭部門

現状・課題

2020年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は約188万t-CO₂であり、基準年度（2013年度）比で43.9%減少しています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大等により、在宅時間が伸び、家庭でのエネルギー使用が増え、前年度からは9.9%増加しています。

「2050年ゼロカーボン」に向けて、具体的に何に取り組めばよいか分かるよう取組みの「見える化」が重要です。

また、今後さらに、住宅等における省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入等を図る必要があります。

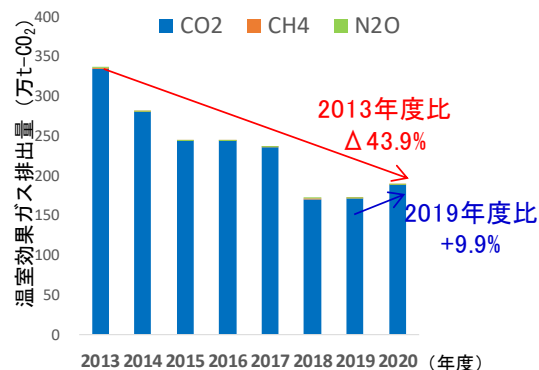


図2-1-5 家庭部門の排出量の推移

取組み

- 省エネ・省資源に向けた必要な取組みの「見える化」を促進するため、家庭で実践していただきたい取組みを「HOP→STEP→JUMP」と段階的に示し、CO₂削減効果やメリットを「見える化」した『くまもとゼロカーボン行動ブック』を作成しました。



(ゼロカーボン行動ブック)

- また、令和2年7月豪雨で被害を受けた「球磨川流域」をモデル地域として、住宅の断熱性能強化による「住まい」からのCO₂削減を促進するため、一定の断熱仕様の住宅リフォーム等への補助を実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 断熱仕様の住宅リフォーム等への補助件数 343件
- 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上のため、建築物省エネ法の改正（省エネ基準適合義務化、省エネ基準適合の説明義務化）について、建築士等への周知及び省エネに関する設計技術向上のための講習会等を開催しました。



(建築士等への講習会開催)

【令和3年度（2021年度）実績】

- 講習会等の開催件数 3件
- 令和4年（2022年）3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、県政テレビ、ラジオ、チラシ配布等により食品ロス削減に係る周知広報を実施しました。



(食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」)

(2) 産業・業務部門

現状・課題

2020年度の産業部門の温室効果ガス排出量は約393万t-CO₂、業務部門の排出量は約142万t-CO₂であり、それぞれ基準年度（2013年度）比で20.6%、45.8%減少しています。

産業・業務部門の排出量は県全体の約5割を占めており、半導体関連企業の集積等により、今後、排出量の増加が懸念されます。

また、国際的な企業では、サプライチェーン全体（原材料調達→製造→物流→販売→廃棄など一連の流れ）の温室効果ガス排出ゼロを求める動きが加速しています。

今後さらに、事業所や事業活動での省エネルギーや、化石燃料から電気や水素等へのエネルギーシフト、再生可能エネルギー導入等を推進する必要があります。

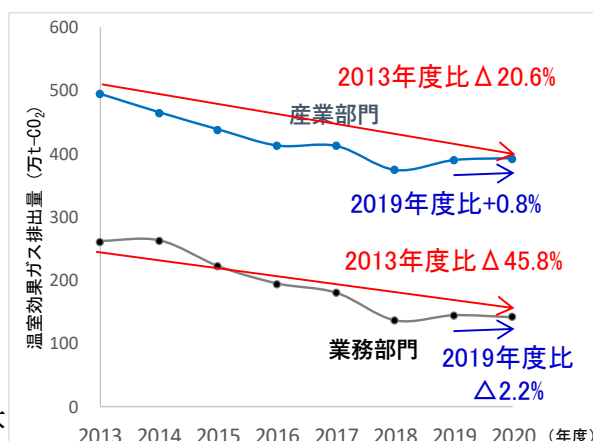


図2-1-6 産業・業務部門の排出量の推移

取組み

- 事業活動でのCO₂排出削減に向けた検討や課題解決等を行うため、県内企業等との協議の場を設置しました。また、熊本県環境保全協議会と連携し、中小企業に対する温室効果ガス排出量算定等の研修を実施しました。

- 事業者の省エネ設備等への転換を促進するため、「事業活動温暖化対策計画書制度（※）」において模範となる優れた取組みを実施している事業者を表彰しました。

※「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」において、一定規模以上の事業者
に事業活動に伴う温室効果ガス排出削減のための計画書及び実施状況報告書の
提出を義務付けている制度。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 計画書提出事業者数 250社
- 受賞者数 1社



受賞者 YKKAP株式会社九州製造所

- 県内中小企業の再エネ電力調達を推進するため、再エネ100宣言RE Actionアンバサダーとして、企業の意識醸成に向けた講演会、県内企業1,000社への再エネ利用に関するアンケート調査、企業等の再エネ100%利用に向けたウェブセミナーを実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 講演会実施回数 1回、
- ウェブセミナー実施回数 1回



■ 熊本県

熊本県は2019年12月に、2050年度までに「CO₂排出実質ゼロ」をめざすことを宣言しました。県内の企業などの皆様に再エネ100%の動きが広がることは、①CO₂排出実質ゼロに向けた県内の再エネ導入・省エネ促進、②再エネ化等による県内企業の価値向上等につながる効果が期待できることから、「再エネ100宣言RE Action」の趣旨に賛同し、都道府県としては最初にアンバサダーとして参加させていただくこととしました。県自らも再エネ電力優先調達等について検討しながら、企業などの皆様の再エネ100%に向けた取組を応援していきたいと考えています。

(3) 運輸部門

現状・課題

2020年度の運輸部門の温室効果ガス排出量は約217万t-CO₂であり、基準年度（2013年度）比で7.8%減少しています。

排出量の約9割は自動車等のガソリン及び軽油によるものであり、自家用車から自転車や公共交通機関等への転換、電気自動車等の次世代自動車への転換を推進する必要があります。

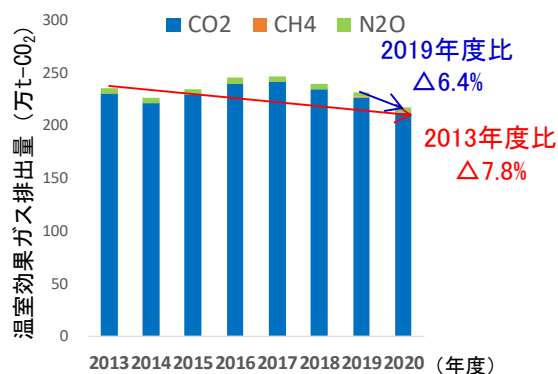


図2-1-7 運輸部門の排出量の推移

取組み

- エコドライブやアイドリングストップ、公共交通機関を利用したエコ通勤を推進するため、「エコ通勤環境配慮計画書制度（※）」により、従業員の自家用車通勤に伴う温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組みを促しました。

※「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」において、一定規模以上の事業者に通勤に伴う温室効果ガス排出削減のための計画書及び実施状況報告書の提出を義務付けている制度。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 計画書提出事業者数 90社

- 公共交通網の確保・維持を図るため、公共交通事業者や市町村に対して欠損補助等を実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 補助実施件数 4事業者、43市町村

荒尾市内を運行する「おもやいたクシー」（電気自動車）



- 廃植物油から作られる軽油代替燃料である高純度BDF（バイオディーゼル燃料）などカーボンニュートラル燃料の利用促進を図るため、イベント等においてBDFの有効性・安全性をPRするとともに、廃食油の回収に取り組みました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 廃油回収量 約200リットル



（廃食油回収の様子）

- モビリティ分野における脱炭素化を推進するため、EV（電気自動車）充電器の維持管理やFCV（燃料電池自動車）をはじめとする次世代自動車の普及啓発を実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 2イベントでFCVの展示を実施

- 自転車を利用しやすい交通環境を構築するため、自転車が安全に通行できる路面表示（矢羽根型路面表示）の整備等を実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 路面標示（屋根羽型路面標示）実施箇所 5地域振興局管内



（矢羽根型路面標示）

(4) 廃棄物部門

現状・課題

令和2年度（2020年度）の廃棄物部門の温室効果ガス排出量は約103万t-CO₂（県全体の9.7%）となり、基準年度（2013年度）比で34.0%増加しています。

その多くは「代替フロン（HFCs：エアコン等の冷媒として使用）」の増加によるものです。

なお、代替フロンを規制する国際的な枠組みが整い、国内法も改正され、令和2年4月から施行されたことで、今後、代替フロンの生産量・消費量は減少していくと見込まれています。

また、プラスチックをはじめとする資源のリサイクルを推進することで、廃棄物を削減し、CO₂の削減も進める必要があります。

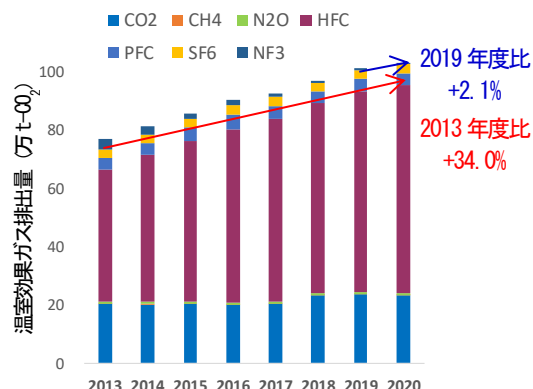


図 2-1-8 廃棄物部門の排出量の推移

取組み

- フロン回収業者等へリーフレットを配布し、ラジオ放送やホームページ等を通じ、フロン回収に関する制度改正等について広報を行いました。また、フロン回収業者を訪問し、適正回収の徹底等を指導しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- リーフレット配布部数 約1,300部
- 訪問した事業者数 22社

- 県内で製造された高純度BDFなどの製品について、県が審査のうえリサイクル認証し、リーフレットやホームページで利用拡大を図りました。また、廃棄物の排出抑制やリサイクルに繋がるプラスチック分別の研究や技術開発、製品の製造過程で発生する廃棄物を再利用する施設の整備へ補助しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- リサイクル製品の認証件数 4件

- プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別やリサイクルの推進に向けて、一部事務組合が実施する調査等（ごみ分別及びリサイクルの試行、ごみの組成調査、住民アンケート等）に対して支援しました

【令和3年度（2021年度）実績】

- 支援件数 1件

- 下水処理の過程で汚泥から生成する消化ガスについて、県の熊本北部浄化センターや熊本市の東部浄化センター等でバイオガス発電に有効利用しました。

【令和3年度（2021年度）実績】 年間発電量 719万kWh



フロン排出抑制法パンフレット



リサイクル認証製品の一例

4 温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み

(1) 再生可能エネルギーの導入推進

現状・課題

県内の再エネ導入可能量は、最終エネルギー消費量の1.6倍程度を賄える可能性があり、令和2年度(2020年度)末現在、原油換算で94万kLが導入されています。

再エネを積極的に使うことで、県内企業のビジネスチャンスが広がる可能性があります。

送電線は、災害時の停電等のリスクや送電容量の限界があります。

また、メガソーラー等の立地による環境・景観保全や防災に係るトラブルを防止し、地域と共生する必要があります。

(単位:原油換算kL)

種類	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
再生可能エネルギー全体	901,896	944,120	
太陽光発電	①住宅用	87,636	93,286
	②事業用	292,916	329,015
③風力発電	11,988	11,988	
④水力発電	388,035	390,131	
⑤地熱・温泉熱発電	3,971	4,241	
⑥バイオマス発電	55,085	54,671	
⑦太陽熱	6,402	6,565	
⑧バイオマス熱	55,863	54,223	

表2-1-1 県内再生可能エネルギー導入量の推移

取組み

- 再エネ先進地の創造と適地誘導の推進として、テクノリサーチパーク入居企業の再エネ使用意向等調査、地上設置型太陽光及び陸上風力に係る適地誘導のためのゾーニングに向けた基礎調査、県内再エネ施設(約300施設)に係るアンケート及び現地調査に基づく施設ごとの立地状況や周辺環境等を取りまとめた台帳を作成しました。



再エネ先進地創造のイメージ

- 家庭での蓄電池普及の促進として、太陽光発電設備及び蓄電池を設置した家庭をモデルに、蓄電池利用による電気代削減やCO2削減効果、導入時の課題(コスト高)等を調査しました。
- 地域と共生した再エネ導入の推進として、メガソーラー発電事業者と土砂災害等の防災対策や環境保全等に関する協定を締結しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 協定締結事業者数 41件49箇所(累計166件191箇所)



将来のイメージ(住宅)

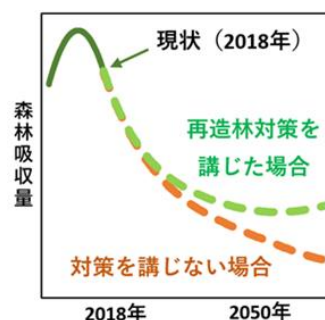
- 新規小水力発電所の開発候補地点の調査・検討を実施しました。

(2) 森林によるCO2吸収源対策の推進

現状・課題

本県の森林は高齢化しており、森林によるCO2吸収量はこれから長期的には減少傾向となります。

将来にわたって吸収量を安定的に確保していくためには、再造林を通じて森林の若返りを進め、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進していく必要があります。



森林吸収量の見通し (イメージ)

取組み

- 森林の健全な生育を促してCO2吸収量の回復を図るための適切な間伐や、森林の若返りによる将来のCO2吸収量の増大を図るための植栽(再造林)への助成を行い、民有林における森林整備に取り組みました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・間伐面積 5,629ha
- ・植栽(再造林)面積 897ha



伐採跡地の再造林対策の強化

- 森林の温暖化防止機能への理解醸成のため、森林吸収量認証により企業等が行う森づくりの活動を支援しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・企業等による森づくり活動を表彰 12団体
- ・企業等による森林整備活動面積 53.56ha



森林吸収量認証式

- 木材は製品として利用することで炭素を長期間貯蔵することができるため、住宅だけでなく非住宅建築物への県産木材の利用拡大に取り組みました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・県産木材の提供 109件、140.90m³



住宅での県産木材の活用

(3) 2050年ゼロカーボンに向けた広域連携や県民運動の推進

現状・課題

県民アンケート調査では、「マイバッグの利用」や「省エネ家電・製品の購入」に取り組んでいる県民の割合が増加し、地球温暖化対策への県民の意識が向上しています。

また、県内市町村においても、24団体がゼロカーボンを宣言するなど、地球温暖化対策への市町村の意識も向上しています（令和4年（2022年）3月時点）。

今後さらに、環境負荷の少ないライフスタイルの転換等を促進するため、県民や事業者、団体、行政等と連携し、県全体で取組みを推進する必要があります。

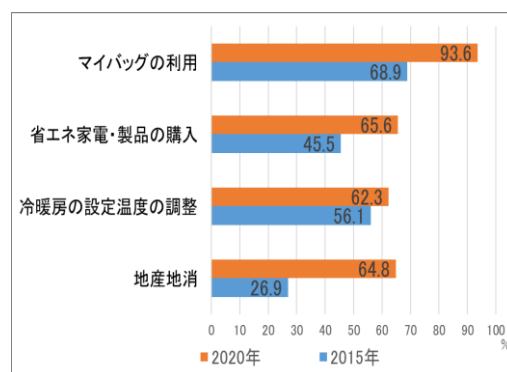


図2-1-9 2020年地球温暖化に関する県民アンケート（熊本県）

取組み

- 県民や事業者のゼロカーボンに向けた取組みを促すため、家庭や事業所で実践していただきたい取組みを「HOP→STEP→JUMP」と段階的に示し、CO2削減効果やメリットを「見える化」した『くまもとゼロカーボン行動ブック』を作成しました。



（くまもとゼロカーボン行動ブック）

- 熊本県地球温暖化防止活動推進センターと連携した県民への普及啓発や、熊本県地球温暖化防止活動推進員による地域への普及活動を支援しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 熊本県地球温暖化防止活動推進員 68人
- 市町村の温室効果ガス排出削減のため、地方公共団体実行計画（※）未策定の市町村について、関係機関と連携しながら計画策定を支援しました。

※地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガス排出削減目標等について定めた計画（事務事業編）

【令和3年（2021年度）実績】

- 県内策定済の市町村 37市町村

第2節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進

現状・課題

「第六次熊本県環境基本計画」では、令和12年度（2030年度）の県の事務・事業における温室効果ガス削減目標を△60%以上（2013年度比）としています。

省エネルギーの取組み等により、温室効果ガス排出量は減少傾向でしたが、令和2年度（2020年度）以降、新型コロナウイルス感染症対策（換気をしながらの空調使用など）等により電気使用量等が増加し、令和3年度（2021年度）には31,605t-CO₂（削減率：△38.8%（2013年度比））となりました。

目標達成に向けて、これまで取り組んできた省エネルギーの取組み等に加え、化石燃料から電気等へのエネルギーシフト、再生可能エネルギー導入などを進めていく必要があります。

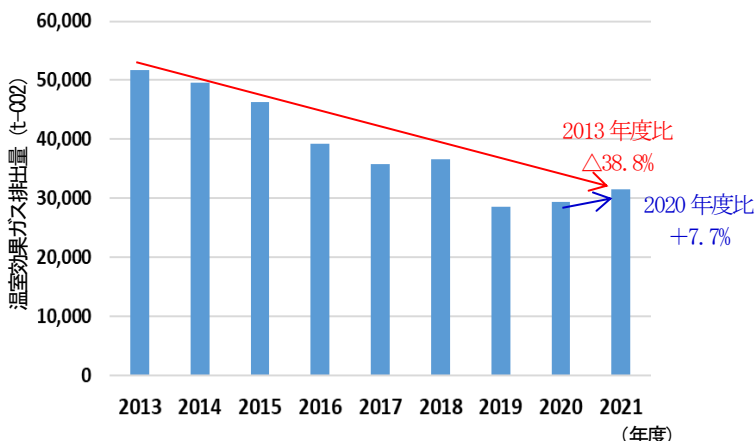


図2-2-1 県の事務・事業における温室効果ガス排出量推移

【温室効果ガス排出量】

基準年度（2013年度）	目標（2030年度）	2021年度実績
51,676t-CO ₂	60%以上削減	38.8%削減（31,605t-CO ₂ ）

※排出量の算定に使用する排出係数は、『省エネ法』に基づくエネルギー使用量等の定期報告の算定方法にあわせ、当該年度の前年度の数値を使用

【エネルギー別の使用量】

項目	基準年度（2013年度）	目標（2030年度）	2021年度実績
電気	62,632千kwh	10%以上削減	1.6%削減（61,657千kwh）
重油	667kL	10%以上削減	44.5%削減（370kL）
灯油	814kL	10%以上削減	26.3%削減（600kL）
LPガス	90t	5%以上削減	2.4%削減（88t）
都市ガス	645千m ³	5%以上削減	11.8%削減（569千m ³ ）
ガソリン	1,898kL	5%以上削減	21.2%削減（1,469kL）
軽油	435kL	5%以上削減	26.1%増加（548kL）

【その他】

項目	基準年度（2013年度）	目標（2030年度）	2021年度実績
水	1,271千m ³	10%以上削減	34.4%増加（1,709千m ³ ）
コピー用紙	159,155千枚	20%以上削減	10.5%削減（142,492千枚）
廃棄物	1,402t	10%以上削減	7.2%削減（1,301t）
廃棄物リサイクル率	38.7%	40%以上	37.3%
グリーン購入の徹底	—	調達率100%	表2-2-2参照

（表2-2-1）令和3年度（2021年度）県の事務・事業における温室効果ガス排出量等の状況

分野	調達率(%)	分野	調達率(%)	分野	調達率(%)	分野	調達率(%)
紙類	99.9	文具類	99.5	オフィス家具等	99.1	画像機器等	98.6
電子計算機等	100	オフィス機器等	99.8	移動電話等	99.5	家電製品	100
エアコンディショナー等	100	温水器等	100	照明	99.1	自動車等	94.7
消火器	100	制服・作業服等	98.7	作業手袋	85.4	インテリア・寝装寝具	92.9
その他繊維製品	97.3	災害備蓄用品	99.9	製材 (公共工事)	—	合板 (公共工事)	—
省エネルギー診断(役務)	—	印刷 (役務)	91.8	食堂 (役務)	100	自動車専用タイヤ更生	100
自動車整備 (役務)	89.7	庁舎管理等 (役務・機密文書処理)	98.6	庁舎管理等 (役務・機密文書処理以外)	97.9	輸配送 (役務)	100
旅客輸送 (役務)	—	照明機能提供 業務(役務)	—	小売業務 (役務)	100	クリーニング (役務)	99.8
自動販売機設置 (役務)	100	引越輸送 (役務)	100	会議運営 (役務)	100	ごみ袋等	100

(表2-2-2) 令和3年度(2021年度)「熊本県グリーン購入推進方針」に基づくグリーン購入調達実績

取組み

- ・ 県有施設での省エネルギーを推進するため、県庁舎本館などにLED照明を導入するための設計を実施しました。
- ・ 設備の電化等を進めるため、九州電力株式会社と「地球温暖化対策に関する連携協定」を締結し、同社の協力を得ながら電化に係る調査等を実施しました。
- ・ 軽油代替燃料である高純度BDF(バイオディーゼル燃料)の原料となる廃食油の回収を強化するため、県職員を対象とした回収を実施しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 廃油回収量 約200リットル
- ・ 県有施設への再生可能エネルギー導入のため、芦北地域振興局、水俣保健所、球磨地域振興局、環境センターへ再エネ100%電力を調達しました。また、令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域の県有施設(県南広域本部、芦北地域振興局、球磨地域振興局)に再生可能エネルギー設備を導入するための調査を実施しました。



(九州電力と県の協定締結)



(県職員を対象とした廃食油回収)

【地方公共団体実行計画区域施策編の活動指標の実績】

●部門別取組み

	項目	活動指標	現状(年度)	活動指標(年度)	令和3年度実績
家庭部門	住宅の省エネルギー性能の向上	法令講習会等の開催	1回(2020年度)	1回/年(～2025年度)	6回(受講者数240名)
	ZEH及びZEH+の普及促進	県内のZEH補助件数(累計)	432件(2019年度)	1,000件(2030年度)	520件(2020年度)
	太陽光発電の導入促進	住宅太陽光普及率	15.1%(2019年度)	20%(2030年度)	15.9%(2020年度)
産業・業務部門	事業活動温暖化対策計画書制度の普及促進	事業活動温暖化対策計画書制度の提出率	100%(2019年度)	100%(2025年度)	96.5%(259事業者中250事業者提出)
	建築物の省エネルギー性能の向上	法令講習会等の開催(再掲)	1回(2020年度)	1回/年(～2025年度)	6回(受講者数240名)
	CO2排出削減に向けた電化等の設備転換や地産地消型再エネ施設整備の推進	スマートシティ、マイクログリッド等の箇所数	0か所(2019年度)	1か所(2030年度)	0か所(2020年度)
運輸部門	エコ通勤環境配慮計画書制度、事業計画書制度(自動車運送事業者)の取組支援	エコ通勤環境配慮計画書制度の報告書提出率	100%(2019年度)	100%(2025年度)	95.7%(94事業者中90事業者提出)
	公共交通機関や自転車等が利用しやすいまちづくりの推進	路線バスの年間輸送人員	26,737千人(2019年度)	26,737千人(2024年度)	20,211千人
	次世代自動車の導入促進や充電器の普及	普及啓発イベントの実施回数	10回(～2020年度)	25回(2021～2025年度累計)	2回
廃棄物部門	フロン排出抑制法に基づくHFCs回収の推進	フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量	58.7t(2019年度)	35.2t(2025年度)	67.2t
	プラスチックごみのリサイクルの推進	プラスチックごみ分別回収(容器包装リサイクル法対象)に取り組む市町村数	39市町村(2020年度) ※容器包装リサイクル法対象のプラスチックの分別回収等を行う市町村数を計上	45市町村(2025年度)	39市町村 ※容器包装リサイクル法対象のプラスチックの分別回収等を行う市町村数を計上

●横断的取組み

	項目	活動指標	現状(年度)	活動指標(年度)	令和3年度実績
再生可能エネルギーの導入推進	自立的で災害に対して強靱なエネルギー源の確保	スマートシティ、マイクログリッド等の箇所数(再掲)	0か所(2020年度)	1か所(2030年度)	0か所(2020年度)
	再生可能エネルギーの導入推進と継承	再生可能エネルギー累計導入量	901,896kL(原油換算)(2019年度)	1,500,000kL(原油換算)(2030年度)	944,120kL(原油換算)(2020年度)
	エネルギーの地場産業化の推進	県内資本のVPP関連事業者数	0事業者(2020年度)	10事業者(2030年度)	0事業者(2020年度)
	再エネ立地に伴う問題への対応	メガソーラーとの協定締結件数	125件(2020年度)	180件(2030年度)	166件(2021年度)
森林による二酸化炭素吸収源対策の推進	森林整備等の推進	間伐面積	6,241ha(2019年度)	8,000ha(2023年度)	5,629ha
	森林整備等の推進	更新のうち人工造林の割合	57%(2019年度)	70%(2023年度)	44%
	企業等による森林整備活動の促進	企業等による森林整備活動面積	435.5ha(2019年度)	500ha(2023年度)	451.21ha
	木質バイオマスボイラーの普及	木質バイオマスのエネルギー利用量	404千t(2019年度)	505千t(2023年度)	444千t
	住宅、中大規模建築物への県産材利用促進	公共施設の木造率(新築・年度)	68%(2019年度)	80%(2023年度)	79%
2050年ゼロカーボンに向けた広域連携	普及啓発活動等の連携した取組みの推進	九州環境アプリの熊本県内の登録人数	(2021年度から取組開始)	10,000人(2025年度)	308件
	地方公共団体実行計画の策定・改定支援	実行計画(事務事業編)の策定市町村数	28市町村(2020年度)	45市町村(2025年度)	37市町村

第3章 循環型社会の推進

第1節 資源循環の推進

1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

現状・課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちは、便利で快適な生活を享受してきました。しかし、その結果、大量で多種多様な廃棄物が生み出され、ごみ処理費の増加、不法投棄等の不適正処理による環境への影響などの問題、海洋プラスチックによる環境汚染、更には地球温暖化等の地球規模での環境問題を引き起こしています。

このため、従来の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用（再使用、再生利用等）、適正な処分により、資源の消費が抑制され、環境への負担の少ない「循環型社会」の実現を図ることが急務となっています。

廃棄物は、住民の取組み次第でごみにも資源にもなるため、より一層ごみの減量化を推進するためには、県民や事業者の意識を高めることが不可欠です。

また、循環型社会形成に向けて理解を深めるための環境教育・環境学習を推進することが必要です。

取組み

- ・ 県民、事業者、行政によるパートナーシップのもと、循環型社会の構築を目指す、「熊本県ごみゼロ推進県民会議」（地域活動団体、教育関係団体、業界団体、学識経験者、報道関係、行政など県下63の団体・個人）を設置しています。
- ・ 公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」における施設見学や出前講座による水生生物調査など循環型社会の形成のための環境教育・環境学習に取り組んでいます。



出前講座での水生生物調査の様子

2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進

現状・課題

循環型社会の構築には、排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収の順にできる限り適正な循環的利用を行ったうえで、どうしても循環的利用が行われないものについては、適正に処分することが基本であり、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協働して取組みを展開していくことが求められています。

食品ロスの削減の観点からも、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図る必要があります。

また、排出事業者は、原材料の選択や製造工程の工夫などにより、事業生産性を高めつつ、更なる産業廃棄物の排出抑制に取り組む必要があります。

取組み

- 九州7県で連携して修理店の利用促進を行い、ものを長く使い、ごみ削減を図る「九州まちの修理屋さん事業」や、県内の飲食店に「食べきり協力店」への参加を募り、食べ残しを減らす取組みを行う「くまもと食べきり運動」の展開など、ごみの減量化に向けた県民への周知啓発に取り組んでいます。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 「九州まちの修理屋さん事業」参加店舗数 161 店舗
- 「食べきり協力店」参加店舗数 222 店舗

- 環境負荷の少ない循環型社会の形成を促進するため、県が定めた品質、安全性等に関する基準に適合した県内産のリサイクル製品を「熊本県リサイクル認証製品」として認証し、利用促進を図っています。また、事業者が行うリサイクルの促進に繋がる研究・技術開発や施設整備に係る経費を補助し、資源の循環利用を促進しています。



認証製品を紹介するパンフレット

【令和3年度(2021年度)実績】

- 「熊本県リサイクル認証製品」認証数 4 件(新規2件、更新2件)
- 技術開発や施設整備に係る経費の補助件数 2 件

- 事業所における3R促進のため、廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用等の取組みに関する調査や各種情報提供を行っています。

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

現状・課題

県内で排出される一般廃棄物の量は、令和2年度(2020年度)は約559,256トンとなっており、そのうち117,266トンが再生利用され、50,486トンが最終処分されています。県民一人が1日に出すごみの量は約871グラムで、前年度より0.6%減少しました。一人1日当たりのごみ排出量は、全国値を下回る値で推移しており、全国で9番目に少ない状況ですが(全国平均901グラム)、近年は微増傾向にあるため、さらなる削減に向け取り組む必要があります。

ごみ総排出量を生活系と事業系との排出形態別に見ると、生活系ごみの量は約392,719トンと前年度より増加し、事業系ごみの量は約166,537トンと前年度より減少しました。また、ごみ処理に要した経費(新施設の建設費含む。)は、約426億円で県民一人当たり年間24,220円となっています。

令和2年度(2020年度)に県内の市町村などで処分されたし尿などの量は、450,509キリットル(対前年比99.0%)で、内訳は、汲取便所からのし尿の量が121,096キリットル(26.9%)、浄化槽汚泥が329,413キリットル(73.1%)となっています。

※一人1日当たりのごみ排出量には市町村が災害による処理を行った分は含まれていません。

※一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)では、令和元年度:580,471トン(一人1日当たり896グラム)、令和2年度:566,015トン(一人1日当たり881グラム)となっています(平成29年度から本調査に民間の資源化施設に直接搬入された分を加えて報告(熊本市)。)。

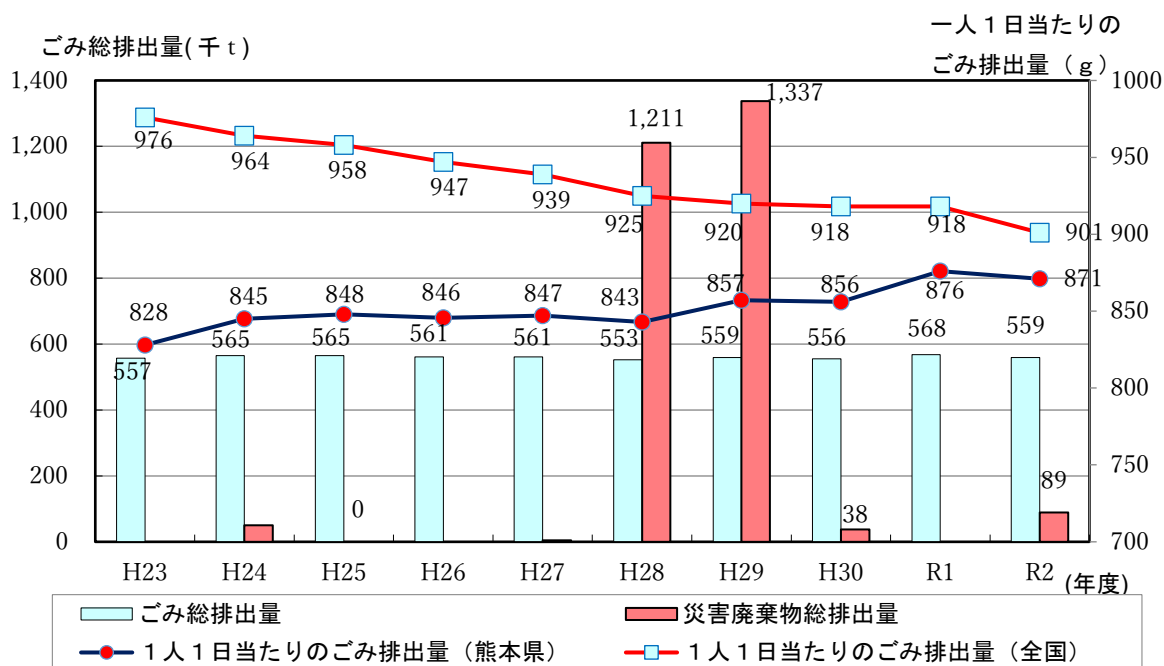
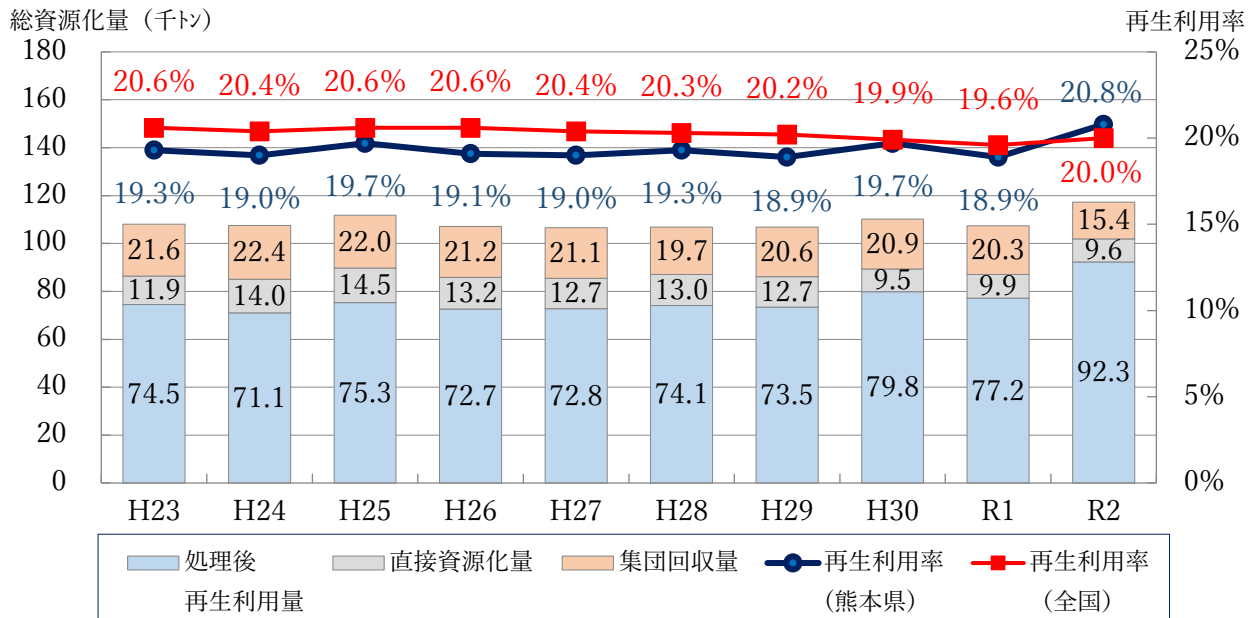


図3-1-1 ごみ総排出量と一人1日当たりのごみ総排出量

県の再生利用率は20.8%であり、全国平均（20.0%）をわずかに上回っています。今後も再生利用率向上に向け、廃棄物の再使用、再生利用を推進する必要があります。特に容器包装プラスチック等については、「回収」、「排出抑制」、「再利用(リサイクル)」を進めるなど、県民一体となった取組みの継続が必要です。

また、市町村等有するごみ処理施設においては、長期的にはエネルギー回収等による高効率の施設への更新や改修が必要です。



○再生利用率(%) = {(処理後再生利用量 + 直接資源化量 + 集団回収量) / (ごみ総処理量 + 集団回収量)} × 100

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

図 3-1-2 総資源化量と再生利用率の推移

取組み

- ・ 廃棄物処理計画（第5期：令和3～7年度（2021～2025年度））を令和3年（2021年）3月に策定し、ごみの排出抑制やリサイクル等、循環型社会の実現に向けて県民一体となった取組みを推進しています。
- ・ プラスチックごみについては、令和元年度(2019年度)に開催した「くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議」の提言を受け、「回収」、「排出抑制」、「再利用(リサイクル)」を3つの柱として、沿岸市町が行う海洋ごみの回収・処分への支援や農業・漁業・消費者団体などと連携した取組みを行っています。
- ・ 国による交付金制度を活用し、市町村による発電や熱利用等、環境に配慮したごみ処理施設の整備を支援しています。

(2) 産業廃棄物

現状・課題

県内で排出される産業廃棄物の量は、平成30年度(2018年度)は約7,430千トンとなっています。排出量を種類別にみると、動物のふん尿が2,976千トン、汚泥が1,959千トン、がれき類が1,178千トン、ばいじんが411千トン、その他が906千トンとなっています。こうした事業活動に伴って生じる廃棄物は、排出事業者の責任で処理することが義務づけられており、その処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を持った業者に委託する必要があります。

なお、県内で排出された産業廃棄物(7,430千トン)のうち3,952千トンが再生利用され、156千トンが最終処分されています。それらの過程で焼却などの中間処理が行われるものもあり、3,322千トンが減量化されています。

また、県内で排出される産業廃棄物は、県内で適正に処理することを原則とし、長期的かつ安定的な処理体制を構築する観点から、公共関与による最終処分場「エコアくまもと」を整備しています。熊本地震等で発生した多くの災害廃棄物についても受け入れを実施しています。

廃棄物の適正処理を推進するため、これまで以上に排出事業者、処理業者に対する関係法令の周知を徹底していくとともに、優良産廃処理業者を育成していくことが必要です。

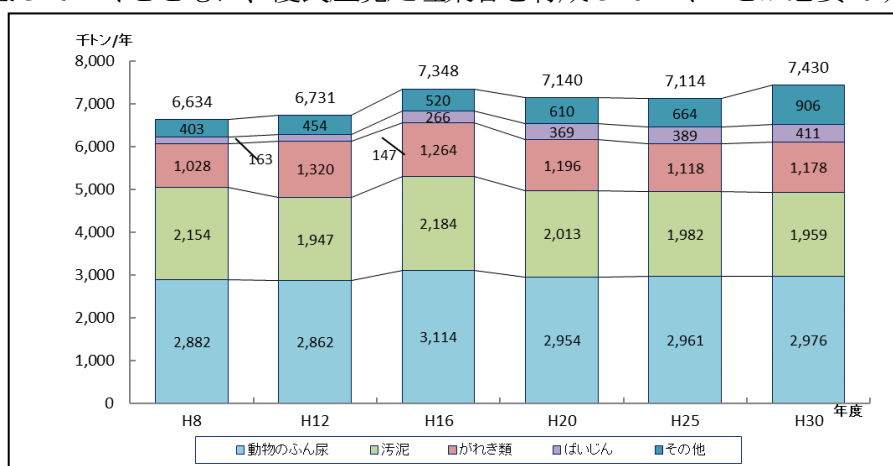


図3-1-3 産業廃棄物の種類別排出量の推移

取組み

- 県では、廃棄物処理法及びその具体的な指導基準を示した熊本県産業廃棄物指導要綱に規定する処理基準に沿った適正処理を推進しており、産業廃棄物の排出事業者、処理業者に対して、立入調査を実施し、指導を行いました。
- 排出事業者へ3Rコーディネーターを派遣し、排出事業者の取組状況を確認しながら、廃棄物の適正処理やリサイクルに関する助言を行っています。
- 処理業者に対しては立入調査により、産業廃棄物の処理、保管状況及びマニフェスト(産業廃棄物管理票)等の書類の確認をとおして適正な処理が行われるよう指導しています。

- また、本県では、法律の義務化に先立ち、平成2年(1990年)4月から廃棄物が適切に処理されるようマニフェストの制度を導入しています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 立入調査実施回数 3,289件
- 指導件数 178件

(3) 不法投棄防止対策

現状・課題

近年、排出事業者の適正処理に対する意識の高まりが見られるものの、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の委託基準違反や処理施設の維持管理基準違反が今なお見受けられます。また、産業廃棄物の不法投棄も後を絶たない状況にあります。

令和3年度(2021年度)の不法投棄等の発生件数は205件、前年度から継続して指導している件数は37件であり、主に排出事業者が不法投棄を行っていました。原状回復については、203件(83.9%)が改善されており、残りの39件については継続して調査指導を行っています。

これまで不法投棄などの一掃を目指して各種の施策を講じており、一部成果が見られるものの、今なお不法投棄は後を絶たず、悪質化・巧妙化・広域化してきており、引き続き早期発見、早期改善のため、監視、指導を行っていく必要があります。

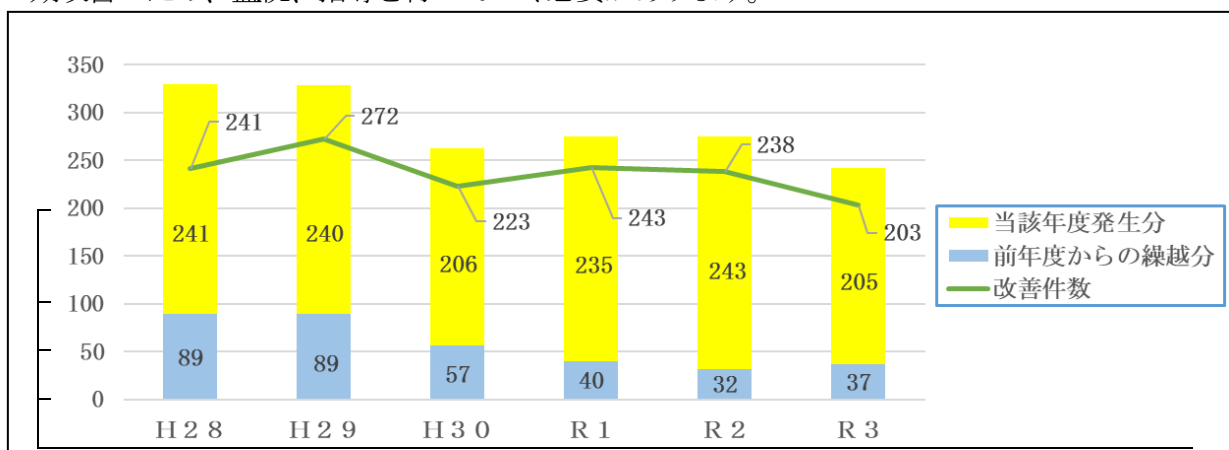


図3-1-4 産業廃棄物の種類別排出量の推移(熊本市を含む)

取組み

- 各保健所に廃棄物監視指導員を配置するとともに、廃棄物に関する通報・相談を受ける廃棄物110番を設置し、監視指導や早期発見・早期改善を行っています。
- 不法投棄が多く見られる県境・山間部で、パトロールを強化・監視するとともに、現在の不法投棄地点で追跡調査の実施、不法投棄の発見に関して民間団体との連携による通報体制の強化、廃棄物110番による24時間体制への強化など、監視・通報体制の充実を図っています。



4 バイオマスの活用の推進

現状・課題

国においては、平成 21 年度(2009 年度)にバイオマス活用推進基本法が制定され、平成 22 年(2010 年)12 月にはバイオマス活用推進基本計画が策定(平成 28 年(2016 年)9 月改正)されるなど、バイオマスの活用を積極的に推進することとされています。

県では、バイオマス資源の更なる活用を通して、持続可能な社会の実現を図るため、今後のバイオマス活用の推進の方向性を示した「熊本県バイオマス活用推進計画」を平成 24 年(2012 年)3 月に策定しました。さらに、令和 3 年(2021 年)3 月には廃棄物処理計画と一体的に新たな計画を策定しており、今後は本計画により関係部局と連携してバイオマスの更なる活用を推進します。

バイオマスのうち、食品廃棄物は利用率が低く、特に家庭や小売業、飲食業等から出される廃食油や生ごみについては多くが焼却されているため、高純度バイオディーゼル燃料や堆肥にリサイクルし、活用を進める必要があります。

また、バイオマスの利活用を進めるため、堆肥の広域流通などバイオマスの分布状況や経済性等を考慮した活用、リサイクル製品認証制度による利用推進を図る必要があります。

取組み

- ・ 廃食油の利活用を推進するため、リサイクル製品認証制度の対象品目に高純度バイオディーゼル燃料(B100)を追加しました。

5 災害廃棄物の適正処理

現状・課題

廃棄物処理法及び災害対策基本法では、都道府県廃棄物処理計画に定める事項として、災害廃棄物の処理が規定されています。本県においては、令和 3 年(2021 年)3 月に策定した「第 5 期熊本県廃棄物処理計画」において、災害廃棄物の処理に関する事項を定め、「熊本県災害廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)として位置づけています。

災害により生じた廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑・迅速に処理する必要があります。

平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨における災害廃棄物の処理を通じて、大規模災害発生時において、円滑かつ迅速に処理できる体制を平時から築いておくことの重要性を改めて認識しました。

災害廃棄物の処理については、特に初動対応がその後の処理に大きく影響することから、今後起こり得る大規模災害に備え、災害廃棄物処理の主体となる各市町村において、初動対応体制の更なる充実を図っていく必要があります。

令和 2 年 7 月豪雨では、県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定済みであったため、被災市町村においても迅速な対応ができましたが、一部の市町村では、仮置場候補地の被災など計画で想定していなかった課題も明らかになりました。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の経験をはじめ、全国各地で頻発する大規模災害における対応や課題等の情報収集に努め、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

取組み

- 令和2年7月豪雨で発生した災害廃棄物については損壊家屋等の解体撤去を含め、令和3年度末までに概ね処理が完了しました。一部の自治体では、被災者の事情を考慮して解体工事の工期延長、追加受付等の対応を行っております。
また、災害廃棄物の処理にあたっては、環境負荷の軽減と資源の有効活用の観点から、リサイクル率の目標を70%以上とし、可能な限り分別して再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立て処分量を低減することとしております。
- 市町村等における災害廃棄物の処理能力向上を図るため作成している「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」について、令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえた改訂を行いました。また、市町村等における仮置場候補地の選定や関係団体との連携強化など「災害への備え」の点検・見直しを支援しました。

第4章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全

1 保全のための総合的な対策の推進

現状・課題

本県は、阿蘇の草原や、五木・五家荘の奥深い森林、有明海・八代海の干潟、天草の島しょ群など、変化に富んだ地理的条件のもとにあり、こうした豊かな自然条件が多くの動植物を育み、多様な生態系を生みだしています。

県では、熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全地域7箇所、緑地環境保全地域4箇所、郷土修景美化地域9箇所を指定しています。

また、優れた風景地で、国民(県民)の保健、休養の場とするため、自然公園法及び熊本県立自然公園条例に基づき、国立公園2箇所、国定公園2箇所及び県立自然公園7箇所を指定しており、その面積は155,636haと県土面積の約21%を占めています。

これらの指定地域内では、優れた景観や自然環境の保全を図るため、建築物の新築、土地の開墾、土石の採取など行う場合は、許可又は届出を義務付け、適正な保護に努めています。

また、自然公園を快適に利用できるよう、駐車場、休憩所、公衆トイレ、ビジターセンターなどの公園施設を整備しています。

本県の優れた景観や自然環境の保全を図るため、様々な広報媒体の利用や県民との連携により、更に自然環境保全の意識を広げていく必要があります。また、本県の自然公園は民有地が多いため、経済活動との調和を図りながら土地利用などに対する適正な規制や開発行為などにおける環境配慮を推進していく必要があります。

取組み

- 自然公園利用者の利便性の向上を図るため自然公園施設の清掃管理や改修を行っています。

また、天草地域の天草ビジターセンター及び富岡ビジターセンターでは、地域特有の動植物や地形・地質などについての情報を展示・解説するとともに、自然観察会等のイベントを実施して自然環境教育を推進しています。

- 平成28年(2016年)7月、阿蘇くじゅう国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」の全国モデル8箇所のうちの1つに環境省から選定され、主に外国人を対象に国立公園利用者の満足度向上を目的とした取組みを進めています。

令和3年度(2021年度)からは新たに国内誘客も強化するとともに、取組みの対象がすべての国立公園に拡



天草ビジターセンターのハクセンシオマネキに関する展示



雲仙天草国立公園(高舞登山からの夕日)

大されたことから、雲仙天草国立公園においても取組みをはじめました。

2 多様で豊かな森林づくり

現状・課題

水源かん養などの公益的機能を有する多様で豊かな森林を次の世代に引き継ぐため、伐採後の再造林や間伐等の森林整備を適切に行っていく必要があります。

県民が自主的に植栽や下刈りなどの森林づくりに参加できるような機会を提供するとともに、自然観察や森林浴など森林と触れ親しむ場の整備を通して、森林を県民全体で守り育てていく意識の醸成を図っていく必要があります。

さらに、普及啓発を推進するため、森の案内人である森林インストラクターを継続的に養成していく必要があります。

取組み

- ・ 資源の循環利用が可能な森林を将来にわたって守り育て、災害防止や水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、再造林と間伐の推進に取り組みました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- ・ 再造林面積 897ha
- ・ 間伐面積 5,629ha



再造林作業の様子

- ・ 県民がボランティアで行う森づくり活動や地域・学校などで行われる森林環境学習を支援しました。また、森林インストラクター養成講座を開催し、インストラクターを新たに認定しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- ・ 県民参加の森林づくりへの参加者数 4,100人
- ・ 熊本県森林インストラクター新規認定者 8名



球磨川復興植樹祭（令和3年10月31日）

3 二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生

現状・課題

里地里山は、山間部から平野部にかけての集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域で、その環境は農林業や生活の場として利用されることにより形成・維持されてきました。同様に、阿蘇地域の草原も、野焼き等の人為的な管理により、特有の自然環境が維持されてきました。これらの地域は、貴重な生態系を形成し、様々な野生動植物

を育てており、その中には絶滅のおそれのある希少種も多く含まれています。

しかし、近年の生活様式などの変化により、森林や農地、草原の利用が減少したことに加え、過疎化や高齢化の進行により農林業や集落の活力が低下しています。それに伴い、森林や農地が放置されるケースが増加しており、里地里山の存続と併せて特有の環境や生態系の悪化及び衰退が危惧されています。

里地里山や阿蘇の草原の自然環境や生態系を維持するためには、森林や農地、草原の利用効率を高め、地域を活性化させる必要があります。

取組み

- 農地・農村環境の保全を目的に農業者等が共同で行う水路の草刈など農地・農業用水等の資源管理活動への助成を行っています。また、中山間地域等の生産条件不利地域で農業生産活動等を行う農業者等に対し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持・増進を図るための交付金等による支援を行っています。さらに、地域住民活動を推進する人材の育成や農地の利活用の促進に対する支援も行っています。



法面の管理の様子

- 耕作放棄地解消に向けた再生活動への助成や、施設や農地を利用した小・中学生や高齢者等による農業体験や交流活動の推進を行っています。
- 侵入竹などで荒廃が進んでいる里山林について、地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行っています。

4 野生鳥獣の保護・管理の推進

現状・課題

現在、県内に生息する野生鳥獣の種類は、鳥類 368 種、獣類 49 種が確認されています。野生鳥獣は自然界の重要な構成要素として、私たちの生活と深い関わりを持っています。しかしながら、近年、シカ、イノシシなどによる農林水産業等への被害が深刻になっており、また、生態系等への影響等が散見される状況となっています。

鳥獣保護意識の醸成を図るとともに、県民の理解を得ながら、有害鳥獣による被害防止対策を講じるため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、計画的な有害鳥獣捕獲等を広域的・継続的に推進し、人との共生を図る必要があります。

取組み

- 野生鳥獣の保護・管理を図るため、第 12 次鳥獣保護管理事業計画（平成 30～令和 3 年度（2018～2021 年度））を平成 29 年度に定め、次のような事業に取り組んでいます。

(1) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区、休猟区、特定猟法使用禁止区域等を指定して野生鳥獣の保護繁殖に取り組んでいます。

【令和3年(2021年)実績】

- ・指定箇所 168箇所、141,266ha

(2) 野生鳥獣の管理

野生鳥獣による農林水産業被害等の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲等による適正な管理を推進しています。とりわけ、シカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣として位置づけ、シカについては、第5期第二種特定鳥獣管理計画(平成30～令和3年度(2018年度～2021年度))に基づき、イノシシについては、第3期第二種特定鳥獣保護管理計画(平成30～令和3年度(2018～2021年度))に基づき、農林業被害軽減のための有害鳥獣捕獲等を行っています。



シカによる被害

(3) 鳥獣捕獲の担い手を増やす取組み

捕獲の担い手である狩猟者を増やすため、狩猟免許試験の回数を増やすなどして、近年は、毎年400人前後の新規狩猟免許所持者を確保しています。

また、平成27年度(2015年度)から認定鳥獣捕獲等事業者制度により、県では5法人を認定し、新たな捕獲の担い手としています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・狩猟免許所持数 5,656人(累計)



狩猟者のミーティングの様子

5 水辺環境の保全・再生

現状・課題

河川や湖沼は、身近で日常的に接することが出来る自然環境の一つで、森、里、川、海などの生態系をつなぐうえで重要な場であり、多自然川づくりをはじめとした河川環境の整備、保全を推進する必要があります。

沿岸域の埋め立てなどの開発行為や環境の変化などにより藻場・干潟の面積が減少していることから、自然海岸・藻場・干潟を保全し、それらが持つ機能を保全していく必要があります。

海岸の環境改善に向け、藻場等(増殖場)の造成や覆砂の実施により、藻場、干潟の保全・再生を推進していく必要があります。

海岸域では、河川等から流入する環境負荷の低減や、海の適切な利用に努める必要があります。また、地域住民をはじめ環境保全活動団体等や市町村などと連携して、水辺環境の保全を進めていく必要があります。

取組み

- ・ 河川の改修にあたっては、河川の自然浄化機能の維持・保全のため、環境や景観に配慮した多自然工法の採用や魚道の整備など、多自然川づくりの考え方に基づく整備に取り組んでいます。
- ・ 海岸域では、多様な生物の育成、生息環境への配慮や良好な海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備など、海岸環境の整備及び保全を推進しています。覆砂については、有明海で約 16.1ha、八代海で約 2.7ha を実施しました。
- ・ 地域主体の水辺環境保全活動として、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」を実施しました。

令和3年度(2021年度)のメイン会場での清掃活動は、新型コロナウイルス感染防止のため2年連続で中止となりましたが、県内各市町村では式典の中止や規模縮小など実施方法を工夫して清掃活動が行われました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 参加者数 約9,800人



河川での清掃活動

第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

1 生物多様性の保全

現状・課題

県では、熊本県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域等 20 地域を指定し、保全に必要な行為規制等を行っています。また、保護が必要な希少野生生物については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、県の指定希少野生動植物としてオオルリシジミやサクラソウなど 49 種（植物 36 種、動物 13 種）、生息地等保護区として 14 箇所を指定し、保護に取り組んでいます。

こういった生物の保護にあたっては、生息・生育環境及び個体数などの変化に関する継続的な調査を実施し、その結果に基づく対策が必要です。また、希少野生生物の盗掘等への対策も必要です。

外来生物については、県内には、外来生物法により特定外来生物に指定されている 156 種のうち、オオクチバスやボタンウキクサなど 24 種の生息や生育が確認されています。

外来生物の防除については、侵入の防止と侵入初期段階での対応が重要です。また、県民への普及啓発を行い、外来生物被害予防三原則の「入れない、捨てない、拡げない」を徹底することも必要です。

取組み

- ・ 自然環境を保全するため、市町村等関係者と連携して、保全活動に取り組んでいます。阿蘇市波野のスズラン群生地自然環境保全地域では、阿蘇市と協働で草刈を実施しています。また、水俣市の無田湿原自然環境保全地域では、湿地の陸地化の対策として定期的に草刈を行っています。

- ・ 生息地等保護区内での希少種の生息生育に必要な保護活動として、オグラセンノウやサギソウなどの湿地性植物の生育の阻害となるヨシやオギの除去や、モートンイトトンボの生息の阻害となるヨシの除根などを実施しました。



保護活動の様子

- ・ 県民に対して適正な自然利用等について指導を行う自然ふれあい指導員を認定し、警察等と連携して盗掘等防止のパトロール活動等を実施しています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 自然ふれあい指導員認定者数 71 名
- ・ 外来生物対策として、宇土半島のクリハラリス(タイワンリス)については、国、県、市町村等で連携し防除に取り組んだ結果、令和3年度(2021年度)の捕獲頭数は3頭と根絶が迫っています。

生息域の拡大と生息頭数の増加に伴う農作物や生態系等への被害が懸念されているアライグマについては、国、県、市町村等の関係機関が情報を共有し、相互に連携を図りながら捕獲対策

等に取り組んでいます。

スパルティナ属植物(ヒガタアシ)については、令和3年度(2021年度)には県内の主要な群落を防草シートで被覆し、日光を遮断する方法により、駆除に取り組んでいます。

2 生物多様性の恵みの持続的な利用

現状・課題

希少野生生物の生息・生育地などは保護する一方で、里山・里海などの人間生活に身近な自然については、生物資源の再生産が持続可能となる方法によって利用を行うことも必要です。

農薬や肥料の不適切な使用は、里地里山・田園地域の自然環境へ悪影響を及ぼすことが懸念されることから、農薬や肥料の適正使用はもとより、生物多様性の保全をより重視した環境保全型農業を推進することが必要です。

長引く木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により、適切に管理されない人工林が顕在化しており、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、森林を適切に維持管理していく必要があります。

沿岸開発や埋め立てなどにより藻場・干潟が大幅に減少しています。赤潮による被害を防止し、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要です。

開発事業等については、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例により、一定以上の規模の事業について環境アセスメントを義務づけており、動植物の調査、生息生育環境への配慮も含まれています。また、法や条例の対象外であっても一定規模以上の県の公共事業においては、率先行動として環境配慮システムを導入しています。

しかし、事業実施段階では既に事業の基本的な枠組みが決まっており、生物多様性への配慮措置についての検討の幅が限られてしまうため、事業実施のより早期の段階から幅広く検討できる制度を導入することが必要となっています。また、条例の対象基準に満たない規模の事業に対しては、県の取組みと同様、市町村の行う公共事業についても、自主的な配慮を推進する必要があります。

取組み

- ・ 農業の持つ自然循環機能を生かし、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」として、関係機関や消費者等と連携して総合的に展開しています。併せて、環境にやさしい病虫害防除や土づくりの普及等により、化学農薬と化学肥料の使用量を一層削減しています。
- ・ 地域森林計画等において、森林施業の基準を示すとともに希少な野生動植物の保護や保護樹帯の設置など生物多様性の保全に関する配慮事項を示すことを検討しています。
- ・ 山・川・海にわたる様々な分野での施策を「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」等に基づき、総合的、計画的に推進しています。
- ・ 事業実施のより早期の段階である計画段階等から環境配慮を行うため、戦略的環境アセスメント(※)の制度化を推進しています。また、公共事業については、県の自主的な配慮を更に推進す

るとともに、環境配慮システムに関する研修会の開催その他の施策により、市町村の事業においても自主的な環境配慮制度の導入を支援しています。

3 生物多様性を支える基盤づくり

現状・課題

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な取組みを推進するためには、生物多様性の重要性が県民に広く浸透・定着する必要があります。

生物多様性を身近に知ってもらうためには、自然とふれあう体験活動や専門機関による研修が効果的であり、地域の優れた自然とふれあう機会を提供するとともに、これらの活動を通じて生物多様性を含めた自然環境の大切さを理解してもらうことが必要です。特に、将来を担う子どもたちに生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を培うよう、自然体験活動などの環境教育を推進する必要があります。

県民、NPO、事業者、行政、教育機関や研究機関など様々な主体が連携して、保全活動、環境学習、体験活動、ボランティア活動などを行うことにより、社会全体のつながりで自然との共生を守り育て、地域に密着した取組みとして普及させることが必要です。

各地域の自然ふれあい指導員やボランティアとの連携を密にして、希少野生動植物の保護や自然環境保全地域・県立自然公園等の適正利用について、取り組むことが必要です。

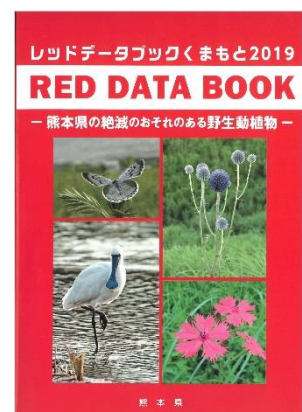
取組み

- 植物や哺乳類等の各分野の専門家で構成する熊本県希少野生動植物検討委員会を設置し、希少種保護に係る調査や検討を行っています。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 調査活動回数 241回

また、絶滅危惧種に対する県民の理解を深めるために、絶滅のおそれのある種を把握し、「熊本県の保護上重要な野生動植物（レッドデータブック）」を作成し公表しています。令和元年(2019年)には、10年ぶりに内容を見直した「レッドデータブックくまもと2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」を発刊しました。野生動植物をとりまく環境は変化していくものであり、定期的にレッドデータブック等の改訂を行うため、計画的に生息生育状況調査を継続し、絶滅のおそれのある種について引き続き把握に努めるとともに、県民への周知を図っています。



- 天草及び富岡ビジターセンターにおける自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの充実を図りました。令和3年度については、天草ビジターセンターにおいて、小学生等を対象に施設見学会や干潟での自然観察会を開催しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

・施設見学会及び自然観察会参加者数 延べ82人

- ・ 自然環境保全活動に携わる指導者や環境教育を担当する教育関係者をはじめとして、広く県民に本県の自然環境に関する基礎的知識や生物多様性の重要性について学ぶことができる学習会を開催しています。また、「生物多様性」という言葉とその概念が広く浸透するよう県民向けの自然環境講座の実施など、様々な機会を捉えて普及啓発に努めています。
- ・ 阿蘇地域においては、警察、ボランティアの自然ふれあい指導員、環境保護団体との連携による希少植物の盗掘防止パトロール活動などの取組みが行われています。また、宇土半島に生息する特定外来生物のクリハラリス(タイワンリス)の防除については、根絶を目指し、効果的な防除対策について地元自治体や地域住民と継続的に取り組んでいます。

第5章 安全で快適な生活環境の確保

第1節 水環境に係る対策の推進

1 健全な水循環の確保（安定的な水の確保）

現状・課題

地下水は限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを県民が享受できるようにするためには、健全な水循環を維持・回復していく必要があります。

熊本県は国の名水百選に選定された全8カ所の名水をはじめ、1千カ所を超える湧水地を擁する豊かで清らかな地下水に恵まれた「水の国」であり、水道水源の約8割を地下水で賄っています。特に、人口約100万人を有する熊本地域では、ほとんどすべての生活用水を地下水に依存しています。

このように地下水は県民の生活にとって欠くことのできない貴重な資源であり、地下水の質と量の両面で保全していかなければなりません。そのため、県民、事業者、行政が一体となって守っていく意識を高め、協働で地下水の保全に取り組む必要があります。

なお、菊陽町辛川の地下水位は、長期的には低下傾向でしたが、白川中流域や台地部における水田湛水等のかん養対策を進めた結果、近年の水位は、回復傾向にあります。

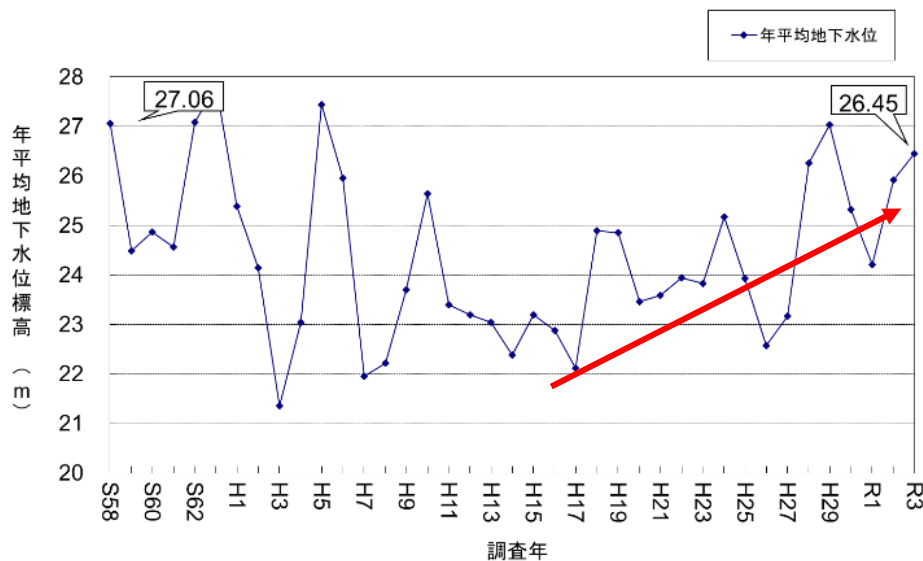


図 5-1-1 地下水位の経年変化図

取組み

- 熊本県地下水保全条例の地下水採取許可制を適正に運用し、また、地下水採取者による地下水使用合理化や地下水かん養の取組み等、持続的な地下水利用を促しました。なお、令和3年度（2021年度）の地下水採取量は表5-1-2のとおりです。

(単位 採取量：千m³/年、井戸数：本)

地域名		用途	農業	水産 養殖	工業	建築物	水道	家庭 その他	計
指定 地域 (注3)	熊本 周辺 (注4)	採取量	18,142	4,246	24,632	11,372	111,066	3,181	172,640
		井戸数	1,595	67	443	895	351	206	3,557
	八代	採取量	3,916	105	18,363	3,975	6,097	281	32,737
		井戸数	983	4	96	275	67	34	1,459
	玉名 有明	採取量	2,610	568	3,014	1,125	12,290	283	19,889
		井戸数	588	64	70	86	95	80	983
	天草	採取量	91	99	80	269	2,241	48	2,828
		井戸数	16	3	3	25	29	5	81
	計	採取量	24,758	5,018	46,089	16,742	131,694	3,794	228,094
		井戸数	3,182	138	612	1,281	542	325	6,080
	指定 地域外	採取量	20,817	0	418	222	6,522	0	27,979
		井戸数	90	0	11	4	17	0	122
	総計	採取量	45,575	5,018	46,507	16,964	138,216	3,794	256,074
		井戸数	3,272	138	623	1,285	559	325	6,202

表 5-1-2 令和3年度用途別地下水採取量

注1) 井戸数は自噴井戸を含む届出・許可の合計の数値です。

注2) 千m³未満の端数処理のため、計と内訳が一致しないことがあります。

注3) 指定地域とは、地下水採取に伴う障害が生じ、及び生じるおそれがある地域のことです。

注4) 熊本周辺地域とは、熊本地域の市町村(熊本市(旧河内町を除く)、菊池市(旧泗水町、旧旭志村の区域)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の区域)に加え、北部の菊鹿盆地の菊池市(旧菊池市、旧七城町の区域)及び山鹿市(旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町の区域)の区域です。

- 熊本地域の地下水保全については、重点的な水量保全対策として、白川中流域の他、台地部等の水田湛水事業を実施し、地下水かん養を推進しました。また、「水とみどりの森づくり税」等を活用した再造林への支援、「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づく水稻の生産や、水田における地下水のかん養を推進しました。
- 「水の国くまもと」のPRを行い、地下水の魅力の情報発信に取り組みました。また、中学生を対象に毎年実施されている「水の作文コンクール」では、21年連続応募数日本一を達成など地下水保全の意識醸成を図りました。
- 水に関する出前授業として、小学生を対象とした「水の学校」、幼児を対象とした「水のお話し会」を実施しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 「水の学校」受講学校数及び受講者数 10校 計588名
- 「水のお話し会」受講施設数及び受講者数 26施設 計1,119名

- ・ 次代を担う高校生の水環境保全に対する意識を高め、自主的かつ継続的な活動の普及を図ることを目的に、「水の国高校生フォーラム」を開催しました。当フォーラムでは、高校生が自ら実践している水環境保全に関する活動発表や高校生による水保全活動の推進宣言等を行いました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- ・ 「水の高校生フォーラム」参加学校数及び参加者数 15校 計158名

2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）

本県の主要河川は、阿蘇カルデラや九州中央山地の一部を形成する東部の山々を源とし、豊かな水環境を育みつつ、伏流し、あるいは水田を通して地下水をかん養しながら、県西部の有明海又は八代海へ流入しています。県西部の大部分が面するこれらの両海域は、本県と長崎、佐賀、福岡、鹿児島各県に囲まれ、閉鎖性が高いのが特徴です。

（1）公共用水域

現状・課題

河川、湖沼及び海域の水質汚濁については、環境基準が達成されていない水域もあることから今後も濃度変動を注視するとともに、工場・事業場に対する排水水指導や生活排水対策などにより公共用水域への汚濁負荷量の削減に努める必要があります。

水質の汚れの度合いを示すBOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）の環境基準を達成した割合は、河川が97.9%、湖沼が100%、海域が73.7%でした。河川では昭和53年度（1978年度）に38.5%でしたが、その後は改善傾向にあり、平成14年度（2002年度）以降は80%台後半～100%で推移しています。湖沼は、環境基準類型当てはめが行われた平成18年度（2006年度）から概ね100%を維持しています。海域は平成12年度（2000年度）に大規模な赤潮の影響等から52.6%に低下しましたが、その後、変動はあるものの60%台後半～80%台で推移しています。

一方、富栄養化対策として湖沼と海域に環境基準を設定している全窒素・全リン（りん）の環境基準を達成した割合は、湖沼が100%、海域が85.7%でした。湖沼は、環境基準類型当てはめが行われた平成18年度（2006年度）から平成21年度（2009年度）まで緑川ダム貯水池の全窒素について基準を達成していませんでしたが、平成22年度（2012年度）以降、環境基準を達成しています。

海域は、有明海の類型当てはめが行われた平成12年度（2000年度）が28.6%と最も低く、平成18年度（2006年度）以降は50～80%台で推移しています

また、人の健康の保護に関する項目（カドミウム、シアン等27項目）が環境基準を超えたのは、白川合流前（黒川）と坪井川合流前（堀川）のふっ素のみで、白川合流前は阿蘇火山による影響と考えられており、令和2年度（2020年度）やそれ以前にも同様の超過や検出が確認されています。

坪井川合流前は温泉排水による影響と考えられます。

環境基準(BOD又はCOD)達成率の推移

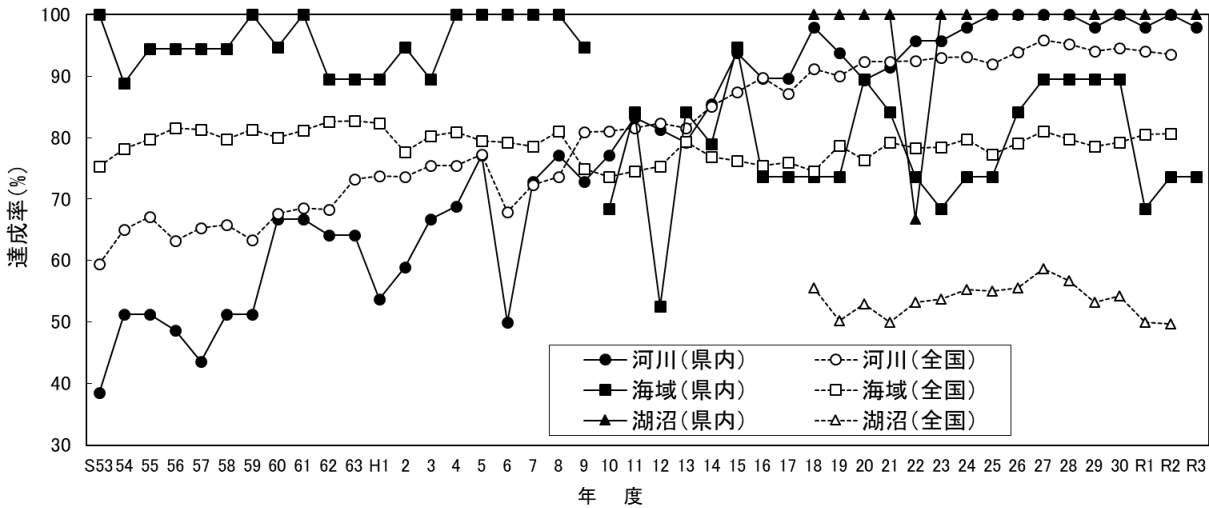


図5-1-3 河川 (BOD)、湖沼及び海域 (COD) の環境基準達成率の経年変化

(※) 平成10年度(1998年度)から海域におけるCODの測定方法を変更したため、本折れ線グラフでは平成9年度(1997年度)と平成10年度(1998年度)の間は連続していません。

海水浴場調査については、海水浴場の水質を把握するため、本県の主要海水浴場(年間利用人口が1万人以上)を対象に、海水浴場開設前(シーズン前)に水質等の調査を行っています。令和3年度(2021年度)は5箇所の海水浴場について調査を実施し、いずれも良好な水質でした。

取組み

- 水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、河川、湖沼及び海域の水質汚濁状況を常時監視するために水質調査を実施しています。環境基準を達成していない水域については、他の関連調査データとの比較検討、あるいは調査地点や調査項目、調査頻度の追加等により詳細な状況の把握に努めています。さらに、周辺に存在する汚濁負荷源等の実態の把握に努め、関係部局や市町村等とも連携しながらその要因を明らかにするための取組みを進めています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 水質調査 県内53河川128地点、3湖沼(ダム)3地点、3海域55地点
- 工場・事業場からの有害物質に係る排水・地下浸透水は、水質汚濁防止法のほか、本県独自に制定した熊本県地下水保全条例で規制されています。熊本県地下水保全条例では、新たな地下水汚染を防止し良質な地下水の保全を図ることを目的としてカドミウム、鉛、テトラクロロエチレン等の物質について地下水質保全目標、特別排水基準及び地下浸透基準を定めています。
令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により一部の事業場への立入調査が困難となったため、およそ50の工場・事業場については、井戸水や排水に係る自主的な水質検査を徴取して各事業場の水質を把握しました。

水質汚濁防止法による排水基準では公共用水域の水質保全が十分できないと考えられる場合には、同法第3条第3項の規定に基づき、県の条例でより厳しい排水基準(以下「上乘せ排水基準」という。)を定めることができます。

そこで、県では、有害物質(カドミウム、ジクロロメタン等)について、県内全域の特定事業場(一部の業種を除く。)を対象に上乘せ排水基準を適用しています。また、有明海・八代海に流れ込む汚濁負荷量を削減するため、図5-1-4の斜線部内に所在する特定事業場(有明海及び八代海に流入する公共用水域)を対象に、一部の生活環境項目(BOD、COD、SS※)について上乘せ排水基準を適用しています。基準を超過した12事業場に対しては直ちに改善指導等を行いました。

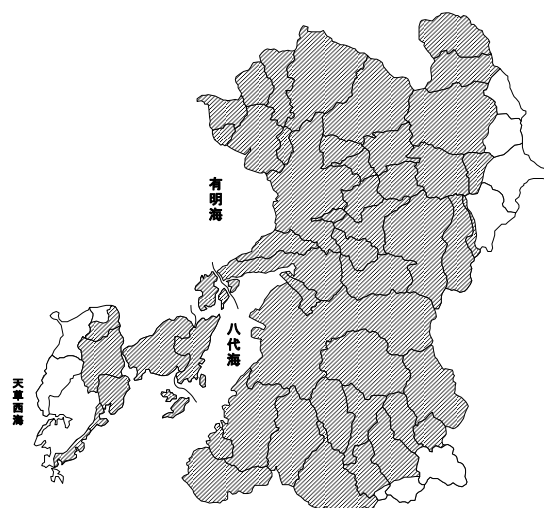


図5-1-4 上乘せ排水基準適用区域図

(※)SS(浮遊物質):懸濁物質のこと。この数値が大きい程、水質汚濁が著しいことを示します。

【令和3年度(2021年度)実績】

特定事業場等立入調査実施件数 274か所

(2) 地下水

現状・課題

地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、過去10年間の定点井戸(地域を代表する井戸)及び汚染井戸の調査結果によると、濃度の平均値や環境基準超過率は横ばいから微減傾向にあるものの、一部の地域には濃度が上昇している井戸もあることから、過剰な窒素肥料の施肥、家畜排せつ物及び生活排水の不適切な管理等への対策を進めています。

地下水は一度汚染されるとその回復に非常に長い期間を要します。熊本県は生活用水のおよそ80%(熊本地域では、ほぼ100%)を地下水で賄っており、将来的に継続して安全な飲用水を確保するため地下水汚染の未然防止が何よりも重要です。特に硝酸性窒素の発生源は、自然由来によるものから人為的なものまで多岐にわたっており、対策の効果が短期間で現れるとは限らないことから、今後も対策を継続していくことが重要です。

表5-1-5 地下水の定点及び汚染井戸監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
調査地点数	304	305	311	302	305	296	381	308	325	322	324
基準超過地点数	66	70	63	57	57	49	49	54	60	65	60
超過率[%]	21.7	23.0	20.3	18.7	16.6	18.9	12.9	17.5	18.5	20.2	18.5
平均値[mg/L]	6.0	6.1	5.8	5.6	5.7	4.5	5.1	5.2	5.4	5.7	5.4
最高値[mg/L]	56	55	56	54	54	49	55	55	57	51	52

取組み

- 県では、水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づく地下水の水質汚濁状況の監視を目的として地下水質調査を行っています。

【令和 3 年度(2021 年度)実績】

(ア) 概況調査

① 定点監視調査

県下全域の地域の代表地点の井戸を対象に、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目(砒素、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む 28 項目)を 161 地点で調査

② 定点監視調査補助点調査

定点監視調査を補う地点の井戸を対象に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 21 地点で調査

(イ) 継続監視調査

① 汚染地区調査

過去の調査で地下水環境基準超過が確認された 294 地点で調査

② 検出井戸周辺地区調査

過去にトリクロロエチレン等の揮発性有機塩素化合物が検出された地点や、菊池市内の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過しないものの高濃度で検出された 46 地点を調査

③ 特定地点調査

荒尾地域硝酸性窒素削減計画における指標井戸である 35 地点を調査

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等によって年度内に新たに発見された汚染について、その範囲を確認するため、調査。(令和 3 年度(2021 年度)は該当なし)

表 5-1-6 令和3年度(2021年度)地下水質調査結果総括表

調査の種類		調査井戸数	基準超過数
概況調査 調査地点数：182 超過地点数：12	新規概況調査 (G点)	0	0
	定点監視調査 (T点)	161	12
	定点監視調査補助点調査 (N点)	21	0
継続監視調査 調査地点数：375 超過地点数：134	汚染地区調査 (M点)	294	127
	検出井戸周辺地区調査 (K点)	46	3
	特定地点調査 (A点)	35	4
汚染井戸周辺地区調査 調査地点数：0 超過地点数：0	汚染井戸周辺地区調査 (S点)	0	0
合計		557	557

- 令和3年度(2021年度)も県下で砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素等の項目で環境基準を超える井戸が確認されています。硝酸性窒素汚染対策について、汚染源からの窒素負荷量の削減を図るため、特に、広域的な汚染が見られる荒尾地域及び熊本地域では、それぞれ荒尾地域硝酸性窒素削減計画(平成15年(2003年)3月)、熊本地域硝酸性窒素削減計画(平成17年(2005年)3月)を策定し、これらに基づき対策の推進を図っています。

・トリクロロエチレン (TCE)

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性の液体で水に溶けにくい物質です。金属機械部品などの脱脂洗浄剤、ドライクリーニング洗浄剤、一般溶剤、殺菌剤として使用されます。

・テトラクロロエチレン (PCE)

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体で、水に溶けにくく不燃性物質です。ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤等として使用されます。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

人の生活や農業活動で排出された窒素化合物は、酸化されて硝酸あるいは亜硝酸イオンの形で地下水中に溶け込みます。体内に摂取すると、乳児等はメトヘモグロビン血症により酸素欠乏症状を起こすことがあります。

(3) 水道

現状・課題

水道は、県民の健康で快適な生活や地域の経済活動を支える重要な社会基盤です。安全で安心な飲用水を確保するため、地下水や河川、湧水などの水源から取水した原水は、ろ過や薬品などによる浄水処理を行い、配水管を經由して各家庭の蛇口に至るまで、厳密な水質管理が実施されています。

水道には、市町村等が区域内の住民に対して給水する水道事業、水道事業者に対して水道用水を供給する水道用水供給事業、そして学校や病院など自家用のための専用水道などがあります。

県内の水道原水を取水量で見ると、地下水が約8割、河川等の表流水が約2割であり、全国平均と比較すると地下水の割合が高くなっています。

また、水道の使用状況は、水道事業における1人1日平均給水量(リットル)で見ると、昭和40年度(1965年度)は198リットルでしたが、その後、水洗化率の向上等生活様式の変化に伴って増加し、近年では320から330リットル前後で推移しています。

表5-1-7 県内の水道事業の状況(令和3年(2021年)3月31日現在)(単位:事業)

		市	町	村	一部事務組合	その他	計
水道事業	上水道	15	11	1	2	0	29
	簡易水道	44	21	20	0	37	122
	小計	59	32	21	2	37	151
水道用水供給事業		0	0	0	1	0	1
専用水道		254					254
合 計							406

※上水道:給水人口が5,001人以上の水道事業

簡易水道:給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業

県内における水道普及率(給水人口/行政区域内人口)は令和3年(2021年)3月末現在で88.8%と、全国(98.1%)と比較すると非常に低くなっています。本県においては、水道未普及地域の人口も多いため、このような地域における安全な飲料水の確保が課題です。

また、近年、一部の地域では、過剰揚水やかん養地域の減少などによる地下水量の減少もみられており、水道水源への影響が心配されます。

一方、水質の面では、水源が地下水の場合は全体的には良好で消毒のみで飲用可能な地域が多いものの、硝酸性窒素の濃度上昇がみられる地域があります。また、全国的には、水道水からクリプトスポリジウムなどの耐塩素性病原微生物が検出されるなどの問題も生じており、本県においても水質管理を強化していく必要があります。

取組み

- 本県では水道の未普及地域が多く残っているものの、未普及地域への水道整備には、財政負担の増加や今後の人口減少が課題となり、水道の整備が難しい場合もあるため、引き続き、飲用井戸等の水質調査を行いながら、安全性の確保を図っています。

また、今後の人口減少により水需要量は減少していく見込みであり、水の有効利用を促進するとともに、ダウンサイジングや統廃合による水道施設の有効利用を含め、水道事業の広域連携や広域化について各地域で検討を行います。

(4) 生活排水対策

現状・課題

生活排水対策については、昭和63年(1988年)に取組みの基本方針、役割分担等を定めた「熊本県生活排水対策推進要綱」を策定し、下水道や集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設の整備

を進めてきました。この結果、平成10年度（1998年度）末時点では51.1%であった本県の汚水処理人口普及率（注1）は、令和3年度（2021年度）末時点では88.8%まで向上し、河川等の環境基準達成率の向上に寄与するなど、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に一定の成果を上げてきました。

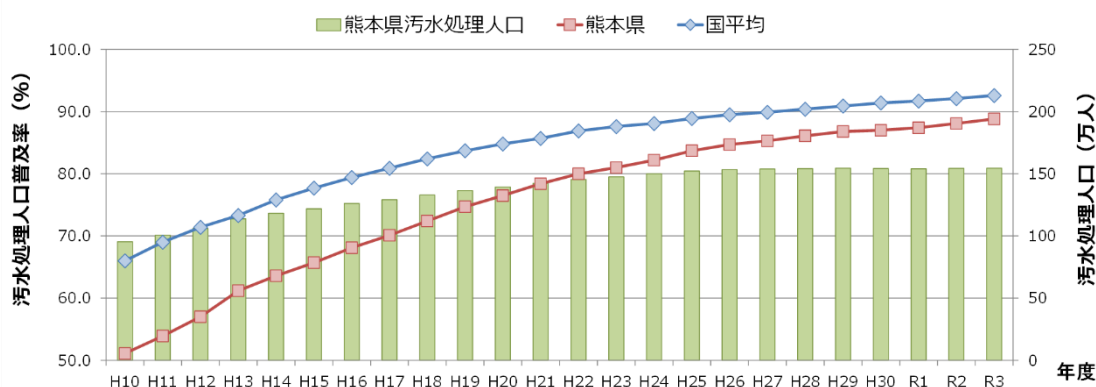


図5-1-8 汚水処理人口普及率経年変化

一方、本格的な人口減少の到来、市町村財政の悪化、資源・エネルギー問題の顕在化等の社会情勢の変化や、整備済施設の老朽化、災害の激甚化など、生活排水の適正かつ効率的な処理を引き続き実施し、県民の安全で快適な生活環境を実現するためにはこれらの課題・問題に適切に対応していく必要があります。

取組み

- 本県では、生活排水対策の基本方針は施設整備の進捗や社会情勢の変化に対応するため概ね5～10年ごとに見直しており、令和4年（2022年）3月には持続可能な汚水処理システムの構築を目指した生活排水対策の新たなマスタープランとして「くまもと生活排水処理構想2021」を策定しました。

新しい構想では、「生活排水処理施設の早期概成」「汚水処理施設の持続可能な運営管理」「汚泥の利活用」と併せ、熊本地震や令和2年7月豪雨の経験を生かした「防災減災の推進」の4つの基本方針のブラッシュアップを行い、中期・長期の具体的な取り組み内容及び目標を明らかにしています。

- 今後も汚水処理施設の早期概成(令和8年度(2026年度)末までに普及率93%)に向け施設整備を積極的に推進するとともに、家屋等が散在する地で整備を進めている浄化槽においては、適正な維持管理の徹底を図ること等により、公共用水域の更なる水質保全に努めます。

また、本県独自の取組みとして毎年度公表している指標として、実際に生活排水が適正に処理されている割合を表す汚水適正処理率（注2）は、令和3年度(2021年度)末で81.9%になりました。これらを踏まえ、汚水処理施設をより一層活用させるため、市町村や県民の皆様とともに下水道等への接続や浄化槽の適正管理の取組みをさらに進めて参ります。

(注1) 汚水処理人口普及率は、下水道、集落排水施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設が整備され、これに接続等して利用できる人口を総人口（住民基本台帳人口）で除したものです。なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の利用人口は含まれません。

$$\text{汚水処理人口普及率（％）} = \frac{\text{生活排水処理施設整備済み区域内人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

(注2)汚水適正処理率は、適正に汚水処理を行っている人の割合を表す指標です。下水道や集落排水施設などの集合処理施設に接続し使用している人口と、浄化槽法で定められた検査を受検し適正管理されている浄化槽を使用している人口との和を汚水適正処理人口と呼び、これを総人口（住民基本台帳人口）で除した値です。

$$\text{汚水適正処理率（％）} = \frac{\text{（集合処理施設（下水道等）の接続使用人口} + \text{法定検査受検済み浄化槽の使用人口）}}{\text{総人口}} \times 100$$

3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）

現状・課題

「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画（平成15年(2003年)3月策定、毎年度更新）」に基づき、総合的な対策に取り組んでいますが、一部の海域で環境基準が未達成であるため、海域ごとの状況に応じてCOD、全窒素及び全リンの更なる負荷低減に取り組む必要があります。

海域環境変化や水産資源減少の要因は、国、関係県、大学等で調査・研究が進められていますが、未解明の部分が多く残されており、更なる調査・研究が必要です。

有明海・八代海の豊かな自然環境を次世代に継承するため、行政、事業者、関係団体等、県民一体となって海域環境保全に取り組む必要があります。

取組み

- 「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」に基づき、国や関係県等と連携し、下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備等の生活排水対策や、森林の機能の向上、藻場造成や覆砂等による沿岸漁場の環境改善、関連する試験研究や調査など、山、川、そして海にわたる総合的な対策に取り組んでいます。
- きれいな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、多くの県民が、川や海の水辺環境や生物多様性等に関心を持ち、自発的な環境保全活動につながるよう、河川や海岸の清掃活動の普及啓発活動、小中学生等を対象にした環境出前講座、生物多様性や干潟保全に係る自然環境講座等を実施しています。



清掃活動



環境出前講座



水生生物調査



生物多様性くまもとセミナー

- ・ 簡易な水質分析や川に棲む水生昆虫等を指標とした調査を「みんなの川の環境調査」と称し、川への関心を持ってもらうために地域の小学校や子ども会などの団体に、身近な川について自分たちで調べてもらう取組みを行っています。その結果、大半の地点において、比較的良好な水環境であるとの結果が得られています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 「みんなの川の環境調査」の参加団体数及び参加者数
21 団体(学校 13、環境保全団体 8)が、で調査を実施し、延べ 936 人
- ・ 調査箇所 延べ 36 地点

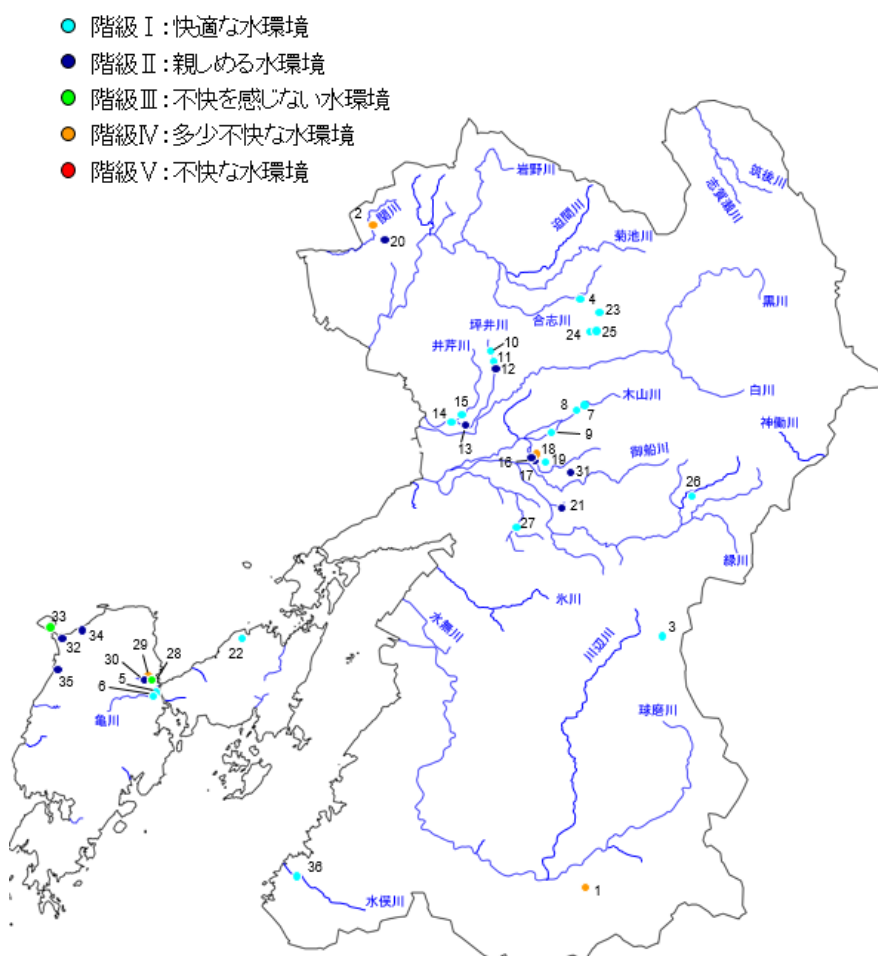


図5-1-8 みんなの川の環境調査(水質評価)

第2節 大気環境に係る対策の推進

1 大気環境の監視

(1) 監視体制

現状・課題

県では、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するため熊本市及び九州電力(株)が設置している測定局を含めて、一般環境局32局、沿道の自動車排ガス局3局の計35局で大気汚染物質の自動測定を実施しています。

測定局が設置されていない地域については、大気環境測定車による大気汚染調査等を行っています。近年、高濃度の光化学オキシダントや浮遊粒子状物質が測定され、大陸から汚染物質の移流が指摘されています。

微小粒子状物質(PM_{2.5})は中国での深刻な大気汚染の報道等を受け、国民的関心を集めました。近年は改善傾向にあり、全国でPM_{2.5}の濃度が減少していると報告されている他、県内では、二酸化硫黄、二酸化窒素等も環境基準を達成しています。今後は効率的な監視体制への移行の検討が必要となっています。



図5-2-1 大気汚染常時監視測定局配置図

取組み

- 県では、環境基準の適合状況の評価ができるよう測定機器の適切な維持管理に努めています。PM_{2.5}については、県設置16局と熊本市設置8局の24局体制(令和4年(2022年)4月現在)となっています。なお、PM_{2.5}に係る国が定めた指針に基づき、県の独自運用を加えた注意喚起の運用を平成25年(2013年)3月5日から開始し、同日に全国初の注意喚起を行いました。
- 測定車の機動性を活かし、迅速かつ、きめ細やかな測定を行い、県民の安心、安全を確保しています。さらに、今後の測定局配置の検証を行います。

測定機器やデータ通信装置を搭載して県下各地域の大気汚染の状況を機動的に監視しています。



大気環境測定車(みどりIV世)

(2) 大気環境の状況

ア 二酸化硫黄

現状・課題

二酸化硫黄については、令和3年度(2021年度)は8市町18局(一般局、以降同様)で測定しています。測定局により多少の増減はあるものの、低濃度で推移し、環境基準の長期的評価に照らしてみると、全ての局で環境基準を達成しています。

測定結果は長期的にみると減少傾向で推移していますが、引き続き監視が必要です。

(単位: ppm)

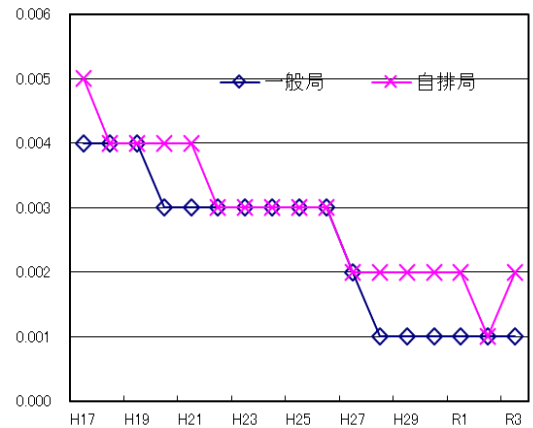


図5-2-2 二酸化硫黄年平均値経年変化

※一般局: 一般環境局 自排局: 自動車排ガス局

取組み

- 工場・事業場への立入調査等により、ばい煙等の自主測定や低硫黄燃料使用の実施を指導しています。

イ 二酸化窒素

現状・課題

二酸化窒素については、令和3年度(2021年度)は13市町27局で測定しています。全ての測定局において横ばい又は減少傾向で推移しており、環境基準の長期的評価に照らしてみると、全ての測定局で環境基準を達成しています。

測定結果は長期的には減少傾向で推移していますが、引き続き監視が必要です。

取組み

- 工場・事業場への立入調査を実施し、処理施設の設置及び適正管理、ばい煙等の自主測定の実施を指導しています。

ウ 浮遊粒子状物質

現状・課題

浮遊粒子状物質については、令和3年度(2021年度)は13市町28局で測定しています。環境基準の長期的評価に照らしてみると、全ての測定局で環境基準を達成しています。

測定結果は減少傾向で推移していますが、引き続き監視が必要です。

取組み

- 工場・事業場への立入調査を実施し、処理施設の設置及び適正管理、ばい煙等の自主測定の実施を指導しています。

(単位 : ppm)

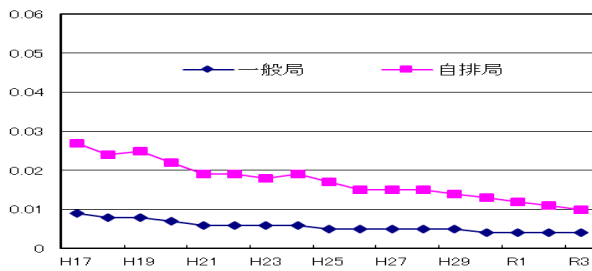


図5-2-3: 二酸化窒素年平均値経年変化

(単位 : mg/m³)

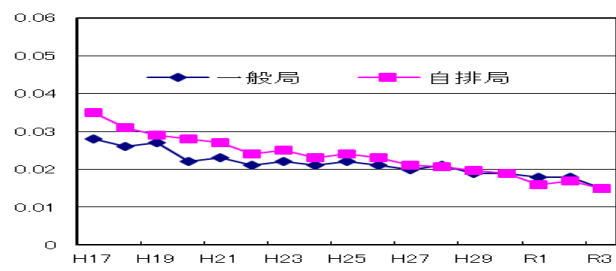


図5-2-4: 浮遊粒子状物質年平均値経年変化

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μ m (マイクロメートル) 以下の微細な粒子をいい、大気中に長期間滞留して呼吸器系に影響を及ぼします。

エ 光化学オキシダント

現状・課題

光化学オキシダントについては、令和3年度(2021年度)は17市町24局で測定していますが、24局全てで環境基準未達成でした。全国の状況を見ても環境基準達成率は0.2%(令和2年度(2020年度))と低い状況にあります。

光化学スモッグ注意報については、平成18年(2006年)6月に本県で初めて発令しました。

なお、平成22年度(2010年度)から令和3年度(2021年度)までの間で注意報を発令したのは、令和元年度(2019)年度のみとなっています。

また、春季に光化学オキシダント濃度が高濃度となる状況が続いているため、その要因について調査、検討を行う必要があります。光化学オキシダント濃度が上昇した理由として、大陸からの汚染物質移流等も原因の1つと推定されています。

(単位 : ppm)

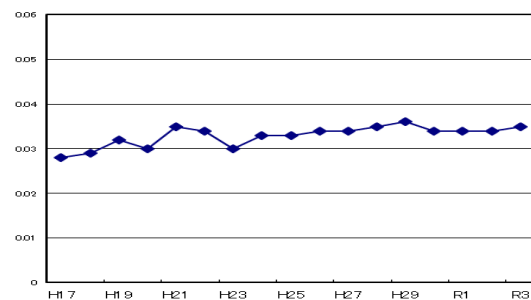


図5-2-5: 光化学オキシダント年平均値経年変化

取組み

- 九州地方知事会及び本県独自で国に対して「光化学スモッグの原因究明と対策について」の緊急要望を行ったほか、九州各県の光化学スモッグ注意報発令情報を、速やかに情報交換を行うなど連携した取組が進められています。

※光化学オキシダント

光化学スモッグの主成分で、オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の総称をいいます。光化学スモッグは、日差しが強く風の弱い日に特に発生しやすく、健康への影響として、目がチカチカする、のどのイガイガや痛みなどの症状がでることがあります。

オ 微小粒子状物質

現状・課題

微小粒子状物質(PM_{2.5})については、令和3年度(2021年度)は17市町の25局で測定しました。その結果、全測定局で環境基準を達成し、近年は改善傾向にあります。

平成25年(2013年)3月に、国がPM_{2.5}に関する注意喚起のための暫定的な指針値(日平均70 μ g/m³)を定め、これを超過するおそれがあると判断された場合、県が注意喚起を行うこととしています。なお、令和3年度(2021年度)は指針値の超過がなかったことから、注意喚起は行っていません。

状況の改善が見られたものの、依然として高い濃度となる日が観測されています。この要因としては、春期における大陸からの黄砂や汚染物質の移流等が原因の1つと推定されます。

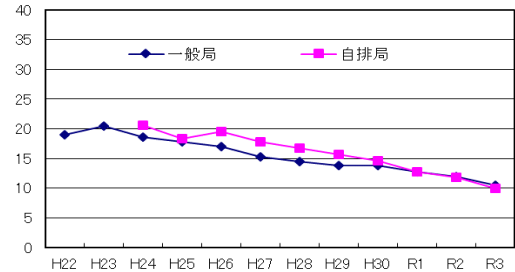


図5-2-6: 微小粒子状物質年平均値経年変化

取組み

- 県民に対してよりきめ細やかな情報提供を行うため、平成25年(2013年)9月から、県内を4つの地域に区分して地域毎に早朝や日中の測定値を確認し、指針値超過のおそれがあると判断すれば注意喚起を行うこととしています。なお、専門家による委員会での検討結果を踏まえた適正配置(常時監視体制を維持しつつ監視体制を効率化)により、令和4年(2022年)3月末に4局を削減しています。

また、大陸からの越境移流の影響も考えられることから、国に対して原因究明と対策の実施を要望しています。

さらに、PM_{2.5}の発生要因を解明するために成分調査を行っています。

※微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち、粒子の大きさが2.5 μ m(マイクロメートル)以下の非常に小さな粒子のことです。肺の奥まで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

(3) 酸性雨※の状況

現状・課題

環境省が実施した平成25~29年度(2013~2017年度)の越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングによれば、全国の測定地点における降水のpHの平均値は4.58~5.16の範囲にあり、引き続き酸性化した状態であることが認められました。一方で、酸性雨に起因する広範囲の植生衰退は認められず、生態系への被害が顕在化しているとはいえないと報告されています。ただし、現在のよう酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来、影響が顕在化する可能性も指摘されています。

(※:一般的にはpH5.6以下の雨をいう。)

酸性雨による影響は、長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくいとして、国

では長期モニタリングの着実な実施と東アジア酸性雨モニタリングネットワークを通じた調査研究の普及等を今後の課題としています。

取組み

- ・ 県内の酸性雨の状況を把握するため、県では平成元年度(1989年度)から雨水のpH等の調査を行っています。令和3年度(2021年度)の調査では、宇土市の年平均値は酸性雨の目安であるpH5.6を下回っています。
- ・ 現在、九州・山口の各県と酸性雨に関する共同調査研究を実施し、原因の解明を行うとともに全国環境研協議会において情報共有を行い、広域的な酸性雨の調査に参加しています。

	令和3年度(2021年度)
宇土市	4.78

表5-2-7 R3年度酸性雨調査結果 (pH 年平均値)

2 発生源対策

(1) 発生源ごとの対策の推進

現状・課題

令和3年度(2021年度)末までに届出があった数は、県所管において大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設が1,874施設(877工場・事業場)、県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)に基づくばい煙発生施設が1,070施設(703工場・事業場)です。また、大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設が835施設(229工場・事業場)、県条例に基づく粉じん発生施設が865施設(429工場・事業場)です。ばい煙発生施設の種別構成をみると、大気汚染防止法及び県条例のいずれもボイラーが最も多くなっています。

ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対して、排出基準の遵守状況の確認や必要に応じた適切な改善措置を講じるよう指導するとともに、排出量の実態把握が必要です。

取組み

- ・ 大規模工場・事業場については年に1回、小規模工場・事業場については3年に1回程度立入調査を実施し、特にばい煙等の自主検査状況を重点的に確認しています。
- ・ 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対して立入調査を行い、施設の使用状況等を調査するとともに、処理施設の設置、ばい煙発生施設等の適正管理、ばい煙等の自主測定の実施について指導等を行いました。また、一般粉じん発生施設設置工場・事業場に対して立入調査を行い、「構造並びに使用及び管理に関する基準」の遵守について指導を行いました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 立入調査実施施設数
ばい煙発生施設設置工場・事業場の延べ24施設
一般粉じん発生施設設置工場・事業場の延べ16施設

(2) アスベストに関する対策

現状・課題

アスベストには発がん性など人への健康影響という問題があることから、平成18年(2006年)9月に大気汚染防止法により、アスベストをその重量の0.1%を超えて含有する建築材料も規制の対象となりました。さらに、平成18年(2006年)10月からは建築物だけでなく、アスベストを使用した工作物も規制対象に追加されました。

令和2年(2020年)6月の大気汚染防止法改正(令和3年(2021年)4月から施行)により、大気汚染防止法の規制対象となる建材(レベル3建材等)が追加されるとともに、解体等工事に伴う事前調査結果の県への報告義務付けや直接罰等が創設され、行政による立入調査等の対象が解体等工事の元請業者に係る事務所等にまで拡大されました。

なお、法改正により規制対象となる作業数は、これまでの規制対象だった除去作業(レベル1、2建材)数の約5~20倍に増えると推計されており、これまで以上に効率的・効果的な解体等現場への立入指導を実施する必要があります。

※:解体等工事に伴う事前調査について、令和5年(2023年)10月からは建築物石綿含有建材調査者等の必要な知識を有する者が行わなければならない。

取組み

- ・ 県では、特定粉じん排出等作業実施の際に立入調査・指導等を行っています。
【令和3年度(2021年度)実績】
立入調査実施件数 延べ939件
- ・ 建築物等の解体、改修などでアスベスト使用建材の除去等を行う特定粉じん排出等作業については、吹付けアスベスト等が使用された建築物の解体等が今後多くなると見込まれていることから、大気汚染防止法に基づく届出や作業基準の遵守の徹底が課題となっています。
なお、令和3年度(2021年度)には、43件の特定粉じん排出等作業実施届出書(熊本市除く)が提出されました。
- ・ 令和4年度(2022年度)から開始される建築物等の解体等時における事前調査結果の電子システム報告を活用し、解体等現場への効果的な立入指導を行うこととしています。

(3) 自動車交通量低減化のための公共交通機関の利用促進

現状・課題

県内の自動車保有台数は年々増加、乗合バスの輸送人員は長期的に減少傾向にあり、特に令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に輸送人員が減少しています。



令和2年度(2020年度)の乗合バスの輸送人員は1,988万人で、ピーク時である昭和44年度の1億1,923万人の17%以下まで減少しており、自家用自動車の利用から環境負荷のより低い公共交通機関への転換を図るため、モビリティ・マネジメントの推進や公共交通機関の利便性向上への取組みを一層強化する必要があります。

取組み

- 自動車交通から公共交通へ乗り換えるパークアンドライドの利用促進や空港ライナーの運行(阿蘇くまもと空港～JR肥後大津駅(阿蘇くまもと空港駅)間)への支援、路線バスの行先・経由地を表す案内番号の変更や、リアルタイムでバスの運行状況が確認できる「バスきたくまさん」の運用への支援等を通して、地域の公共交通がより利用しやすいものとなるよう様々な対策を継続して講じています。また、令和3年(2021年)3月に「熊本県地域公共交通計画」を策定し、県内全域でそれぞれの地域のニーズに合った交通体系の構築や、路線バス共同経営の取組みを支援しています。

第3節 オゾン層の保護対策の推進

現状・課題

フロンはオゾン層破壊の原因となり、代替フロンは地球温暖化の要因となるため、フロン類の生産・使用規制だけでなく、回収等、管理・処理の適正化を図る必要があります。

取組み

- ・ 冷蔵庫やエアコンなどの廃家電やカーエアコン、業務用冷蔵冷凍空調機器等からのフロン回収を徹底させるため、家電リサイクル法や自動車リサイクル法、フロン排出抑制法が施行されています。
- ・ 本県では、これらの法律に基づくフロン類の回収・適正処理を促進するために、オゾン層保護やフロン回収等に関する広報・啓発活動を行っています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 県内のフロン回収量 業務用冷蔵空調機器等 67.19トン
自動車 6.7トン



環境省 経済産業省 国土交通省
作成パンフレット

第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

1 騒音

現状・課題

騒音は、私たちの日常生活に特に密接した公害であって、その発生源も工場、事業場、建設作業、道路交通等様々です。

騒音は、感覚的な環境問題のため、個人差があり、問題の解決が困難となっています。

取組み

(ア) 工場・事業場騒音の規制

- 県では、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に係る騒音の規制地域と規制基準を定めています。平成19年度(2007年度)には、振動及び悪臭に係る規制地域及び規制基準を騒音と同様に全域規制とする基本方針を定めて抜本的な見直しを行い、平成21年度(2009年度)に告示、施行しています。
- また、平成30年度(2018年度)に都市緑地法が改正され、用途地域に「田園住居地域」加わったことにより、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の見直しを行い、令和元年度(2019年度)に告示、施行しています。
- なお、騒音規制法の改正により、平成24年度(2012年度)から、市の区域における規制地域の指定や規制基準の設定等については、市の権限とされています。また、騒音規制法に基づく特定施設に係る届出の受理、立入検査、改善勧告及び命令並びにその他の事務は市町村の権限とされているほか、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく同様の事務は市町村に移譲されており、県では、規制権限を有する市町村との連携を図っています。

(イ) 自動車交通騒音

- 自動車騒音の常時監視は、都道府県知事及び市長が、自動車の騒音の影響がある道路に面する地域(道路端から50mの範囲)において、環境基準の達成状況等を把握するものです。騒音の環境基準は、平成12年度(2000年度)からは、道路に面する地域について、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています(面的評価)。令和3年度(2021年度)は県及び各市で118区間、20,351戸を対象に面的評価を行いました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 環境基準を満足した件数
昼真 20,124戸(98.9%)、夜間 19,871戸(97.6%)
昼間及び夜間の両方 19,860戸(97.6%)

(ウ) 航空機騒音

- 県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を調査するため、昭和49年度(1974年度)から阿蘇くまもと空港周辺の航空機騒音調査を実施しています。昭和59年度(1984年度)に阿蘇くまもと空港周辺の6地点に測定局を設置し、平成20～22年(2008～2010年)の再配置を経て、現在は9局(県7局、菊陽町1局、大津町1局)で航空機の騒音を測定しています。

【令和3年度(2021年度)実績】

環境基準達成件数 8局(県7局、菊陽町1局) ※大津町1局は機器不調のため欠測

表 5-4-1 令和3年度(2021年度)航空機騒音の環境基準達成状況(単位: dB)

No.	測定地点	所管	環境基準値 (類型区分)	測定結果 (L_{den} 年パワー平均値)
1	熊本市東区戸島西「県営西戸島団地局」	県	57(I類型)	48
2	熊本市東区戸島「日向上公民館局」	県	62(II類型)	51
3	菊陽町久保田「中央公民館」	県	57(I類型)	43
4	菊陽町曲手「道明公民館局」	県	62(II類型)	48
5	大津町大津「大津町子育て・健診センター局」	県	62(II類型)	47
6	益城町古閑「古閑第二公民館局」	県	57(I類型)	38
7	西原村小森「西原台公民館局」	県	62(II類型)	46
8	菊陽町戸次「戸次公民館局」	菊陽町	62(II類型)	44*
9	大津町森「大津町運動公園局」	大津町	62(II類型)	—*

※測定期間等: 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月30日。大津町運動公園局は機器不調のため欠測。戸次公民館局は令和3年(2021年)6月17日までの測定結果による。

※ L_{den} : 時間帯補正等価騒音レベルの略で、航空機騒音の評価指標

※「パワー平均値」とは、騒音レベルの平均化の手法である「パワー平均」により算出された平均値です。(騒音レベルは、音のエネルギー量を対数変換したデシベル(dB)で表されているため、平均値を算出する場合は騒音のもととなっている音のエネルギー量を平均する。)

2 振 動

現状・課題

振動は、工場・事業場、建設作業、道路交通のように騒音を伴って発生することが多く、その発生源も様々です。

振動も騒音同様、感覚的な環境問題のため、問題解決が困難なっています。

取組み

- ・ 振動公害を防止するため、県では、振動規制法に基づき、工場、事業場に係る振動の規制地域と規制基準を定めています。平成 19 年度(2007 年度)には、振動及び悪臭に係る規制地域及び規制基準を騒音と同様に全域規制とする基本方針を定めて抜本的な見直しを行い、平成 21 年度(2009 年度)に告示、施行しています。
- ・ また、平成 30 年度(2018 年度)の都市緑地法が改正され、用途地域に「田園住居地域」加わったことにより、騒音と同様に規制する地域の指定の見直しを行い、令和元年度(2019 年度)に告示、施行しています。
- ・ なお、振動規制法の改正により、平成 24 年度(2012 年度)から、市の区域における規制地域の指定や規制基準の設定等については、市の権限とされています。また、振動規制法に基づく特定施設に係る届出の受理、立入検査、改善勧告及び命令並びにその他の事務は市町村の権限とされているため、県では、規制権限を有する市町村との連携を図っています。

3 悪臭

現状・課題

悪臭は焼却、野焼き等により発生することが多く、そのほか畜産農業におけるふん尿や、工場・事業場において使用する溶剤の不適切な管理のために発生することがあるほか、ごみを適切に処理していないために発生することもあります。

悪臭の規制は悪臭物質ごとになされていますが、悪臭苦情は同時に複数の物質が関わってくる 경우가多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

取組み

- ・ 悪臭については、悪臭防止法に基づき、規制地域や規制基準が定められており、特定悪臭物質として 22 物質が規制されています。平成 19 年度(2007 年度)には、振動及び悪臭に係る規制地域及び規制基準を騒音と同様に全域規制とする基本方針を定めて抜本的な見直しを行い、平成 21 年度(2009 年度)に告示、施行しています。
- ・ なお、悪臭防止法の改正により、平成 24 年度(2012 年度)から、市の区域における規制地域の指定や規制基準の設定等については、市の権限とされています。また、悪臭規制の事務は市町村の権限とされていますが、畜産農業については、農政等関係機関とも協力して適切な指導を行い、農畜産経営による悪臭の防止を図っています。

4 光害

※光害とは、発光器具から照射される光のうち、その目的とする照射対象範囲の外に漏れる光(漏れ光)、照らす強さ、時間などが過剰な光及び特定の照射対象物がない光により、動植物及び農作物の生息又は生育、天体観測への悪影響などが生ずることをいいます。

現状・課題

夜間照明は、私たちの生活に必要なものです。しかし、過剰な照明は、人に不快感を与えたり、天体観測の障害になったりするなど、様々な悪影響が指摘されています。

ライフスタイルの変化に伴い、深夜まで営業する店舗や郊外型の大型店舗の増加などにより、夜間照明の使用は年々増えています。また、顧客誘因のための過剰な照明も見受けられ、引き続き光害防止の必要性について啓発を進める必要があります。

取組み

- 「熊本県生活環境の保全等に関する条例」では、ひかりが光害のない快適なまちづくりに向けて、屋外照明設備の設置者などに対し光害の防止に取り組むよう求めるとともに、サーチライトやレーザーなどによる特定の対象物以外への照射を禁止しています。（ただし、祭典などの催し物において、一時的に使用する場合などは除きます。）

第5節 土壤汚染と地盤沈下の対策の推進

1 土壤汚染

現状・課題

土壤汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた土壤汚染対策法は、平成15年(2003年)に施行されました。

同法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質として、鉛、シアン、トリクロロエチレン等の26物質が指定され、「有害物質使用特定施設を廃止した時の調査義務(第3条)」、「一定の規模以上の土地の形質変更時の届出(第4条)」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定(第6条、第11条)」、「自主調査による要措置区域等の指定の申請(第14条)」、「汚染土壤の処理等に係る規制(第16条～第28条)」等が定められています。

平成29年(2017年)の改正においては、調査義務の履行が猶予されている土地での900㎡以上の土地の形質変更に係る届出義務の創設(第3条第7項)、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場における土地の形質変更時の届出の面積要件の縮小(3,000㎡→900㎡)等が定められました。

土壤汚染対策法の施行から15年以上が経過し、これまで、有害物質使用特定施設の設置者や一定の規模以上の土地の形質の変更を行う事業者、調査義務の猶予を受けている土地所有者等に対する同法の内容の周知に取り組んできましたが、平成29年(2017年)の法改正により規制強化が行われたことや、令和2年度(2020年度)に同法第4条に基づく届出漏れ事案が発覚したことから、同法について更なる周知が必要です。

今後も県内の土壤汚染状況を把握し、適切な措置により土壤汚染による健康被害を未然に防ぐとともに、水質汚濁防止法や熊本県地下水保全条例等と連携し、有害物質や有害物質使用特定施設の管理や排水の処理方法について、引き続き監視指導を行っていく必要があります。

取組み

- 一定の規模以上の土地の形質変更届出書(第4条第1項)及び調査の猶予された土地の900㎡以上の土地の形質変更届出書(第3条第7項)の審査を通じて、土地の所有者等に対して土壤汚染状況調査を命令するなどの対応を行うとともに、土壤汚染が判明した土地については、人の健康被害が生ずるおそれがあるかの判断により「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定しており、「要措置区域」の場合には、土地の所有者等に対して汚染除去等計画の作成及び提出の指示を行っています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 要措置区域の指定件数 0件
 - 形質変更時要届出区域の指定件数 7区域
- 土壤汚染対策法の内容の周知について、行政担当者向け環境法令等研修会や法令、施行規則の改正にあわせた行政及び県内団体への通知など、機会をとらえ積極的に行っています。
- 令和3年度(2021年度)末における同法の施行状況概要は次表のとおりです。

表 5-5-1 令和3年度(2021年度)土壤汚染対策法施行状況(令和4年(2022年)3月末現在)

件名	件数 ^{※1}
有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壤調査(第3条第1項)	1 (7)
上記調査の猶予(第3条第1項ただし書)	9 (91)
上記調査の猶予された土地における 900 m ² 以上の土地の形質変更届出(第3条第7項)	0 (4)
上記届出における調査命令(第3条第8項)	0 (4)
一定の規模以上の土地の形質変更届出(第4条第1項) ^{※2}	328 (1,909)
上記届出における調査命令(第4条第3項)	0 (11)
土壤汚染により健康被害があると認めるときの調査(第5条)	0 (0)
要措置区域の指定(第6条)	0 (3)
形質変更時要届出区域の指定(第11条)	1 (10)
汚染土壤処理業の許可(第22条)	0 (1)

※1 ()内の数字は法施行時からの累計

注) 全て熊本市を除く件数

※2 現に有害物質使用特定が設置されている土地では900 m²以上、それ以外の土地では3,000 m²以上

2 地盤沈下

現状・課題

県内では熊本平野西部地域で地盤沈下が生じています。県では基礎資料を得るため、昭和53年(1978年)から地盤変動状況の調査を実施しました。平成6年(1994年)からは熊本市が引き続き調査を実施し、昭和50年代の前半からの約30年間で30cm近く沈下した地域がみられましたが、近年では、工場・事業所などに対して節水を働きかけており、問題は顕在化していません。

取組み

- 地下水の採取許可時に地盤沈下の防止も含め、節水・水利用の合理化を推進しています。

第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

1 ダイオキシン類対策の推進

(1) 環境中におけるダイオキシン類濃度の常時監視について

現状・課題

全国における令和2年(2020年)のダイオキシン類の推計排出量(98~100g-TEQ/年)は、令和元年(2019年)の排出量(103~105g-TEQ/年)に比べ減少し、平成15年(2003年)比で約74%、平成9年(1997年)比で約99%減少しています。

また、ダイオキシン特措法に基づく削減計画において、ダイオキシン類削減目標量(大気への排出量のうち火葬場、たばこの煙、自動車排出ガスを除く。)は、当面の間、176g-TEQ/年となっており、令和2年(2020年)の削減目標量に対する排出量(96g-TEQ/年)は、当該目標量を大きく下回っています。

熊本県においても、現況の環境を維持するため、今後も常時監視を継続していく必要があります。

取組み

- ダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン特措法」という。)に基づき、大気、公共用水域水質(水底の底質を含む。)、地下水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視を行っています。
- 熊本県では、平成25年度(2013年度)から県内を4ブロックに分けて調査を行っており、令和3年度(2021年度)は、有明・山鹿地域において実施しました。また、熊本市及び国土交通省もそれぞれ所管する地域で調査を実施しています。
令和3年度(2021年度)の調査結果では、大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌の全てについて環境基準を達成しました。

表5-6-1 令和3年度(2021年度)ダイオキシン類環境調査概要

調査名	調査地点数	環境基準超過
大気調査	7 (3)	0
公共用水域	水質調査	8 (6)
	底質調査	8 (6)
地下水調査	4 (2)	0
土壌調査	4 (2)	0

* () 内は熊本市又は国土交通省実施(内数)

(2) 特定施設設置者に対する規制の概要

現状・課題

ダイオキシン特措法第28条の規定では、特定施設の設置者は、排出される排ガス、排水(廃棄物焼却炉にあつては、ばいじん、燃え殻を含む)のダイオキシン類の測定(以下「法定自己検査」という。)を毎年1回以上行い、その結果を知事へ報告し、知事はその結果を公表することとされています。

廃棄物焼却施設等の特定施設については、今後も排出基準が遵守されるよう立入及び指導を継続する必要があります。

取組み

- 令和3年度(2021年度)末の県所管の法定自己検査対象施設の117施設(うち大気基準適用施設が115施設、水質基準適用施設が2施設)のうち、96施設から報告があり、排出基準値を超過した施設が1施設ありました。この施設については、令和3年度(2021年度)から稼働停止(休止)中です。

なお、未報告の21施設のうち、18施設については、令和3年度(2021年度)を通じて施設の稼働を休止しています。1施設については、県から指導した結果、自主測定が実施され、排出基準値内であることが確認されました。残り2施設については、焼却炉の故障により測定ができないため、修理後に速やかに測定を行うよう指導中です。

- 特定施設の排出基準超過が発覚した場合、施設の使用を停止するとともに、改善対策を行うよう指導しています。また、改善対策が完了したら、設置者による再測定の結果が基準を下回っていることを確認した後、再稼働するように指導しています。廃棄物焼却炉については、ばいじん、燃え殻についても、基準等に基づき適切に処理するよう指導を行っています。

2 環境中における化学物質の実態・把握

(1) PRTR データの概要 ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～

現状・課題

PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)では、事業者自らが化学物質の取扱量を把握し、自主的に削減していくことを目的としており、人の健康や動植物に有害性のある462種類の化学物質を「第一種指定化学物質」として定め、一定の要件を満たす事業者(以下「事業者」という。)は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量などを毎年度、都道府県知事経由で国

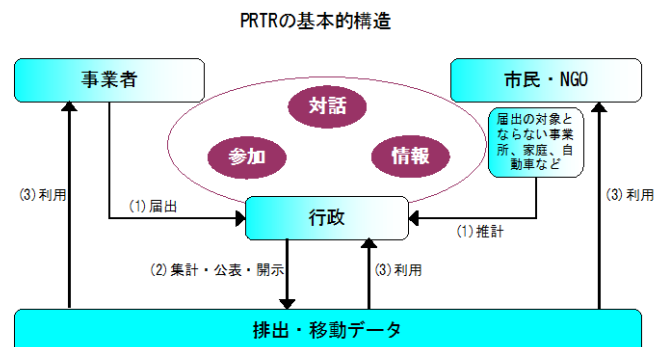


図5-6-2 PRTRの基本的構造

(事業所管大臣)に届け出る必要があります。また、国はそれらのデータを集計して公表します。

対象事業場を確実に把握し、届出の徹底及び化学物質の適性管理等、事業者に対して適正な指導と監督を実施するとともに、県民に対して積極的に情報を提供し、また住民と事業者とのリスクコミュニケーションを積極的に推進し、県民、事業者、行政が協力して化学物質対策を進めていくことが必要です。

平成 20 年度(2008 年度)に PRTR 法施行令が改正され、対象業種及び対象化学物質の見直しが行われました。これにより、平成 23 年度(2011 年度)届出分(平成 22 年度(2010 年度)実績)から対象業種として医療業が追加されました。

また、令和 3 年(2021 年)10 月に PRTR 法施行令が改正され、対象化学物質の種類が 462 物質から 515 物質に増加(令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から取扱量を把握しなければならない)したことから、より幅広い事業者に対して届出等の周知を行う必要があります。

取組み

- 平成 13 年(2001 年)4 月から事業者による対象化学物質の環境への排出量等の把握が開始され、平成 14 年(2002 年)4 月から対象事業者による届出が始まりました。令和 3 年度(2021 年度)届出分(令和 2 年度(2020 年度)実績)における本県の対象化学物質の排出量等の概要は次のとおりでした。
- 届出事業所数は 506 件、届出物質数は 106、排出・移動量の合計は 9,466 トン(全国の 2.67%)であり、排出・移動量の合計は平成 14 年度(2002 年度)届出分(平成 13 年度(2001 年度)実績)以降ほぼ横ばいでしたが、平成 28 年度(2016 年度)からは熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨による影響と考えられる移動量(廃棄物)の増加が見られています。また、取り扱いの過程で大気、水及び土壌などに出ていく排出量(届出排出量)は、平成 14 年度(2002 年度)の報告開始(平成 13 年度(2001 年度)実績)から横ばいです。

令和 3 年度(令和 2 年度(2020 年度)実績)の報告量は 2,137 トンで全国の 1.7%を占めています。なお、化学物質や排出先としては、ガソリンや塗料などに含まれるトルエンやキシレンが大気中に排出される量が多くなっています。
- 対象となる事業者は、県を通じて国に届け出ることとされています。なお、国が集計、公表した内容については、インターネットで確認することができます。
(URL : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)

(2) 有害大気汚染物質対策

現状・課題

平成 9 年(1997 年)に大気汚染防止法が改正され、低濃度であっても、長期的に暴露されると発がん性等の健康影響の可能性があるとされる「有害大気汚染物質」の規定が追加されました。さらに、平成 22 年(2010 年)には、対象化学物質の見直しが行われ、現在、248 物質が指定されています。このうち、人への健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質とし

て、ベンゼン、トリクロロエチレン等23物質が優先取組物質として設定されました。

優先取組物質のうち、ヒトの健康被害を防止するため排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンが指定され、これら4物質に環境基準が定められています。このほか、水銀等11物質に指針値が設定されています。

有害大気汚染物質については、これまでの調査研究で、大陸からの移流等による影響が明らかになっており、今後も継続的に調査する必要があります。また、発生源対策として、工場、事業場等からの排出抑制に向けた指導を実施する必要があります。

取組み

- 県では、大気環境中の現況濃度を把握するため、令和3年度(2021年度)は、優先取組物質23物質の中で測定方法が確立している21物質について、一般環境調査として玉名市1地点、道路沿道調査として熊本市の3地点において、年12回の調査を実施しました。優先取組物質のうち環境基準が定められているベンゼン等4物質については、全て基準を達成しています。
なお、九州各県では、大陸からの移流の影響を把握するため、平成20年度(2008年度)から調査時期を統一し、調査結果の解析等で連携を図っています。

3 環境中における放射能の状況把握

現状・課題

福島第一原子力発電所の事故や北朝鮮の核実験等により、放射能汚染に関して県民の関心も高まっていることから、県下の空間中の放射線量率、定時降水中の放射能並びに大気、水質、土壌及び農作物等の放射能の状況を把握する必要があります。

取組み

- 原子力規制庁の委託を受けて、環境放射能水準調査を実施し、自然及び人工放射能レベルの分布状況を把握しています。
- 令和3年度(2021年度)は、宇土市において定時降水試料中の全 β 放射能調査を年間81回実施しましたが、放射能濃度(Bq/l)及び月間降下量(MBq/km²)のいずれにも特に異常な値は認められませんでした。
また、県内における大気浮遊じん、降下物、上水、土壌及び精米等の食品試料中における放射性物質の蓄積状況を把握するため、25検体について各種分析を実施しましたが、特に異常な値は認められませんでした。
さらに、宇土市、熊本市、八代市、荒尾市、天草市及び水俣市においてモニタリングポストによる空間放射線量率調査を実施しましたが、特に異常はありませんでした。

第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み

現状・課題

平成25年(2013年)10月、本県で開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択され、平成29年(2017年)8月に条約が発効し、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組みが始まりました。

外交会議の開会記念式典において、蒲島知事は水銀を使用しない社会、いわゆる「水銀フリー社会」の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行いました。この宣言に基づき、本県では、全国に先駆けて「水銀フリー社会」の実現に向けた取組みを進めています。

県民の理解を深め、代替製品等への転換を図るため、どのような製品に水銀が含まれているか、水銀が使用されていない代替製品にどのようなものがあるかなどについて、より効果的な情報発信に努める必要があります。

また、水銀廃棄物の適正処理について、県民に周知するとともに、許可業者を指導する必要があります。

さらには、世界から水俣病のような水銀被害をなくすため、国外における水銀対策の進展を支援する必要があります。

取組み

- ・ 水銀含有製品や代替製品等について、様々な機会を通じて広報し、代替製品等への転換を促進してきました。
- ・ 水銀に関する理解を深め、水銀フリーの取組みを实践できる人材の育成を図るため、県内の中学校・高等学校に対して、水銀に係る出前講座を実施しました。



水銀含有製品の代替製品の例

- ・ 水銀廃棄物について法令等で定められた収集運搬基準、施設及び処分基準等の遵守について指導してきました。
- ・ 水銀含有製品が破損し、環境中に水銀が飛散流出するリスクを軽減するため、県有施設等の退職品を回収しました。
- ・ 国外の水銀対策への貢献

熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの「連携大学院」において水銀研究を行う留学生に対する支援を通し、国外における水銀対策の進展に貢献しています。



県有施設等水銀含有製品回収事業

- 水銀フリー社会の実現に向けた率先行動
本県の率先行動として、県有施設、道路・トンネル照明をLED照明に随時更新し、廃蛍光管等は、環境中に水銀が飛散・流出しないよう適切に処理しています。
- 本県は、引き続き、「水銀フリー社会」の実現に向けて、国そして世界に率先して取り組んでいきます。

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

現状・課題

都市部における憩いの場、ゆとりの空間である都市公園については、施設の老朽化への対応に加え、安全面やバリアフリーに配慮した施設整備、及び施設利用状況等の変化や利用者の多様化するニーズに対応していく必要があります。

沿道景観や緑化環境、植栽構造の改善及び倒木事故防止のため、老朽化した街路樹等の更新等を行っていく必要があります。

緑あふれる美しいまちは、そこに居住する人はもとより、その地を訪れる人に対しても安らぎや潤いを与えることから、地域の緑化を推進するとともに、県民や地域の団体、事業者のなどによる自発的な緑化の取組みを促進する必要があります。

取組み

- 都市公園において、施設の老朽化への対応に加え、安全面やバリアフリーに配慮した園路及びトイレの施設改修を行いました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 水俣広域公園 園路整備

- 沿道の良好な生活環境の確保を図るため、歩道内に植栽を行いました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- （都）益城中央線 植栽 21本



（都）益城中央線 植栽状況

- 花いっぱい運動や沿道緑化、老樹名木の樹勢回復措置等の事業を通し、民間による緑化活動や民有地への緑化、樹木の保全を支援し、花と緑による潤いのあるまちづくりを推進しています。（くまもと緑・景観協働機構）



地域のボランティア団体が、くまもと緑・景観協働機構の支援を受けて、公共用地の緑化に取り組んでいる写真

- 緑化や環境美化に長年活動してきた個人や団体の功績をたたえ、広く県民に紹介し、緑化や環境美化意識の高揚を図ることにより、活動の輪をさらに広げていくことを目的として、熊本県緑化環境美化功労者表彰を行っています。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 熊本県緑化環境美化功労者受賞者 2団体

第9節 良好な景観及び文化財の保全・創造

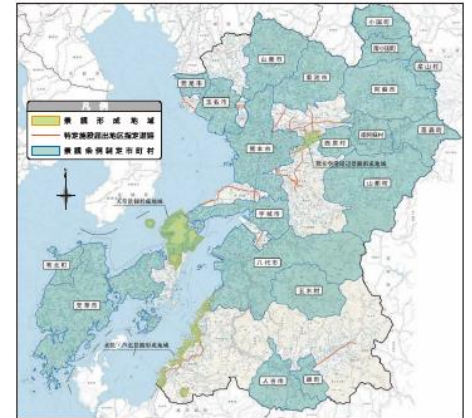
1 景観

現状・課題

県では、景観法制定に対応するため平成20年(2008年)に熊本県景観条例を改正し、景観に影響を及ぼす建築物・工作物の設置等に対し、事前届出に基づく景観指導・誘導を行い、良好な景観の形成に努めてきました。

良好な景観を保全・創造していくには、自治体の取組に加え、県民、事業者等の主体的・積極的な取組が不可欠であり、景観形成に係る県民の理解を促すための啓発や支援の活動を続けていく必要があります。

また、地域の自然、歴史、文化を踏まえた良好な景観形成を進めるためには、基礎自治体である市町村が地域の個性や特色を活かし、主体的にきめ細かな景観行政を担っていくことが重要です。そのため、県は市町村に対して良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及、情報の提供等の支援を行うとともに、景観法に基づく施策の実施主体である景観行政団体への移行を促していく必要があります。



熊本県景観計画区域・地区概要図

取組み

- 郷土の景観形成や緑化等の地域づくりに大きく貢献している人々の功績を「くまもと景観賞」として顕彰し、併せて県民に広く紹介することにより景観形成への意識を高め、熊本らしい景観の保全と創造を図っています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- くまもと景観賞受賞者 5名



くまもと景観賞授賞式

- きめ細かな景観行政の推進を図るため、景観行政団体への移行を目指す市町村に対し、支援・助言を行い、法制度や景観まちづくりの必要性への理解促進のため、景観セミナーの開催や景観まちづくり通信を発行し、情報提供を行っています。
- 地域の特性に応じた景観保全・形成を推進するため、市町村の景観行政団体への移行に取り組むとともに、既に景観行政団体に移行している市町村についても支援を行っています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 景観行政団体へ移行済みの市町村数 18市町村

2 文化財

現状・課題

熊本県には、史跡や名勝、天然記念物、建造物、民俗文化財など多くの文化財が存在しています。特に本県を特徴づける文化財として、有明海沿岸の貝塚、様々な文様が描かれた装飾古墳、古代山城である鞠智城跡などの「史跡」、国宝である青井阿蘇神社等の社寺建築や全国的に貴重な石橋などの「建造物」、阿蘇の農耕祭事などの「無形民俗文化財」があります。

県教育委員会では、それら多くの文化財を調査し価値づけを行っています。調査の結果、特に重要とされる文化財については、国・県・市町村が指定・選定・登録等を行い、その保存及び活用に努めています。

現在、本県には約3,200件の指定等を受けた文化財が存在しています。これらの貴重な文化財の多くは、地域の宝として大切に守り伝えられています。しかし、なかには地域の人たちにとってあまりにも身近に存在するため、文化財の価値が十分に認識されず、適切な保存及び活用がなされていないものもあります。

そのため、県民自身が身近にある貴重な文化財に気づき、文化財を未来へ残していこうとする心を育むことや文化財を地域づくり・まちづくりに繋げていくことが重要です。

取組み

- 令和2年度に「熊本県文化財保存活用大綱」を策定し、令和3年度から「大綱」に記載している、文化財を「まもる」「活かす」「伝える」、人・組織を「育てる」の4つの項目中に沿った各種取組みを実施しています。
- 国や県の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査や文化財の保存を目的とした調査を行っています。この調査を行うことで、文化財の価値を明らかにします。
また、事業照会や協議・調整、会議を通して開発部局との連携を図り、発掘調査の要否を適切に確認しています。発掘調査が必要となった場合は、調査を行い、遺跡の記録である調査報告書を刊行しています。その他、文化財の価値を後世の人々に引き継いでいくことを目的として、文化財の指定や個別の保存活用計画等の策定を積極的に進めています。
- 年間を通して文化財に関する様々な展示や行事等を県内外で行い、多くの人々が地域の宝である文化財に気づききっかけを作り、文化財を身近に感じてもらう取組みを行っています。
特に県内の小・中学校を対象とした熊本地震で被災した文化財の復旧に関する出前授業等、県民が文化財への興味・関心を持っていただける取組みを進めています。

【令和3年度(2021年度)実績】

- 被災文化財復旧情報発信パネル展 計2回実施（県立図書館、県庁地下通路）
- 出前授業実施回数 県内小学校11校、中学校6校、特別支援学校1校

第10節 環境にやさしい産業の推進と事業者支援

1 企業との環境保全協定

(1) 環境保全(公害防止)協定

現状・課題

地域の発展のためには、地域の環境を保全しつつ工場など企業活動が行われることが不可欠となっています。

地方公共団体又は地域住民がその地域の工場などとの間で、企業活動から派生する環境に関連する事項について、環境保全(公害防止)協定を締結しています。地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい保全対策が可能であることから、公害関係法令を補完するものとされています。

取組み

- ・ 県が当事者となって締結した環境保全協定は以下の表5-10-1のとおりです。

表5-10-1 県が当事者となって締結した環境保全協定一覧

地方公共団体	企業名	締結年月
熊本県、福岡県、 荒尾市、大牟田市	九州三井アルミニウム工業(株) (現在は、(株)KMアルミニウム) 三池火力発電(株) (現在は、(株)三池火力発電所)	平成2年4月
熊本県、大津町	本田技研工業(株)	昭和49年6月
熊本県、福岡県、 荒尾市、大牟田市	三井金属鉱業(株) (現在は、承認者：三池製錬(株))	昭和50年10月
熊本県、福岡県、 荒尾市、大牟田市	三池石炭鉱業(株) (現在は、(株)シグマパワー有明)	昭和50年9月
熊本県、苓北町	九州電力(株)	昭和57年8月

(2) 環境形成協定

現状・課題

県が整備した工業団地では、進出した企業と良好な環境景観を形成することを目的として環境形成協定を締結しています。

取組み

- ・ 令和元年度以降に締結した環境形成協定のうち主なものは次の表5-10-2のとおりです。

表 5-10-2 令和元年度以降に県が締結した主な環境形成協定一覧

工業団地名	企業名	締結年月
菊池テクノパーク	(株)くまさんメディクス	令和元年 12 月
熊本テクノリサーチパーク	(株)ディスコ	令和 2 年 3 月
城南工業団地	(株)ホクエツ	令和 3 年 3 月
菊池テクノパーク	(株)東京応化工業	令和 4 年 2 月

(3) 公害防止管理者制度

現状・課題

公害の防止を目的として、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和 46 年(1971 年) 6 月施行) に基づき、一定規模を有する工場(特定工場)に公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者を選任することを義務づけています。

2 環境にやさしい産業の推進と事業者の取組み

(1) 環境にやさしい製品などの普及

現状・課題

商品を購入する際、品質や価格だけでなく、環境に与える影響や、環境負荷をできるだけ小さくすることを考え、製品やサービスを購入することを「グリーン購入」といいます。

これは、国、地方自治体等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

消費者においても、製品の使用時における環境負荷だけでなく、資源(材料)の採取から製品が廃棄されるまでの環境負荷等も考慮し、総合的に判断して購入する必要がありますが、製品の環境に関する情報を提供するものとして、環境ラベリング制度があり、以下のものをはじめとした環境ラベルによる意識向上が重要な役割を果たしています。

	<p>【エコマーク】 (公財)日本環境協会が、資源を再利用した製品や環境への負荷が少ない製品など、環境保全に役立つと認定した製品に表示されるマーク。</p>
	<p>【国際エネルギースターロゴ】 国際エネルギースタープログラム(日米政府が承認する省エネルギーのOA機器を対象とした任意登録制度)により設けられた基準をクリアした製品に表示されるマーク。</p>
	<p>【省エネラベル】 「エネルギーの使用に関する法律(省エネ法)」に基づき、家電製品ごとに、省エネ基準達成率が表示されるマーク。省エネ基準を達成した製品には緑色のeマーク、達成していない製品にはオレンジ色のeマークで表示。</p>
	<p>【低排出ガス車認定マーク】 国土交通省が、「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車と認定した自動車に表示されるマーク。平成17年排ガス規制値を基準に2つの区分で低排出のレベルを表示。</p>
	<p>【燃費基準達成車認定マーク】 経済産業省及び国土交通省が、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、型式指定をした自動車に表示されるマーク。</p>
	<p>【グリーンマーク】 (公財)古紙再生促進センターが承認した、原料に古紙を規定の割合以上利用している製品に表示されるマーク。</p>

表5-10-3 主な環境ラベル

取組み

- 県では、環境負荷の少ない循環型社会の形成を促進するため、平成30年度(2018年度)に「熊本県リサイクル製品認証制度」を創設しました。この制度により県が定めた品質や環境安全性に関する基準に適合した県内産のリサイクル製品を県が認証し、広く周知することで、その利用促進や県内リサイクル産業の育成を図っています。

(2) 熊本県環境保全協議会

現状・課題

環境保全のための知識や情報の交換、事業者相互の交流等を図ることにより、地域における環境保全のための取組を推進し、もって快適な環境づくりに寄与することを目的として、平成7年(1995年)3月に熊本県環境保全協議会が設立されました。

協議会では、環境問題に関する講演会・研修会の開催、先進企業の視察見学会等を行っています。また、水田オーナー制度を活用した田植え・稲刈り、江津湖清掃活動といった環境保全活動や、ホームページによる環境保全に関する情報発信、啓発活動にも取り組んでいます。

3 環境にやさしい農業の推進

現状・課題

本県では、平成2～13年度(1990～2001年度)にかけて「土づくり・減農薬運動」、平成13年度(2001年度)からは農業計画に「環境に配慮した農業の推進」を掲げ、化学肥料や化学合成農薬を削減する環境負荷軽減に取り組み、化学肥料及び化学農薬を慣行の栽培より50%以上減らし、県が認証した熊本型特別栽培農産物「有作くん」等の生産拡大を図ってきました。

平成17年度(2005年度)からは、環境と安全に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」と名称を改め、(以下、「グリーン農業」という。)土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬をできるだけ減らした、環境にやさしい技術の普及に取り組んできました。また、平成27年(2015年)4月には県民全体の活動のもと地下水と土を育む農業の取組みを更に発展させ、本県の宝ともいえる地下水と土を未来に引き継いでいくため、「地下水と土を育む農業推進条例」が制定されました。これに基づき、「地下水と土を育む農業」を県民運動として展開しています。

具体的には、生産者によるグリーン農業の実践や良質な堆肥の広域流通、水田湛水などの取組みを進め、県民にはこれらの農畜産物を理解し購入することで支えてもらう環境づくりを行っています。

この取組みを推進するためには、グリーン農業の高度化に向けた化学肥料や化学合成農薬の使用量の更なる削減と、「地下水と土を育む農業」について、県民全体の協力が得られるよう、情報発信や啓発活動を行い、理解促進を図る必要があります。

取組み

- グリーン農業に取り組む農業者に対して、土壌分析結果に基づいた適正施肥技術の導入を進めています。また、グリーン農業の高度化に向けて、化学合成農薬の代わりに天敵昆虫等を利用する防除技術の導入や農薬を使わず、光を利用した害虫防除など、農薬を削減する技術の普及を図っています。その結果、化学肥料及び化学合成農薬の使用量は減少し、農業生産に起因する環境への負荷を軽減することができました。



防蟻灯による光を利用した害虫防除の様子

【令和2年度(2020年度)実績】

- 平成元年度(1988年度)を基準(100%)とした化学肥料及び化学合成農薬の総使用量
 - 化学肥料 31%
 - 化学合成農薬 31%

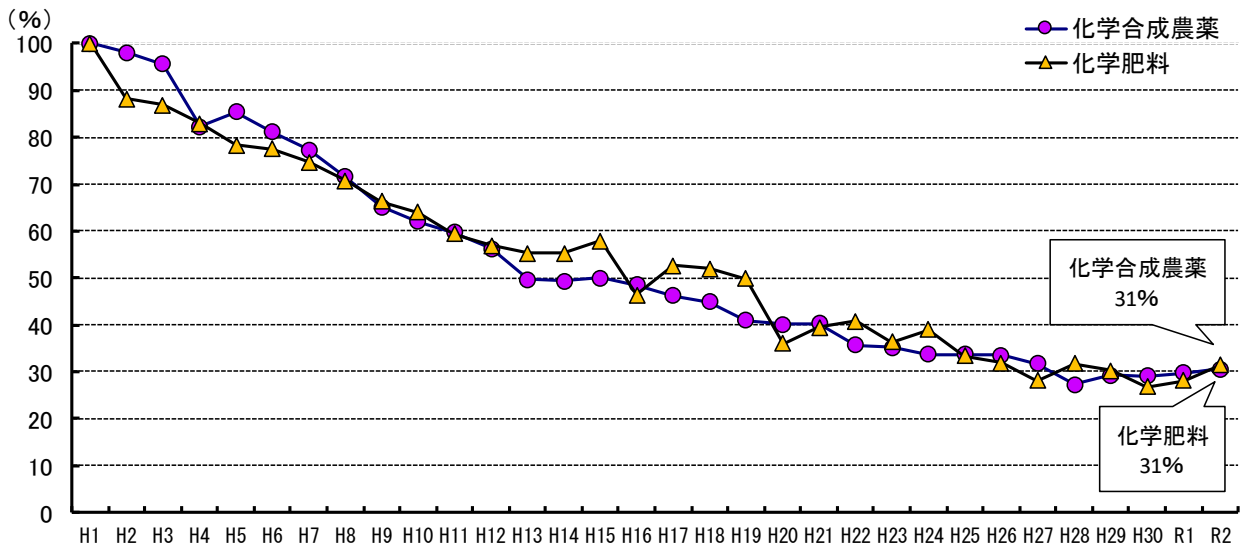


図5-10-4 県内における化学肥料と化学合成農薬の使用量推移 (平成元年度 (1988年度) 基準年比)

- 未来を担う子どもを育成するため、学習資料 (副読本「くまもとの地下水のひみつ」等) を活用した授業を進めています。県内小学校等で地下水と土を育む農業に関する教育の充実を図るため、動画教材を作成しました。



「くまもとの地下水のひみつ」と併せて活用できる動画教材を作成

- 地下水保全の取組みや消費者理解の促進を図るため、グリーン農業農産物を扱う店舗でキャンペーン等を行いました。

- 生産者には「生産宣言」を、グリーン農業を応援していただける消費者には「応援宣言」をしていただく「くまもとグリーン農業」宣言制度 (平成23年(2011年)開始) では、生産宣言者及び応援宣言者ともに着実に増加しています。

【令和3年度(2021年度)実績】

生産宣言者数 21,425 戸、応援宣言者数 35,736 人

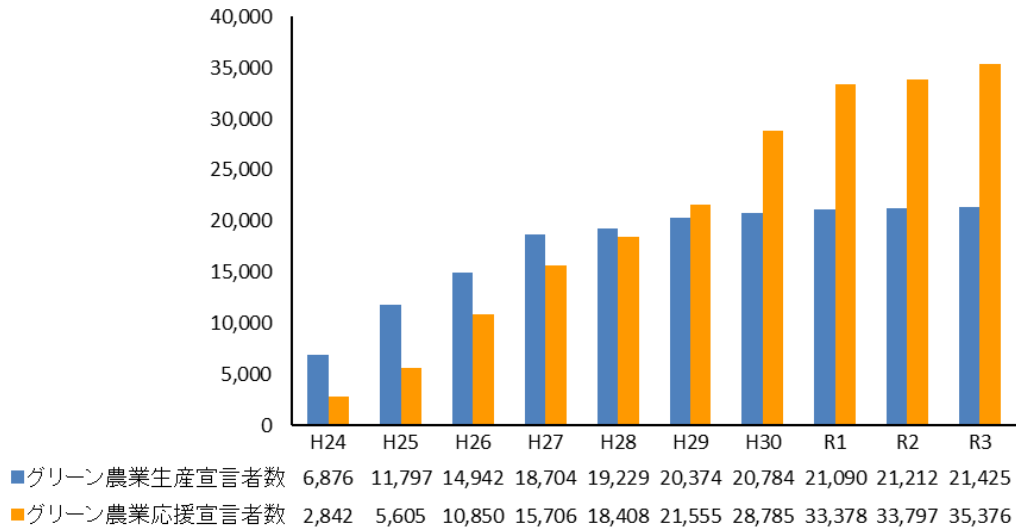


図5-10-5 くまもとグリーン農業生産及び応援宣言者数

4 畜産排せつ物の適正管理の推進

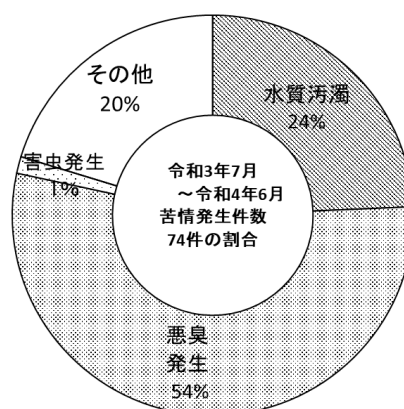
現状・課題

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、平成16年(2004年)11月から家畜排せつ物の野積みや素掘り等の不適切な管理が禁止されました。

現在、畜産農家や堆肥センター等の施設の整備により畜産農家では適切な処理が行われています。一方、畜産経営に起因する苦情は1年間に74件発生しており(調査期間：令和3年(2021年)7月～令和4年(2022年)6月)、発生件数は近年横ばいからやや上昇傾向にあります。苦情の種類別に見ると、複合的要因も含め悪臭に関するものが約半数となっています。(図5-10-6)

全ての畜産農家における家畜排せつ物及び堆肥の適正管理を徹底し、畜産環境問題を低減するためには、引き続き畜産農家への巡回指導の実施、農家の意識啓発を促進するとともに、経営規模拡大を行う場合などの堆肥舎整備を継続することが必要です。

図5-10-6 畜産経営に起因する苦情の種類別



取組み

- 畜産経営における環境対策として、家畜排せつ物の適正管理及び堆肥化等による農地への還元を推進しています。



- 畜産農家における適正管理の徹底のため巡回指導を行うとともに、11月の

「畜産環境月間」には農業関連情報誌を利用した意識啓発・理解醸成等を実施しました。

- 「熊本県堆肥共励会」などの開催を通じた良質な堆肥生産技術の普及、良質堆肥の生産者を認定する「たい肥の達人」認定制度の運営、国の機関等が実施する畜産環境研修を活用した畜産環境対策に関する人材育成及び堆肥舎等の整備に対する支援を引き続き実施しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

「熊本県堆肥共励会」の開催(出品点数：97点)

堆肥化貯蔵施設整備及び堆肥切り返しのためのホイールローダー導入への支援(山鹿市) 等

- 「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」による土づくりの進展だけでなく、昨今の肥料原料価格高騰の情勢を鑑みても堆肥の広域的な活用は一層重要となっていることから、今後も「くまもとグリーン農業」と連携した良質堆肥の流通を推進していきます。

第6章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

第1節 気候変動の影響への対応

現状・課題

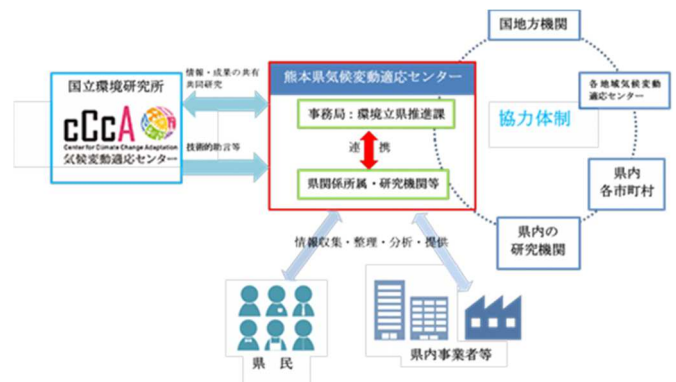
近年、全国各地で大雨や大型台風等による河川の氾濫や土砂災害が発生し、尊い人命が失われ、住まいや農地等に大きな被害をもたらしています。また、ライフラインや交通網の機能不全が起きるなど、気候変動の影響は人々の生活に支障をきたしています。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予測されています。

そのため、気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」が求められており、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」とともに取組みを進める必要があります。

取組み

- 県では、気候変動による影響や適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、令和4年(2022年)3月18日に「熊本県気候変動適応センター」を設置しました。

当センターでは、気候変動影響の情報、影響による課題等を把握するとともに、関係省庁や国立環境研究所気候変動適応センター、県内地方自治体や研究機関、事業者、県民等関係者と協力体制を構築し、本県の気候変動適応策を推進します。



- 「第六次熊本県環境基本計画(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))」では、気候変動適応計画で示された7分野について、気候変動の適応策に取り組むこととしています。

「第六次環境基本計画」分野別気候変動適応策



第2節 大規模災害への備え

1 自然生態系を活用した備え

(1) 災害に強い森林づくり

現状・課題

地域の防災・減災機能を強化して県民の安全・安心を確保するため、人工林における間伐や再造林などの森林整備を適切に行っていく必要があります。

森林を、一体的なまとまりにおいて、効率的な施業と適切な森林の保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させるため、森林経営管理制度を活用した安定的な森林経営を推進する必要があります。

取組み

- ・ 森林への日光の入りを良くして下層植生の生育を促し、手入れの行き届いていない人工林を自然に近い森林へと誘導するための、伐採跡地の再造林に取り組みました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 間伐面積 5,629ha
- ・ 再造林面積 897ha

- ・ 市町村が森林経営管理制度を活用して行う森林の整備・経営管理の計画を作るための研修や、市町村の森林・林業施策の支援活動を行う地域林政アドバイザーを育成するための研修を開催しました。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・ 森林経営管理制度等活用能力向上研修会 1回
- ・ 地域林政アドバイザー研修 1回、7人を育成



強度の間伐後

将来イメージ



地域林政アドバイザー研修(現地研修)

(2) 流域治水の推進

現状・課題

令和2年7月豪雨などの自然災害が毎年のように全国各地で発生しています。気候変動の影響による降雨量の増大により水災害の更なる頻発・激甚化が懸念されています。

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの河川区域での対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水を推進する必要があります。



図 流域治水イメージ

(出典 : https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/01_kangaekata.pdf)

取組み

- 河川管理者、下水管理者、都道府県、流域市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表しています。

県内一級水系(8水系)に関しては令和3年3月に策定・公表済みです。

二級水系に関しても、県内6圏域に分けて協議会を設置し、令和4年3月に策定しました。

今後は策定した各流域治水プロジェクトに基づき、各圏域で「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」について、関係者での取組みを推進することとしています。

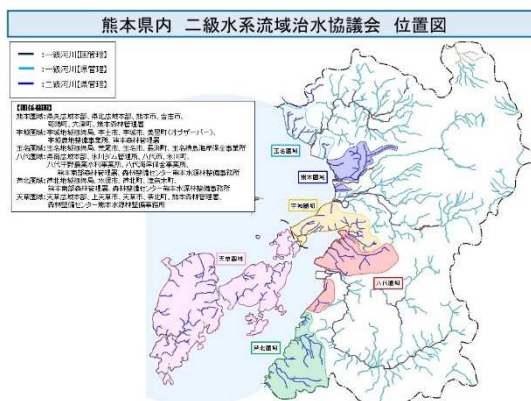


図6-2-1 熊本県内二級水系流域治水協議会

2 災害時に備えたエネルギー等の確保

現状・課題

[電力]

大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合にも電気が使えるよう、住宅・事業所への太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進し、「エネルギー面で強靱な防災型住宅」の普及を図る必要があります。

防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る必要があります。

[生活用水]

熊本地震の検証において、地下水(井戸水)は災害時における生活用水の確保に活用できるという有用性が確認されており、災害の備えとして防災井戸の整備等を促進する必要があります。

[下水道]

平成 28 年熊本地震では、耐震化されていない処理場や管路等の既存施設が被災し、一部機能の停止により下水道の使用制限を余儀なくされ、住民生活に支障が生じました。また近年は、頻発する豪雨により河川が氾濫し、下水道施設が浸水、機能停止に陥る事象が全国で相次いでいます。令和 2 年 7 月豪雨でも人吉市をはじめ複数の市町で下水処理場等が浸水しました。

災害時においても県民が安心して生活排水処理施設を使用できるよう、災害時における汚水処理事業の継続に向け、熊本地震や豪雨災害等の経験を生かし、下水道施設の耐震化、耐水化等を重点的に進める必要があります。あわせて、施設が被災した場合でも、被害の最小化と早期復旧を図り、下水道が果たすべき機能を維持していくための減災対策にも取り組む必要があります。

取組み

[電力]

- ・「エネルギー面で強靱な防災型住宅」の普及のため、家庭での蓄電池設置社会実験として、モデル家庭 15 世帯を対象に、電気使用実績及び生活状況等のデータ収集、模擬停電実験、令和 2 年 7 月豪雨時の蓄電池使用状況のヒアリングを実施しました。
- ・ 災拠点や避難所となる公共施設の機能維持のため、県立高校 1 か所へ蓄電池を設置したほか、指定避難所等へ蓄電池を整備する市町村（8 施設）への補助を行いました。

[生活用水]

- ・ 地下水を採取する事業者に対し災害時の地下水提供に関するアンケートを実施し、その結果を市町村へ情報提供する等、両者間の防災井戸に関する協定締結の促進を図りました。

[下水道]

- ・ 下水道施設の耐震基準改正前（平成 9 年度（1997 年度）以前）に整備された下水道施設については、耐震診断、解析を実施し、耐震性が基準を満たしていないと判定された場合には、順次、耐震化対策を実施していきます。
- ・ 河川氾濫等を想定し、浸水リスクの高い下水道施設の耐水化計画を策定し、順次、耐水化を進めます。



地震で被災した下水管渠（益城町）



浸水した下水処理場（人吉市）



防災井戸の写真（菊池市 道の駅）



下水処理場の災害復旧と併せた防水扉への交換（人吉市）

- ・ 被災時に速やかに下水処理機能が回復できるよう、業務継続計画（BCP）の継続的な見直し及び定期的な訓練を行い、災害対応力の底上げを図ります。

【令和3年度（2021年度）の実績】

- ・ 下水道施設の耐震化、耐水化
熊本県及び熊本市、人吉市等 14 市町で実施
- ・ 被災を想定した訓練
熊本県及び熊本市、八代市等 12 市町村で実施



地震を想定した情報伝達訓練（熊本県）

第3節 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

現状・課題

「令和2年7月豪雨」では、球磨川本川及び川辺川流域の観測所において、観測開始以来最大の雨量、最高の水位を記録し、洪水のピーク流量は、人吉地点で約7,900 m³/sと、当時の球磨川水系河川整備基本方針の基本高水のピーク流量（人吉地点7,000 m³/s）を上回る流量となりました。

また、死者（災害関連死含む）67名（うち球磨川流域50名）、行方不明者2名の人的被害が発生し、被害総額は5,222億円（令和3年（2021年）3月30日時点）に上りました。

「令和2年7月豪雨」を受けて、国及び流域市町村と「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」を設置し、豪雨災害について検証を行いました。その後、今後の治水の方向性や復興に向けた課題、思いを流域住民等から伺いました。

その上で、現在の民意は「命と環境の両立」と受け止め、「新たな流水型ダム」を含む「緑の流域治水」という球磨川流域の治水の方向性を令和2年（2020年）11月に示しました。

そして令和3年（2021年）3月、国及び流域市町村とともに「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定し、令和3年（2021年）12月、国は、「球磨川水系河川整備基本方針」について、気候変動と流域治水の新たな視点を踏まえた変更を行いました。

今後も、「緑の流域治水」の実現に向けて、あらゆる関係者が協働して、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で治水対策に取り組む必要があります。

取組み

- 「緑の流域治水」の実現に向けて、国や県、流域市町村、住民等の力を結集し、流水型ダムや河道掘削等の河川の整備だけでなく、田んぼダムの推進、森林整備等を進めています。
- 再度災害防止のための緊急治水対策として、令和3年5月までに県管理河川（球磨川流域）に堆積した約86万m³の土砂撤去を完了しました。
- 治水対策については、国と連携し、概ね30年間で実施する具体的な整備内容をとりまとめる河川整備計画の策定に着手しました。
- 「新たな流水型ダム」について、国は、令和3年5月、法と同等の環境アセスメントを実施することを表明し、令和4年3月、法の配慮書に相当する「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」を作成・公表しました。
- 県は今後、「新たな流水型ダム」が、安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、県や流域市町村だけでなく、流域住民の皆様も一体となって、事業の方向性や進捗を確認する仕組みを構築して参ります。



田んぼダムせき板設置式典
（令和3年5月 人吉市）

- ・ このほか、令和3年度に人吉・球磨地域7市町村の水田296haで田んぼダム実証実験事業に着手するとともに、森林の有する山地災害防止機能等の発揮に向けた植栽や間伐を推進しています。
- ・ さらに、復旧・復興に向けた持続可能な地域の実現に向けて、熊本県立大学と連携した「緑の流域治水」の最先端研究や、新規小水力発電所の開発可能性調査等地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入推進など、様々な取組みを進めています。

第7章 環境立県くまもと型未来教育

第1節 未来を支える人づくり

1 持続可能な未来をつくる人づくり

現状・課題

水俣病を経験した本県は、水俣病の教訓を後世に伝えるという大きな役割を担っており、幼児から大人まで、様々な環境問題の解決のために自ら行動できるよう教育・学習の場を充実させる必要があります。また、環境に関する情報を広く県民に周知し、積極的な参加を促進していく必要があります。

環境への負荷を抑制し、快適な環境を次世代に引き継ぐため、主体的に環境保全に取り組む人材や環境教育の指導者になりえる人材の更なる育成・確保が必要です。

取組み

- 環境教育の質の向上を図るため、地球温暖化防止活動推進員やエコロジスト・リーダー、熊本県森林インストラクター等の育成・確保及び研修を行いました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 地球温暖化防止活動推進員 63名（新規）
- エコロジスト・リーダー 56名（新規）
- 熊本県森林インストラクター 263名（累計）



（令和3年度エコロジスト・リーダー研修）

2 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・学習の推進

現状・課題

環境保全に向けた自主的な取組みが継続して行われるように、環境保全について学ぶ場や機会を拡充する必要があります。

取組み

- 熊本県では、環境情報・学習の拠点として環境センターを設置しています。エコ・ステージでの「地球温暖化問題」等の常設展示の他、出前講座や体験学習など、様々な取組みを行いました。

《令和3年度の主な取組み》

【環境学習イベント】

制作体験や自然観察会などのイベントを計13回実施しました（グリーンカーテンの設置、干潟観察会、磯の生きもの観察会、エコキャンドルづくり等）。



（令和3年度 磯のいきもの観察会）

【出前講座】

小・中学校、公民館、その他の団体の要請に応じて環境センターの環境指導員や環境センターに登録された指導者等を県内各地に派遣し、環境学習を実施しました。

また、地域の環境問題を支援するリーダー育成のための講座を開催しました。

- ・動く環境教室 40回 参加者1,878人
- ・環境教育指導者派遣 18回 参加者777人
- ・エコロジスト・リーダー派遣 12回 参加者335人
- ・エコロジスト・リーダー養成講座 参加者19人

【環境絵画コンクール】

県内の小学生を対象に、環境に関する絵画を募集し、審査入賞者の選定を行いました。

- ・応募学校数 161校
- ・作品数 2,296点
- ・入賞作品数 特選12点、入選24点



(令和3年度 動く環境教室)



(令和3年度環境絵画コンクール展)

3 学校などにおける環境教育の推進

現状・課題

県教育委員会では、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的として、「教科等における取組」、「学校版環境ISO」及び「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の3つを柱に環境教育を進めています。

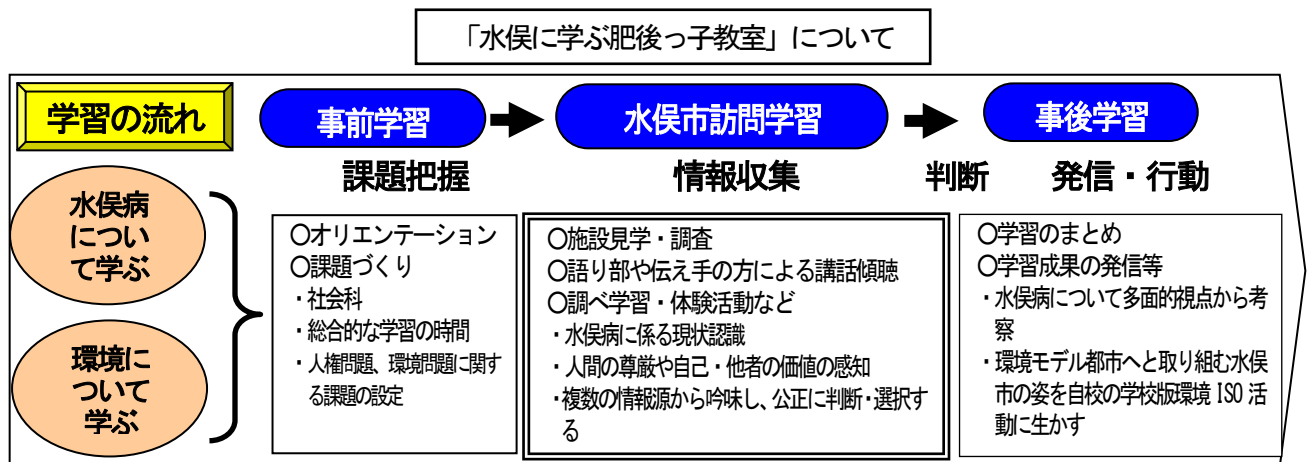
学校教育では、環境教育をとおして、環境保全やよりよい環境の創造に主体的に関与できる能力を育成することや、生活環境や地球環境を構成する一員として、環境に対する人間の責任や役割を理解し、環境に積極的に働きかける態度を育成することが重要です。

取組み

- ・ 学校における環境教育は、各教科、特別の教科 道徳及び総合的な学習の時間等において、学校や地域の実態及び自然環境等を活かして、米作りやホタルの飼育、干潟の清掃活動など、工夫を凝らした活動が展開されています。また、第6学年の理科を学習する際に、第5学年の社会科で学んだ森林の役割とつなげることで、水や空気の循環に関する理解を深めるなど、教科横断的な視点から環境に関する学習を推進しています。さらに、県内全ての小中学校及び義務教育学校が環境教育全体計画、年間指導計画を作成し、「農業体験」「リサイクル活動」などを位置付け、計画的、系統的、継続的な指導が行われています。
- ・ 「学校版環境ISO」では、児童生徒が自ら考え行動することで環境にやさしい心情を育むとともに、持続可能な社会の創り手に向けて環境保全活動や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に取り組んでいます。平成19年度（2007年度）から、県内

全ての小中学校及び義務教育学校が参加し、数値目標を掲げた活動や家庭・地域と連携した活動などが展開されています。

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」では、「環境立県くまもと」の担い手である熊本の児童に、水俣病についての正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的としています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問学習を行わず、語り部講話及び環境学習を双方向型のオンライン学習に替えて実施しました。



第2節 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

現状・課題

ゼロカーボン社会・くまもと、環境立県くまもとの実現に向けては、県民一人ひとりが、環境問題を自分自身の問題と捉え、家庭や事業所等における環境配慮型ライフスタイルを県民運動として実践・定着させていく必要があります。

より多くの県民が環境保全行動に取り組むためには、単独の取組みだけではなく、家庭や事業者等で、相互に連携・共同しながら継続的に実践できるよう促していく必要があります。

優れた環境保全行動を表彰するとともに、それを幅広く周知、啓発することで、県民の自主的な環境保全行動の一層の広がりを促進していく必要があります。

取組み

- 6月を「熊本県環境月間」、6月第1日曜日を「熊本県民環境美化行動の日」と定め、様々な取組みを行うことで、県民一人ひとりの環境問題への理解促進、日々の暮らしの中での環境保全行動を促進しています。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 令和3年度の環境月間における環境保全活動実施回数 78回

- 県下一斉清掃活動として「くまもと・みんなの川と海づくりデー」を実施しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 参加者数 約9,800人（コロナ禍によりメイン会場での実施は中止）

- 豊かな環境の保全・創造に顕著な功績があった団体・個人に対し、「くまもと環境賞」を表彰しました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- 受賞者数 10団体・個人



第30回くまもと環境賞授賞式

第8章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

第1節 環境アセスメントの推進

1 環境影響評価

現状・課題

環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

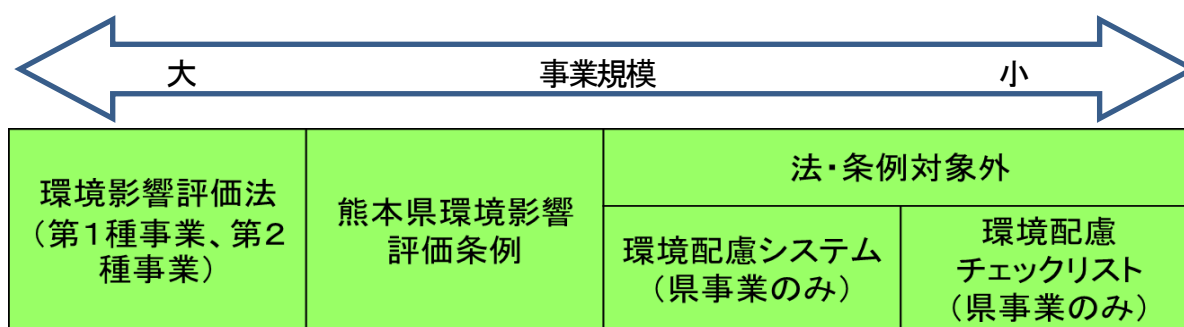
平成11年(1999年)6月に環境影響評価法が施行され、平成13年(2001年)4月には、熊本県環境影響評価条例を施行しました。この条例は、法よりも対象事業の種類を増やし、地下水保全及び干潟・藻場等の保全の観点からより小規模な事業も対象としています。

また、手続き面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、知事意見を述べるに当たっては、専門家で構成する環境影響評価審査会に意見を聴くことにより専門性を確保しています。

さらに、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階において、評価、審査する配慮書手続き等を平成26年(2014年)12月に導入しました(平成28年(2016年)4月施行)。

なお、法や条例に該当しない比較的小規模な県公共事業を対象として、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度(1998年度)から施行するとともに、より小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度(2003年度)に策定し、環境配慮のための率直的な取り組みを行っています。

図8-1-1 熊本県における環境影響評価制度



令和2年(2020年)10月1日から、太陽電池発電所の設置事業を新たに条例対象としたため、周知を徹底するとともに、適切に環境影響評価手続きを実施する必要があります。

令和3年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、一定の条件を満たす地域脱炭素化促進施設(風力発電施設等)の整備については、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続きを省略できる特例が追加されました。これを受け、熊本県環境影響評価条例においても、同様の特例を設けるべきか検討する必要があります。

取組み

- 過去3年間(令和元～令和3年度(2019～2021年度))に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表7-1-2のとおりです。

表7-1-2 令和元～令和3年度(2019～2021年度) 環境影響評価法及び条例による審査件数^{※1}

対象事業及び規模要件			R1	R2	R3
法	風力発電所	出力 10,000kW 以上	2	10	7
	太陽電池発電所	出力 40,000kW 以上	- ^{※2}	0	3
	国道、県道等	4車線以上かつ長さ 10km 以上	1	0	0
条例	火力発電所 ^{※3}	出力 75,000kW 以上	1	0	0
	工場、事業場 ^{※3}	燃料使用量 8kL/時			
	廃棄物最終処分場	新設すべて	0	1	0
	公有水面の埋立て	干潟等地域において面積 5ha 以上	0	0	1
	その他の造成事業 ^{※4} (太陽光発電所)	地下水保全地域において面積 25ha 以上	2	0	0

※1 当該年度に知事意見を述べたものを1件としています。

※2 令和2年(2022年)4月から環境影響評価法の対象事業に追加されました。

※3 火力発電所と工場、事業場については、同一の施設が2つの要件に該当したものです。

※4 太陽光発電所の建設にあたり、土地造成の要件に該当したものです。令和3年度(2021年度)には法対象事業(太陽電池発電所)として審査を行いました。

- 環境影響評価法や熊本県環境影響評価条例の適切な運用を推進し、開発事業における環境配慮を進めます。条例に定める手続については、手続が円滑に行われるよう、パンフレットやホームページ等で事業者や県民に向けて情報提供を実施します。

第2節 土地利用

1 計画的な土地利用の推進

現状・課題

令和2年(2020年)の県土面積は7,409.5 km²で森林が4,608.2 km²(62%)と最も多く、次いで「農地」が1,090.9 km²(15%)となっており、「農地」は減少傾向にあります。

また、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた「宅地」379.7 km²(5%)は、前年度から引き続き増加しています。

県土は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境づくりに配慮しつつ、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

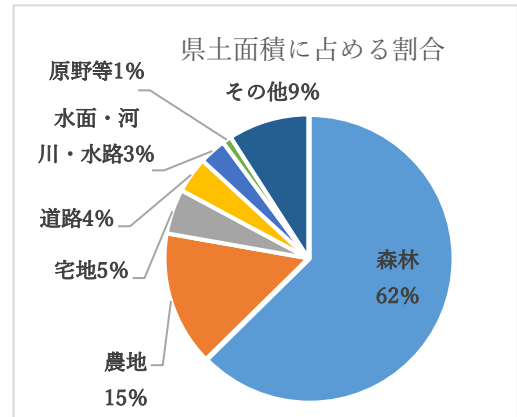


図7-2-1
令和3年度(2021年度)
「土地利用現況把握調査」
(令和2年(2020年)10月1日現在)

取組み

- 本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置による計画的な土地利用を推進しています。

【計画の策定】

令和3年(2021年)3月に、県土利用の方向性を定める「熊本県国土利用計画」と、各個別規制法(都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等)の調整の方向性を示す「熊本県土地利用基本計画」を統合し、「熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)」を策定しました。この計画では、「適切な県土管理を実現する」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する」、「地下水の保全に配慮する」、「安全・安心を実現する」の4つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すこととしています。

また、市町村が、県計画と同様の趣旨で各市町村のエリアに関する国土利用計画(市町村計画)を定める場合は、その策定に関して支援を行っています。

【規制】

本県の土地取引に関しては事後届出制度が適用されています。この制度は、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的とし、一定面積以上の土地取引が行われた場合に利用目的等の届出を受け、土地利用基本計画等に適合しているかどうかの審査を行うものです。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し、土地が取引された段階で、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

2 盛土等に伴う災害の防止

現状・課題

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和4年5月に公布されました。

盛土規制法では、都道府県知事が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象にすること等が新たに定められています。

盛土等に伴う災害を防止し県民の安全を確保するため、規制区域の範囲を設定する基礎調査の実施、調査結果に基づく規制区域の指定、盛土規制法を適切に運用していくための執行体制の整備等を早急に進める必要があります。

取組み

本県では、盛土規制法への具体的な対応を検討するため、都市計画法や農地法、森林法など、土地利用規制を所管する庁内関係課によるプロジェクトチームを設置しており、法律の早期運用に向け、取組みを進めています。

第3節 環境情報・研究のネットワーク化

現状・課題

環境に関する研究及び技術開発に係る情報交換、共同研究について、国、他県、大学及び民間の研究機関等との一層の連携を推進する必要があります。

取組み

- 各分野における研究機関等において、以下のような取組みを行っています。

【熊本県保健環境科学研究所】

県内の大気や水環境に関する様々な調査研究等を進めています。大気については、有害大気汚染物質等のモニタリングや微小粒子状物質（PM2.5）の成分調査を行っています。また、統計手法等を用いた大気汚染物質の空間濃度分布の予測や発生源等に関する調査研究にも取り組んでいます。

水質については、公共用水域及び工場/事業場排水、水質汚染事故等発生時の水質調査を実施しています。特に地下水については、硝酸性窒素をはじめとする地下水汚染の実態や原因の解析に取り組んでいます。

更に、国立環境研究所等との共同研究や全国の地方環境研究所間の情報交換をはじめ、新規化学物質等の分析技術や様々な調査手法の習得など新たな課題等への対応にも努めています。



【熊本県農業研究センター】

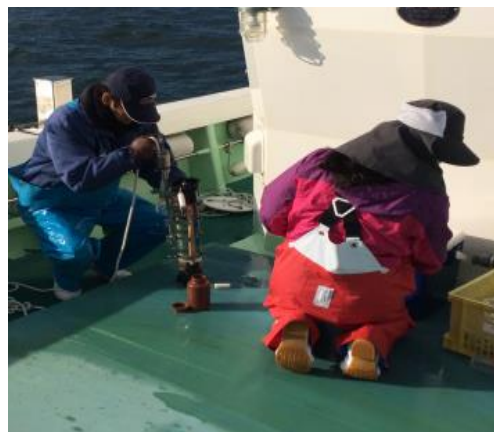
地球温暖化に対応した栽培技術の開発を進めるとともに、環境への負荷が少ない栽培・生産技術や、農業由来の温室効果ガス排出を抑制する技術の開発に関する研究等を行っています。

- 水田における熊本型温暖化ガス排出削減技術開発
- 果樹における未利用資源活用による炭素貯留効果の検証



【熊本県水産研究センター】

水温、塩分、溶存酸素量、栄養塩濃度などの漁場環境や赤潮などの発生状況を把握するため、有明海や八代海などにおける調査を実施しています。また、調査によって得られたデータは、漁業者や漁業関係団体等に情報提供しており、有害赤潮発生時の早期出荷や餌止めなどの判断に活用されています。



【熊本県林業研究・研修センター】

森林を健全に維持管理し、水土保全機能等を持続的に発揮させるため、林地保全及び林業経営における喫緊の課題となっているシカ被害の軽減対策のうち、より効果的な捕獲技術の検証として以下の調査を行いました。

【令和3年度（2021年度）実績】

- ・捕獲猟具の実態把握
- ・捕獲されたシカの個体調査（体重別の個体サイズ等の把握）



【熊本県産業技術センター】

県内中小企業のIoT関連機器導入による高度情報化社会への対応と人手不足解消等を目的として、中核技術者向けの技術研修を実施しています。

また、DX導入に積極的な企業へ技術的な支援をすることによりモデル企業の創出や成果の紹介と他社への水平展開に取り組むことで、広く県内企業へのDXの導入及び定着を図ります。

【令和3年度(2021年度)実績】

- ・技術研修開催件数 32件（303名）
- ・DX導入モデル企業支援件数 13件



第4節 国際協力の推進

現状・課題

熊本独自の国際貢献に寄与するため、環境問題の解決に向けた協力や外国からの人材受け入れ及び人材育成を一層推進する必要があります。

世界から水俣病のような水銀被害をなくすため、引き続き国外における水銀対策の進展を支援する必要があります。

取組み

- 熊本県環境センターでは、外国人研修生への講義を行っております。外国人研修生の訪問の主な団体は、JICA、忠清南道関係者視察等です。令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人研修生の訪問はありませんでした。

表8-4-1 平成5～令和2年度(1993～2020年度) 熊本県環境センターを訪問した外国人来館者の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
—	191人	99人	152人	69人	82人	102人	202人	175人
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
180人	251人	246人	278人	202人	235人	378人	162人	188人
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
104人	112人	1210人	91人	100人	299人	488人	520人	155人
令和2年	令和3年							
0人	0人	※ 平成5年度(1993年度)は統計データなし。						

- 平成26年度（2014年度）から、国外における水銀対策の進展を支援することを目的に、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院[※]において、水銀汚染対策や水銀含有廃棄物の適正処理などの分野で留学生を受け入れ、母国や国際機関等で広く活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

※連携大学院とは

平成25年度（2013年度）6月に県立大学と国立水俣病総合研究センターが連携協力に関する協定を締結。国立水俣病研究センターの研究者に県立大学の教員の身分を付与し、県立大学の大学院生が研究者の指導の下、水銀研究を行うもの。

表8-4-2 水銀研究留学生の支援実績

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2	2	1	1
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2	2	2	2

第9章 水俣病対策事業

第1節 水俣病認定審査業務、水俣病に関する不服申立て及び訴訟

1 水俣病認定審査業務

現状・課題

熊本県では水俣病対策を県政の最重要課題としてとらえ、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく水俣病認定審査業務を推進しています。

取組み

- 認定審査業務（認定申請者に対する疫学調査、検診及び審査・決定の実施等）を促進しています。

表9-1-1 水俣病認定審査件数（令和4年（2022年）3月31日現在）（単位：人）

	申請総件数	取下げ等	認定	棄却	申請中の方の数
累計	22,318	6,988	1,790	13,171	369
令和3年度	108	21	0	77	

2 水俣病に関する不服申立て及び訴訟

(1) 水俣病に関する不服申立て

現状・課題

水俣病認定申請棄却や、水俣病補償給付不支給等に対して不服のある方は、法律の規定に基づき不服申立てを行うことが可能です。

表9-1-2 総件数・処理件数(取下げ等を含む)・未処理件数(令和4年(2022年)3月31日現在)

	総件数		処理件数(取下げ、手続き終了を含む)		未処理件数
		うち令和3年度		うち令和3年度	
新法(異議申立て)	960	0	960	0	0
新法(再調査請求)	612	21	489	34	9
新法(審査請求)	561	10	502	11	59
旧法(異議申立て)	1	0	1	0	0
旧法(審査請求)	516	0	516	0	0
計	2,650	31	2,468	45	68

※新法（公害健康被害の補償等に関する法律） ・旧法（公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法）

(2) 水俣病関係の訴訟

現状・課題

令和3年度(2021年度)末現在では、以下のとおり、国家賠償等請求訴訟4件、行政訴訟3件の計7件が係属中となっています。

- ・ **ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟（4件：熊本・東京A・東京B・近畿）**

水俣病不知火患者会の会員が、チッソ(株)、国及び熊本県を相手に、一人当たり450万円の損害賠償請求を求める国家賠償等請求訴訟を、平成25年(2013年)6月に熊本地裁、平成26年(2014年)8月及び平成29年(2017年)4月に東京地裁、平成26年(2014年)9月に大阪地裁に提起されました。その後の追加提訴により、令和3年度(2021年度)末現在で原告数は1,587名となっています。(※熊本1,374人、東京A64人、東京B19人、大阪130人)

- ・ **水俣病認定義務付等請求訴訟（H27）**

平成27年(2015年)10月に、熊本県及び鹿児島県在住の水俣病被害者互助会の7名が、公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起されました。令和4年(2022年)3月熊本地裁は、原告全員の請求を棄却しました（認定義務付けを求める部分は却下）。

- ・ **水俣病認定義務付等請求訴訟（H30）**

平成30年(2018年)12月に、水俣市在住の原告1名が母の公健法に基づく水俣病決定申請棄却の取消し及び決定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起されました。

- ・ **水俣病認定義務付等請求訴訟（R2）**

令和2年(2020年)6月に、大阪府在住の原告1名が公健法に基づく水俣病認定申請棄却の取消し及び認定義務付けを求める行政訴訟を熊本地裁に提起されました。

第2節 水俣病総合対策事業及び保健福祉対策

1 水俣病総合対策事業（医療事業・健康管理事業・水俣病相談窓口）

（1）医療事業

現状・課題

水俣病が発生した地域において、平成7年(1995年)の政治解決により、水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する方に医療手帳を交付し、また、一定の神経症状を有する方に保健手帳(※)を交付し、療養費(健康保険適用診療の自己負担分)、療養手当(医療手帳のみ)、はり・きゅう施術・温泉療養費(上限あり)を支給しています。

また、平成17年(2005年)10月13日から、一定の神経症状がある方に対して、保健手帳(※)申請受けを再開し、平成22年(2010年)7月31日まで受付を行いました。さらに、平成21年(2009年)7月、特措法が施行され、平成22年(2010年)5月1日から平成24年(2012年)7月31日まで、水俣病被害者の救済申請の受付を行い、一定の要件を満たす方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費等を支給しています。

※特措法の施行に伴い、保健手帳は平成22年(2010年)5月から水俣病被害者手帳に統合され、平成24年(2012年)3月31日で失効。

取組み

- 医療事業(医療手帳・水俣病被害者手帳)の令和3年度(2021年度)の給付実績は、次のとおりです。

表9-2-1 医療手帳

	件数	金額(千円)
療養費	107,606	507,765
はり・きゅう 施術費	3,240	7,388
温泉療養費	2,614	11,346
療養手当	39,121	803,742
計	152,581	1,330,241

※金額は各項目とも千円未満を切捨て

表9-2-2 水俣病被害者手帳

	件数	金額(千円)
療養費	950,092	3,821,351
はり・きゅう 施術費	7,733	45,273
温泉療養費	16,704	76,701
療養手当	187,798	2,758,239
離島加算	8,344	8,344
計	1,170,671	6,709,908

※金額は各項目とも千円未満を切捨て

（2）健康管理事業

現状・課題

（ア）地域健康管理事業

水俣病が発生した地域に居住している住民の健康上の不安を軽減又は解消するため、①住民の健康診査（各市町が実施する健康診査に神経症状の問診や血液検査項目を上乗せして実施）や②健康診査後の指導等を行っています。

(イ) 健康不安者のフォローアップ健診事業

特措法に基づく救済措置の一時金等又は療養費のいずれにも対象とならないとされた方等で、昭和49年(1974年)12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者フォローアップ健診事業」を行っています。

(ウ) 健康不安者に対する健診事業

特措法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和49年(1974年)12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、1年に1回無料で健康診査等が受けられる「健康不安者に対する健診事業」を行っています。

取組み

- ・ 地域健康管理事業の令和3年度(2021年度)健康診査受診者数は、水俣市1,242人、芦北町1,152人、津奈木町378人、天草市御所浦町167人の合計2,939人でした。また、健康相談事業の利用実績は209件でした。

なお、健康不安者のフォローアップ健診事業の健診受診者数は160人、健康不安者に対する健診事業の受診者数は5人でした。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

現状・課題

住民の健康不安の軽減・解消等を図るため、平成18年度(2006年度)から水俣病相談窓口を水俣市、芦北町、津奈木町及び天草市御所浦町に、平成27年度(2015年度)には上天草市龍ヶ岳町にも設置し、健康相談や福祉相談、水俣病に関する行政施策の相談等に対応しています。

取組み

- ・ 令和3年度(2021年度)の相談件数は、水俣市1,941件、芦北町5,087件、津奈木町553件、天草市御所浦町272件、上天草市龍ヶ岳町464件の合計8,317件でした。

2 保健福祉対策

被害者救済とともに、水俣病発生地域における保健福祉の取組みを推進しています。

(1) 胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業

取組み

- ・ 平成18年度(2006年度)から、胎児性患者等の方々が住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるように、また、地域の活動に参加できるように、その支援に取り組む社会福祉法人等の6団体に対して、胎児性患者の方々を対象とした外出支援、交流サロン、在宅支援訪問等に係る経費の一部を補助しています。

3 地域の再生・融和対策

- ・ 水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぐとともに、地域の再生と融和の取組みを推進しています。

(1) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業

取組み

- ・ 保健福祉の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。
 - ① 水俣病被害者等保健福祉ネットワーク(安心して暮らせる地域づくりを目指した水俣・芦北地域の保健・福祉団体等のネットワーク)の運営
 - ② 水俣病犠牲者の慰霊に係る支援(慰霊式の実施に係る水俣市への補助)
 - ③ もやい直しの推進(「火のまつり」の実施に係る水俣市への補助)

(2) 水俣病関連情報発信(支援)事業

取組み

- ・ 水俣病関連の情報発信の取組みを促進するため、次の取組みを行いました。
 - ① 水俣病問題啓発事業
児童・生徒、教職員及び保護者や企業を対象とした啓発事業の実施。
※令和3年度(2021年度): 中学校13校、高等学校等12校、各教育事務所等15か所、教職員対象の現地研修1回、保護者向け5か所
 - ② 水俣病資料館の情報発信機能の強化を図る取組みに係る水俣市への補助

発 行 者：熊本県
所 属：環境立県推進課
発行年度：令和4年度（2022年度）